

# 総合リハビリテーション研究大会 in 広島

第31回 総合リハビリテーション研究大会 第8回 広島国際大学市民福祉公開講座

障害者権利条約の国内履行を推進するシンポジウムの開催事業

テーマ：「手と手を・・・ひろしまからの発信」

## 抄 録 集

日 時 2008年8月29日(金)・30日(土)

会 場 広島国際会議場

主 催 「総合リハビリテーション研究大会 in 広島」実行委員会  
財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

後 援 内閣府、厚生労働省、文部科学省、広島県、社会福祉法人全国社会福祉協議会、独立行政法人、  
高齢・障害者雇用促進機構、日本障害フォーラム、中国新聞社、NHK 広島放送局、中国放送、  
広島テレビ、広島ホームテレビ、テレビ新広島、広島県医師会、広島県理学療法士会、  
広島県言語聴覚士会、広島県看護協会、広島県社会福祉士会、広島県介護福祉士会、  
広島県社会福祉協議会、広島県老人保健施設協議会、広島県訪問看護ステーション協議会、  
広島県地域包括支援センター在宅介護支援センター連絡協議会、広島県身体障害者団体連合会、  
広島県身体障害者施設協議会、広島県手をつなぐ育成会、広島県知的障害者福祉協会、  
広島県精神障害者社会復帰施設連絡会、広島県精神障害者家族連合会、ひとは福祉会、  
広島国際大学

独立行政法人福祉医療機構（高齢者・障害者福祉基金）助成事業

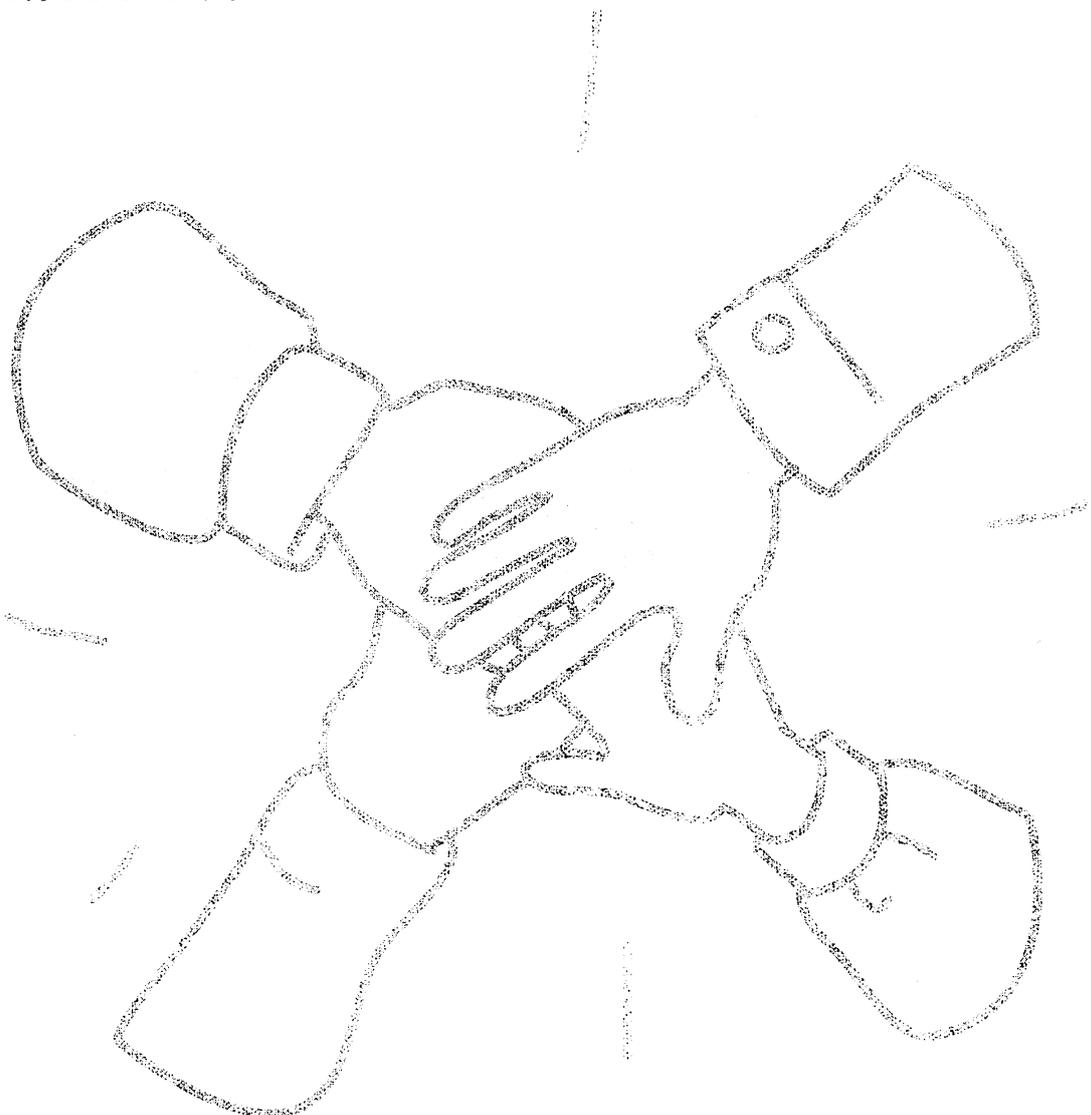
# 総合リハビリテーション研究大会 in 広島

## 大会テーマ:「手と手を・・・ひろしまからの発信」

### 開催要旨

「リハビリテーションは、障害をもった個人を援助し、可能なかぎりその機能を発揮させるように、そして社会の中にインテグレート(統合)させるように、医学的・社会的・教育的・職業的な手段を組み合わせる過程である。リハビリテーションは、障害をもった個人がなしえないことよりも、残された能力によって何をなしうるかが重要であるという哲学に基づいている。各個人が有するすべての能力を、最大限に活用した生活へのアプローチである。」と定義されています。

ご承知のように広島の地は、地域リハビリテーションの原点である、「人が人に対する優しさ」を具現化してきた土地です。この地でなしえたこと、また、われわれがこれから成さなければならぬことについて、ともに考える大会にしたいと思います。初秋の広島で皆さまのお越しをお待ちしています。



8月29日(金)

開会式 (ひまわり)13:00

大会委員長挨拶; 金田 一郎氏 (日本障害者リハビリテーション協会会長)

広島県ご挨拶; 河良 俊昭様 (広島県健康福祉局社会福祉部長)

実行委員長挨拶; 畑野 栄治 (はたのリハビリ整形外科病院院長)

今大会の意図するところ;

關 宏之 (総合リハビリテーション研究大会常任委員・実行委員会副委員長  
・広島国際大学大学院医療福祉学専攻、医療福祉学部教授)

【1】基調講演 (ひまわり)13:30~14:30 ..... 1

山口 昇氏 (尾道市公立みつぎ総合病院・病院事業管理者)

「地域リハビリテーションと地域包括ケアシステム」

【2】情勢報告 (ひまわり)14:40~15:00 ..... 4

松井 亮輔氏 (総合リハビリテーション研究大会常任委員長・法政大学教授)

「リハビリテーション・インターナショナル(RI)をめぐる最新の動き」

【3】各分科会コーディネーターによる課題整理 (ひまわり)15:00~17:00

コーディネーター; 關 宏之

①第1分科会;【権利条約の行方】

尾上 浩二氏 (特定非営利活動法人DPI日本会議事務局長)

②第2分科会;【「生きにくさ」と向き合う】

藤井 克徳氏 (総合リハビリテーション研究大会常任委員

・日本障害者協議会常務理事)

③第3分科会;【共通言語としてのICF】

大川 弥生氏 (国立長寿医療センター研究所生活機能賦活研究部部長)

④第4分科会;【組織連携とコーディネート】

橋本 康男氏 (元広島大学地域連携センター教授)

(広島県総務局国際課長)

⑤第5分科会;【社会資源の創造】

森 浩昭氏 (「僕らのアトリエ」販売店代表)

【4】懇談会 18:00~20:30 (参加希望者のみ)

於; 料亭 久里川

8月30日(土)

【5】分科会 9:30~12:00

- ①【権利条約の行方】(ひまわり) コーディネーター;尾上 浩二氏 .....10
- 1) 秋山 邦子さん・阿部 八重さん(さくら会代表) ..... 23
  - 2) 野沢 和弘氏(毎日新聞社夕刊編集部長) ..... 28
  - 3) 東 俊裕氏(元国連特別委員会日本政府代表団顧問・熊本県弁護士会) ..... 29
- ②【「生きにくさ」と向き合う】(コスモス①) コーディネーター;藤井 克徳氏 .....32
- 1) 湯浅 誠氏(「反貧困」著者、反貧困ネットワーク事務局長、NPO 法人  
自立生活サポートセンター・もやい事務局長) ..... 35
  - 2) 辻川 圭乃氏(「プロテクション・アンド・アドボカシー大阪(P&A 大阪)」  
代表・大阪弁護士会所属弁護士) ..... 38
- ③【共通言語としての ICF】(コスモス②) コーディネーター;大川 弥生氏 .....40
- 1) 吉川 一義氏(金沢大学 人間社会研究域 学校教育系 教授) ..... 41
  - 2) 井上 剛伸氏(国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所  
福祉機器開発部部長) ..... 48
- ④【組織連携とコーディネート】(ダリア①) コーディネーター;橋本 康男氏 .....51
- 1) 田川 精二氏(精神科医・くすの木クリニック院長・NPO 法人大阪精神  
障害者雇用支援ネットワーク代表理事) ..... 56
  - 2) 村上 須賀子氏(県立広島大学保健福祉学部教授) ..... 60
  - 3) 上田 正之氏(庄原市社会福祉協議会総合センター長) ..... 65
  - 4) 藤井 昭二氏(廿日市市自治振興部地域協働課長) ..... 69
- ⑤【社会資源の創造】(ダリア②) コーディネーター;森 浩昭氏 .....74
- 1) 城 貴志氏(滋賀県社会就労事業振興センター) ..... 82
  - 2) 宮本 立史氏(株式会社 山陰合同銀行北支店次長) ..... 90
  - 3) 寺尾 文尚氏(社会福祉法人 ひとは福祉会理事長) ..... 99
  - 4) 松浦 真英氏(清光寺住職・NPO 法人 かみじまの風理事長) .....102

【6】全体会

5名のコーディネーターから分科会の総括 (ひまわり) 13:00~14:00

分科会における主な論点と課題

閉会の辞 (ひまわり) 14:10~14:40

松井 亮輔(総合リハビリテーション研究大会常任委員長  
・実行委員会副委員長・法政大学教授)

「総合リハビリテーション研究大会 in 広島」の開催にあたって

実行委員会委員長

はたのりハビリ整形病院・院長

畑野栄治

暦の上では立秋が過ぎたとはいえ、酷暑の毎日が続いている中で、全国から広島大会に参加して頂きました皆様には厚く御礼申し上げます。

障害者における国の施策は、支援費制度から自立支援法そして新事業体系へと大きく変わっており、利用者・事業者とも今後の展望に期待と不安を抱いています。

そこで本大会の事務局である広島国際大学医療福祉学科及び実行委員が知恵を出し合っ  
て、広島らしさを出すべく「手と手を・・・広島からの発言」のテーマでプログラムを組み  
みました。地域ネットワークづくりの日本のパイオニアとして活躍してこられた山口昇先  
生の基調講演そして5つのパネルなどで熱い活発な討論を期待しています。

なお、大会終了後は、県内に二つある世界文化遺産や広島での観光など楽しんで頂けれ  
ば幸いです。



「総合リハビリテーション研究大 in 広島」の開催に当たって

実行委員会副委員長

(総合リハビリテーション研究大会常任委員)

広島国際大学大学院医療福祉学専攻、

医療福祉学部教授

關 宏 之

今大会の開催が広島に決まってからそんなに多くの時間があつたわけではありません。上田先生、澤村先生、松井先生のご示唆や、山口先生、畑野先生との出会いが本大会の開催を促してくれました。また、慌ただしい日程のなかでこれまたお忙しい先生方に実行委員のご就任のご依頼をし、先生方のご協力のもとで開催にこぎつけることができました。

いうまでもなく、広島地は、地域リハビリテーションの原点である、「人が人に対する優しさ」を具現化してきた土地です。この地でなしえたこと、また、われわれが成さなければならないこと、を考える大会にすべくテーマ設定をし、「手と手を・・・ひろしまからの発信」とさせて頂きました。

山口先生に「地域リハビリテーションと地域包括ケアシステム」についてお話し頂くとともに、現在、わが国やわれわれの現場が直面している「5つの課題」について、その解明・解決に向けた展望を探るためのシンポジウムを設定しました。5人のコーディネーターのみなさま、そしてシンポジストの先生方には、性急なお願いを致しましたことをお詫びするとともに、快くご登壇賜りましたことに深く感謝致します。

なお、今大会の運営全てを担って頂いた広島国際大学の坊岡教授をはじめとする教員の諸先生、ボランティアとしてかかわって頂いた学生諸君に深く感謝するものです。

さまざまな考え方が錯綜している今日にあって、「リハビリテーション」の視点に立ち返り、また、コーディネーターおよびシンポジストのみなさまから最前線からのご発言を拝聴できる機会を得て、参会者のみなさまと多くを共有できる大会にしたいと思ひます。



# 【 1 】 基調講演

(ひまわり) 13 : 30～14 : 30

「地域リハビリテーションと地域包括ケアシステム」

講師：山口 昇 氏

(尾道市公立みつぎ総合病院・病院事業管理者)

## [プロフィール]

### 山口 昇 氏 (やまぐち のぼる)

長崎市出身。昭和 32 年長崎大学医学部卒。昭和 37 年長崎大学大学院医学研究科修了(外科学、医学博士)。昭和 41 年より公立みつぎ総合病院長(当時は御調国保病院長)、平成 8 年より御調町保健医療福祉管理者、平成 15 年より病院事業管理者(公営企業法全部適用)。老人保健福祉審議会委員、公衆衛生審議会委員、医療保険福祉審議会委員、中央社会福祉審議会委員、医道審議会医師臨床研修検討部会委員、社会保障審議会介護給付費分科会委員をはじめ厚生労働省の各種検討会委員歴任。在宅ケアによる“寝たきりゼロ”をめざし、保健・医療・福祉の連携による地域包括ケアシステムを構築して地域ぐるみのケア体制をつくり上げ、その結果寝たきり老人を3分の1に減らす。介護保険制度創設に研究会・審議会委員として当初より関与。現在は新医師臨床研修制度における「マッチング」協議会運営委員、全国国保診療施設協議会常任顧問、全国老人保健施設協会名誉会長、日本医療機能評価機構評議員、医療研修推進財団理事、自治医科大学客員教授。昭和 61 年厚生大臣表彰、平成元年藍綬褒章、平成 3 年朝日社会福祉賞、平成 11 年読売医療功労賞を受賞。平成 15 年 11 月叙勲(瑞宝重光章)受章。

主な著書：

- 『寝たきり老人ゼロ作戦』(家の光協会出版・平成 4 年 5 月)
- 『国保直診の課題と今後の展望』  
(国診協・「地域医療」別冊平成 15 年 9 月)
- 『地域リハビリテーション』(医学書院・平成 13 年)
- 介護保険の政策・現場実践シリーズ  
『介護保険施設の運営管理と主要課題』編者、共著  
(東京法令出版・平成 12 年)
- 最新介護福祉全書「医学一般・公衆衛生」責任編集  
(メヂカルフレンド社・平成 17 年 12 月改訂)
- 『国保直診 難局を乗り切る』  
(国診協・「地域医療」別冊平成 19 年 3 月)
- 特集 超高齢社会の地域医療制度の展望  
『地域包括医療をめざす公立病院の現状と課題』  
(医学書院・公衆衛生 2007 年 11 月 15 日)

他多数



尾道市公立みつぎ総合病院

病院事業管理者 山口 昇

- 高齢化の伸展と高齢者のニーズ  
～ 後期高齢者の増と障害高齢者の増 ～
  
- 介護予防の重要性  
～ 寝たきり防止は可能か、尾道市御調町における寝たきりゼロ作戦 ～
  
- 地域包括ケアシステムの構築  
～ 保健・医療・介護・福祉の連携、施設ケアと在宅ケアの連携 ～
  
- 連携・ネットワークの重要性  
～ 点から線へ、線から面へ ～
  
- 地域リハビリテーションのめざすものと地域包括ケアシステム
  
- 今後の展望

## 【 2 】 情勢報告

(ひまわり) 14 : 40 ~ 15 : 00

「リハビリテーション・インターナショナル(RI)を  
めぐる最新の動き」

報告者：松井 亮輔氏

(総合リハビリテーション研究大会常任委員長・  
法政大学教授)

[プロフィール]

松井亮輔氏（まついりょうすけ）

国際基督教大学教養学部社会科学科、米国ノースイースタン大学大学院リハビリテーション・アドミニストレーション研究科修了後、社会福祉法人日本キリスト教奉仕団アガペ身体障害者作業センター所長、雇用促進事業団（現・独立行政法人雇用・能力開発機構・職業能力開発総合大学校福祉工学科教授、国際労働事務局（ILO）アジア太平洋地域担当職業リハビリテーション・アドバイザー、日本障害者雇用促進協会（現・独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構）審議役などを経て、現職は法政大学現代福祉学部教授。その他、財団法人日本障害者リハビリテーション協会副会長、障害分野 NGO 連絡会会長、アジア太平洋障害フォーラム（APDF）事務局長などを務める。

専門領域は、障害者の職業リハビリテーションおよび雇用、障害者福祉、ならびに障害分野の国際協力である。

主な著書には、「職業リハビリテーション学」（共著、協同医書出版社、2006年）、「現代障害者福祉学」（共著、学文社、2004年）などがある。



## RIをめぐる最近の動き

日本障害者リハビリテーション協会  
副会長 松井亮輔

## 1. RIとは

1922年 国際肢体不自由児協会として設立  
1948年 国際肢体不自由者福祉協会 (ISWC) に名称変更(会長ヘンリー・ケスラー医博、事務総長ドナルド・ウイルソン)  
1960年 国際障害者リハビリテーション協会 (ISR) に名称変更  
1972年 国際リハビリテーション協会(リハビリテーション・インターナショナル、RI)に名称変更

## 2. RIの主な実績

1968年 障害者に関する国際実態調査を実施。その結果、障害者数は世界人口の1割、約4億5千万人で、その3分の2は必要なリハサービスを利用できないであることを明らかにする。それに対応するため、70年代を「リハビリテーションの10年」と宣言。  
1969年 国際シンボルマークの設定。  
1979年 「80年代憲章」の公表。これは、1982年に国連総会で採択された、「障害者に関する世界行動計画」の雛形となる。  
1999年 「2000年代憲章」で権利条約制定を提唱。

## 3. RIの目的

「RIは、アドヴォカシー、リハビリテーション・リハビリテーション、アクセシビリティおよび社会参加を通して、教育、雇用および地域生活における障害者の権利およびインクルージョンを促進するグローバル、かつ、多様な会員から構成される団体である。」

## 4. RIの組織

RIの組織構成は、つぎのとおり。

- (1) 会員: 正会員、準会員、国際会員など  
現在の会員は、93カ国・地域の正会員120団体、準会員72団体、国際会員11団体など。
- (2) 役員会: 会長、次期会長、副会長(6名)、次席副会長(6名)、財務担当役員、常設委員会委員長(7名)をあわせ、22名から構成。
- (3) 常設委員会: 保健・機能、社会、労働・雇用、教育、ICTA、レクリエーション・余暇・身体活動の7委員会。
- (4) 事務局: 事務総長ほか4、5名のスタッフから構成。

## 5. RIと日本とのかかわり

1950年 日本肢体不自由児協会が加盟。(現在の会員は、日本障害者リハビリテーション協会)  
1958年 RI日本国委員会設立(会長・高木憲次医博、事務局長・小池文英医博。当初の事務局は、日本肢体不自由児協会。)  
1965年 第3回汎太平洋リハビリテーション会議開催(日本ではじめてのリハ国際会議)  
1981年 国際アビリンピック開催。身体障害者雇用促進協会(現・高齢・障害者雇用支援機構)もRIに加盟。  
1988年 第16回RI世界会議開催

## 6. RIをめぐる最近の動き(1)

### (1) 背景要因

- ①1980年 カナダ・ウィニペグでのRI総会(および第14回RI世界会議)を契機に、1981年障害者インターナショナル(DPI)が誕生。
- ②1999年 国際障害同盟(IDA)結成。現在の会員は、RIも含め、8国際障害NGO。  
2008年5月 IDA障害者の権利条約(CRPD)フォーラム結成。その運営委員会は、IDA8団体、地域障害ネットワーク組織5団体および、その他2団体から構成。

## 6. RIをめぐる最近の動き(2)

### (1) 背景要因

- ③IDAおよびIDA CRPDフォーラムの事務局は、RI内に設置。

\* IDAへの加盟条件は、役員会の構成メンバーの過半数が障害当事者、その親あるいは代弁者であること、とされることから、その条件を充たすべく、昨年のRI総会で規約を改正。

## 6. RIをめぐる最近の動き(3)

### (2) 名称の変更に関する提案

- ①リハビリテーション・インターナショナルのかわりにRIの略称のみを使うこと。
- ②Rights & Inclusionへの名称変更  
後者に変更する理由: 権利ベースのアプローチおよび国連・障害者の権利条約の意図を反映するRIの名称を採用すべきこと。

## 6. RIをめぐる最近の動き(4)

### (3) 保健・機能委員会(旧医学委員会)と社会委員会の合併に関する提案

医学モデルと社会モデルの総合化を志向するWHOの国際機能分類(ICF)への対応、というのがその主な理由のひとつとして挙げられている。

## 6. RIをめぐる最近の動き(5)

### (4) 2008年4月のRI役員会の結論

名称変更および、保健・機能委員会と社会委員会の合併のいずれも役員会メンバーの多くは、反対。その結果、2008年8月下旬のカナダ・ケベックでのRI総会にはこれらを提案しないことに決定。

## 6. RIをめぐる最近の動き(6)

### (5) RI戦略プラン(2008年~2012年)(1)

2008年RI総会で提案されるRI戦略プランには、つぎのような目標および目的が掲げられている:

目標1: 国、地域および国際レベルでの権利条約の履行

目標2: 機会均等およびインクルージョン

目標3: 地域と常設委員会のRIネットワークの強化など。

## 6. RIをめぐる最近の動き(7)

### (5) RI戦略プラン(2008年～2012年)(2)

目標1の目的4として、「専門家助言、アドヴォカシーおよび研修プログラムを通してハビリテーション及びリハビリテーションを促進すること」が掲げられている。

なお、権利条約第26条では、「ハビリテーション及びリハビリテーション」は、つぎのように規定されている。

## 6. RIをめぐる最近の動き(8)

### (6) 権利条約第26条「ハビリテーション及びリハビリテーション」

1. 締約国は、障害者が最大限の自立、十分は身体的、精神的、社会的及び職業的な能力、並びに生活のあらゆる側面への完全なインクルージョン及び参加を達成し、かつ、維持することを可能とするため、ピアサポートを通じたものを含む、効果的かつ適切な措置をとる。このため、締約国は特に、保健、雇用、教育及び社会サービスの分野においてハビリテーションおよびリハビリテーションについての包括的なサービス及びプログラムを企画し、強化し、及び拡張する。

## おわりに

RIをめぐる最近の動きは、総合リハ研究大会のあり方を考える上で、参考になることが少なくないと思われる。

総合リハ研大会がめざすところは、各専門分野をないがしろにするのではなく、各専門分野の実践や研究を深めながら、包括的なプログラムやサービス構築・確立に向けての共同実践や共同研究の推進と思われる。何らかの形でリハにかかわるわたしたちがアイデンティティを見失うことなく、リハ分野での国際的貢献も含め、時代の要請にどう適切にこたえていくかを一緒に考える場として、この大会がさらに充実したものになることを期待したい。

## 【5】分科会①

### 権利条約の行方

(ひまわり) 9:30~12:00

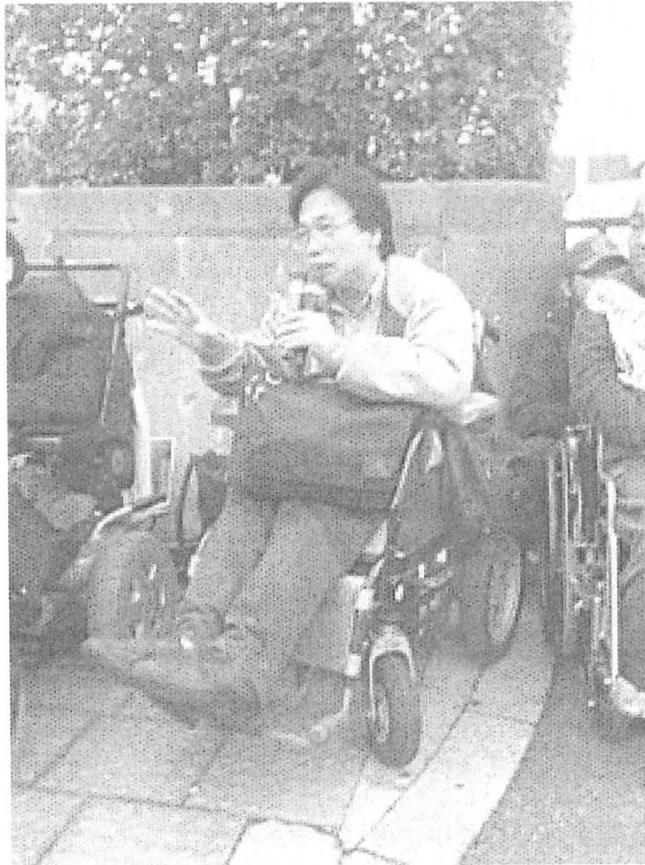
コーディネーター：尾上 浩二氏

- 1) 秋山 邦子さん・阿部 八重さん (さくら会)
- 2) 野沢 和弘氏 (毎日新聞社夕刊編集部長)
- 3) 東 俊裕氏 (元国連特別委員会日本政府代表団顧問・  
熊本県弁護士会)

[プロフィール]

尾上 浩二 氏 (おのうえこうじ)

1960年大阪に生まれる。小学校を養護学校、施設で過ごした後、普通中学・高校へ進む。78年大阪市立大学に入学後、障害者問題のサークル活動をきっかけに、自立生活運動に取り組み始める。2002年札幌で開催されたD P I 世界会議に向けた地域集会で全国各地を飛び回る。2005年通常国会、2006年臨時国会で、障害者自立支援法に関する参考人として意見陳述。現在、D P I 日本会議事務局長、自立生活センター・ナビ運営委員等



## 【権利条約を障害者権利確立のテコに―第 19 条を例に】

### 第 19 条 自立〔自律〕した生活及び地域社会へのインクルージョン

この条約の締約国は、障害のあるすべての人に対し、他の者と平等の選択の自由を有しつつ地域社会で生活する平等の権利を認める。締約国は、障害のある人によるこの権利の完全な享有並びに地域社会への障害のある人の完全なインクルージョン及び参加を容易にするための効果的かつ適切な措置をとるものとし、特に次のことを確保する。

(a) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の生活様式で生活するよう義務づけられないこと。

(b) 障害のある人が、地域社会における生活及びインクルージョンを支援するために並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（パーソナル・アシスタンスを含む。）にアクセスすること。

(c) 一般住民向けの地域社会サービス及び設備が、障害のある人にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害のある人の必要に応ずること。

①第 19 条のタイトル「自立した生活」、前文「個人の自律及び自立（自ら選択を行う自由を含む。）」、第 3 条 a 「固有の尊厳、個人の自律（自ら選択を行う自由を含む。）及び人の自立の尊重重要」等に見られる自立生活運動が提起してきた「自立生活」概念が採用されている意義

→「自立支援法」の基本的問題として、以下のような点が指摘できるのでは？

・「自立支援法」第 1 条（目的）「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう」の問題

cf 障害者基本法の 2004 年改正での「自立への努力」項目の削除の意味

・「自立支援法」では障害者自らの選択ではなく、「障害程度区分」で利用できるサービスや国庫負担金が決まることの問題。

・また、前文にある「機能障害（インペアメント）のある人と態度上及び環境上の障壁との相互作用」との障害概念と、環境との相互作用を捨象した（と仮定している）「障害程度区分」との矛盾

②第 19 条 a 項の規定を施設・病院中心主義（隔離政策）からの転換の契機にどうしていくか？

→以下のような「言い訳」に対する論点整理

・「自立支援法では、日中と夜間を分けたから 24 時間閉じ込めでは無くなった」

・「行政の措置とは異なり、利用者と事業者との契約なので、特定の生活様式を義務づけるものではない」等々

③事実上、地域の社会資源が不十分な中での「特定の生活様式」の強制されないようにしていくことが必要

→第 19 条 b 項「地域社会における生活及びインクルージョンを支援するために並びに地域社会から

の孤立及び隔離を防止するため」の「地域生活サービス関連へのアクセス」が規定されていることの重要性

- ・「自立支援法」の中に、在宅サービス以外に、入所施設関連のサービスも含まれていることの問題
- ・「自立支援法」の仕組みでは、結局、「重度障害者は施設へ」という流れになっていること（国庫負担基準の仕組みや、ケアホームの定義・単価等の問題）
- ・地域の社会資源整備の責任をどう求めていくことができるか
- ・脱施設化訴訟の可能性

④具体的なサービス項目としては、次のような点が活用しうる

・第 19 条 b「パーソナル・アシスタンスを含む」との規定→パーソナル・アシスタント・サービス制度の実現の可能性

・「参加を容易にするため」との規定→あらためて（現在の地域生活支援事業ではなく）社会参加を支援する制度として移動介護を確立することができるか

・地域生活支援事業の移動支援事業化以降、「必要不可欠な社会参加と余暇」に分けて支給時間上限を決める自治体が増えている。行政による恣意的とも言える「参加」概念のカテゴライズ化は、「他の者との平等」上問題はないか？

cf 大田区訴訟での「上限 32 時間＝障害のない者の余暇時間」は、それ以外の社会参加の時間を勘案していないので問題と指摘している判決

⑤地域生活サービスの整備と「合理的配慮」との関係は？

・障害者の日常感覚からすると、地域生活のためのサービス・支援は、障害故に必要な「合理的配慮」と言えるのでは

・また、上記との関連で「自立支援法」での「応益負担」で課せられることの論点整理

⑥第 19 条 c にある「一般住民向けの地域社会のサービス及び設備」の具体的内容は？

→国内履行の課題を整理していくために、その項目を明確化するとともに、対応した関連法規の洗い出しが必要では？

⑦第 19 条に関しては、介護や居住をはじめとする、いわゆる「社会権的規定」に関わる部分が多い。

この点に関連して、第 4 条－2 の規定が懸念される。

ただ、その中にある「自国における利用可能な資源の最大限の範囲内」を所与の予算配分を前提にするのではない議論ができるか。OECD 諸国の中で最低水準と言われる障害者予算の配分から日本の経済力等の水準に見合ったものにするこも、「利用可能な資源の最大限の範囲」と言えないか

## JDF（日本障害フォーラム）内閣府関係意見書

※条約仮訳文は川島・長瀬仮訳（07年10月29日版）を使用しています

### 1. 障害および障害者の定義の見直し（前文(e)、第1条、第2条他）

#### (1) 障害の定義の見直し

この条約の交渉過程においては、特定の障害者が排除されないように、第1条の「障害者」の前に「すべての」という修飾語が付され、さらに末尾に「含む」という言葉が加えられた。この条約の趣旨に照らして、日本の障害法制における「障害者」の定義を点検し、特定の障害者が排除されないようにして見直さなければならない。たとえば、福祉サービス・障害年金・社会手当・生活保護の受給等にかかわる通知や政省令を含むすべての現行法令において、身体の欠損や機能の状態に偏った支給決定基準や障害程度区分を見直し、廃止すべきである。

また、新たな立法措置を講ずる場合にも、この条約の趣旨に照らして「障害」及び「障害者」の定義を設けなければならない。たとえば、「障害者差別禁止法」（仮称）や「総合的な福祉法（総合サービス法）」（仮称）等の立法措置を講ずる場合にも、身体障害者福祉法等の現行障害者関係法令に準拠する一元的な基準によらず、難病等の特定の障害者が排除されてはならない。

#### (2) 政府仮訳文

以上の問題意識から、政府仮訳文の翻訳の問題を取り上げる。いうまでもなく、政府仮訳文は条約実施のための施策を検討していく段階で参考とされる非常に重要なものである。

第1条の後段の部分を政府仮訳文では「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む」と訳している。問題は、①impairmentとdisabilityの訳し分けができていないこと、②which以下は、impairmentsを修飾しているものであり、誤訳の可能性が高い、ということである。さらに、この訳文では、障害者の範囲が限定的に解釈される恐れがあり、条約の目的に合致したふさわしい訳とはいえない。厚生労働省もICF（国際障害機能分類）の訳でimpairmentを「障害」とは訳しておらず、JDFとしてはimpairmentを「インペアメント」や「機能障害」や「機能障害」（構造障害を含む）等として、disabilityと訳し分けるべきであると考えられる。

#### (3) 「盲ろう者」の訳について

deafblindを「視覚障害者と聴覚障害者の重複障害」と訳している部分がある（第24条）。deafblindは一般的に「盲ろう者」と訳されるべきである。ここでは障害者の定義に関連する事項として問題提起を行うものである。

#### 【説明】

障害及び障害者については、概念が前文(e)と第1条で述べられている。第1条は、障害者には、障壁との相互作用から他の人との平等を基礎とした社会参加を妨げる機能障害をもつ人をも含むとしている。上記1（1）のとおり、権利条約での障害の概念が日本の現行法におけるそれより広いことは間違いない。現行の障害関連の福祉法制度は、デシベル、身体の可動域や欠損、臓器別等の機能障害や疾病、IQに傾斜した障害認定制度となっている。そのため、高次脳機能障害、いわゆる発達障害、難聴、難病等の場合、生活上の困難さが反映されず制度の狭間におかれてしまい、必要な諸制度が利用できない問題点がある。

上記に関連して 2007 年 7 月、北九州市では肝臓に障害をもつ方が餓死する事件がおきている。現行の日本の福祉施策は、臓器別や疾病別に規定された対象要件があるため、肝機能障害等の内部障害、慢性疾患者の継続的な体力の制限、疲れやすさは同じ内部障害でも、臓器や疾病が違うために勘案されず、様々な雇用施策の対象要件となっている障害認定も取れず、障害年金制度の対象にもなりにくい現状にある。まさに、「福祉制度の狭間」にさらされている。生存権を保障する生活保護が唯一生活を成り立たせる最後のセーフティ・ネットとなっている。このような制度上の不備は、障害者基本法の附帯決議等にあげられてから 10 年以上も放置されたままとなっており、2 度とこのような事件を繰り返さないためにも、早急な対策と現状を踏まえた改正を進める必要がある。これらの問題認識から 12 月 13 日の国連における政府の発言を再確認することが求められる。

## 2. 第 2 条「定義」関連

### (1) コミュニケーション

- ①『筆記』に要約筆記が含まれること
- ②「触覚コミュニケーション」には、「触手話」、「手書き」、「指点字」等の「盲ろう者のコミュニケーション手段」が含まれること
- ③上記②に関連して、第 9 条 2 (e) に関する部分で、「ライブラシスタンスの諸形態と媒介者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳者を含む。）」には、「盲ろう者向け通訳」や「要約筆記通訳」等も含まれていることの確認。
- ④政府仮訳文の訳語に関して第 2 条ではコミュニケーションを「意思疎通」と訳している。コミュニケーションの解釈を狭める恐れがあり、問題であると考えられる。

### (2) 言語

- ①第 2 条定義において手話は言語であると定義されている。これを踏まえて、国内で言語には音声言語と手話言語があることの規定、社会のあらゆる場面で音声言語と対等に手話を使う権利、及び手話（通訳）による情報・コミュニケーション保障を受ける権利行使への国内法整備が必要である。

### (3) 合理的配慮（第 2 条ほか）

- ①『不釣り合いな又は過度な負担を課さないもの』の立証責任は、合理的配慮を求める側ではなく、配慮を準備する側にあることの確認

## 3. 障害者の差別を禁止する新たな権利法の必要性

### （第 2 条、第 3 条、第 5 条他）

#### (1) 障害者差別禁止法（仮称）

権利条約の「非差別平等」原則に基き、条約における「障害に基く差別」の概念を確認し、何が差別で何が禁止されるのかを法律で定めること、合理的配慮の内容等を定める法制度が必要である。また裁判規範性などを取り入れ、差別禁止の強制性と実効性を担保する必要から、条約の規定する障害による差別を禁止する法制度＝障害者差別禁止法（仮称）が必要である。

#### 【説明】

第 2 条の「障害に基く差別」の定義は、特に注目すべき部分である。すべての人権及び基本的自由の認識、享有、行使を害し、無効にする目的又は効果を差別としており、「直接差別」「間接差別」が含まれている。この点について、日本政府が、条約交渉過程において、「あらゆる形態の差別」（2 条）の中には、直接差別のみならず間接差別も含むと述べたことに留意しなければならない。

さらに、「合理的配慮を行わないこと」が「障害に基づく差別」と定められことは、障害者の実質的な平等を図るために障害者が勝ち取ってきた新たな概念が国際条約に明文化されたという大きな意義を持つ。また、第2条に定義されている「合理的配慮」は障害者と障害をもたない人の実質的な平等・機会均等を確保するための新しい概念であり、権利条約における重要ポイントとされている。第3条の一般的原則でも非差別平等を規定し、第5条では、実質的な平等をはかり、差別を禁止するという個別条項が設けられ、合理的配慮の確保を規定している。

この点について、条約交渉過程において、日本政府が、合理的配慮を障害差別と関連づけることには消極的な姿勢をとっていたが、これが条文中に明記されることになったことに留意すべきである。したがって、条文中に差別であると明記されたことにより、この条約と国内法とが抵触していると考えられることができる。

以上をかんがみるに、権利条約に基づいて「障害に基づく差別」を規定し、禁止する法制度の確立が必要であり、「合理的配慮を行わないこと」を障害差別として国内法で明記しなければならない。改正された障害者基本法3条で差別の禁止を謳っている点は前進と評価しているが、何が差別なのか言及しておらず、裁判規範性がないばかりか、救済手段についても明示されておらず、実際の差別事例にはなんら効力を発揮しえない現状は放置できない。

#### 4. 条約に反する現行法令の改廃（第4条、第5条及びその他の関連条項）

##### (1) 権利条約に違反する現行国内法制度の洗い出しおよび改正・廃止

第4条(b)で「障害のある人に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適切な措置（立法措置を含む。）をとること」とある。同規定に基づき、条約に反する法令の改廃が必要となる。

#### 5. 批准と国内法整備にむけた障害者団体の参画の確保の必要性

##### （前文(o)、第4条、第33条他）

##### (1) 国内法制度についての検討委員会の設置

第4条の規定にかんがみ、障害者および障害者団体の参画の保障についての具体的な方法を明確にすべきである。国内法整備についての検討委員会を設ける等、定期的な政府とNGOの協議体制の確認をしたい。

#### 6. 条約の周知化を含む意識向上（第8条、第49条）

(1) 障害者週間等、内閣府など政府が行っている障害者関連の行事については、障害者団体と共にすべきである。

(2) 第49条にも関連して、条約の啓発パンフレット(Q&Aを含む)や知的障害者等に向けたわかりやすい解説書の作成、日本手話版の作成を障害者団体と共同で行うべきである。

##### 【説明】

(2)に関連して、ハンガリー手話版はすでに以下のように国連サイトに掲載されている。

<http://www.szmm.gov.hu/main.php?folderID=16485>

## 7. 条約の実施とモニタリング（第33条）

- (1) 政府内に局級の中心的機関の設置をすべきである
- (2) パリ原則に基づく政府から独立した権利条約の実施に関する仕組みを作る必要がある
- (3) 「救済機関」に関して

教育、労働・雇用などの場面で、情報保障に関して「合理的配慮」を求める場合は、即時的救済を必要とすることが非常に多い。国内に設置される救済機関に、即時的救済・仮処分の権限を付与し、本人が簡便な救済申し立てが出来る制度を確立すべきである。

- (4) 条約実施における当事者参画の保障

### 【説明】

障害者の権利条約以外の国連人権条約で、①「独立した条文中」、②「パリ原則に基づく」、③「条約実施を促進・保護・監視するための」、④「独立した枠組の」、⑤「維持・強化・指定・設置」、という5点を同時に義務づけている条項を有するもの（33条2項）はない。これは、国連や国際社会が、条約の国内における実施とモニタリングの重要性を深く認識してきたからに他ならない。わが国ではかつて国会で、例えば子どもの権利条約と、拷問等禁止条約の締結承認に当たり、独立した人権救済機関ないしオンブズマンの設置は必要ない（既存の国内諸制度を活用・強化すべきである）、という政府答弁があったが、こうした認識を変える必要がある。

第33条第1項では、政府内に中心的機関を指定するとしている。現状では、内閣府の障害者施策担当室が考えられるが、女性の条約を所管している「男女共同参画局」とは、各省庁との関係で格段の権限の違いがある。女性差別撤廃条約批准等によって、内閣府には男女共同参画局が置かれたことをかんがみ、同程度或いはそれ以上の権限を持つ期間が必要となってくる。また、同条第2項では「この条約の実施を促進し、保護し及び監視するための独立した仕組みを国内で維持し、強化し、指定し及び設ける。」と規定されている。「独立した仕組み」は、国連人権委員会が「国内人権機関」に関するガイドラインとして策定した「パリ原則」（1993年）を踏まえたものであり、条約の実施には大変重要な事項となってくる。

さらに同条第3項に規定されているように、条約の国内における実施過程には、障害者団体を通じて、障害者が完全に参加し、関与しなければならない。

## 8. 条約実施を前提とした政策体系の再構築と財政的な担保

- (1) 条約の実施のためには、省庁横断型の政策立案・実施の体系の再編が必要である。
- (2) 上記の政策体系再編において、予算体系の整理を含めた財政的担保が重要となる。

### 【説明】

権利条約の特筆すべきもののひとつとして、障害当事者を取り巻く問題の解決をその人の権利として構成していることがある。したがって、その履行のためには、政策立案や実施及びそれに伴う財源確保等の在り方についても、障害当事者個別の権利本位での見直しが前提となる。

たとえば、職場における介助は、障害者自立支援法の対象となっておらず、納付金制度上の予算から支給されている。しかし、その要件が実際の作業中の介助に限られるため、トイレ介助や飲水、食事等の介助ができないなどの非現実的な事態が生じてしまう。また、納付金制度上の通勤援助は極めて短期間の支給となり、かつ障害者自立支援法の地域生活支援事業においても、ほとんどの自治体は「通年、長期にわたる外出介護は認めない」としているため、実質的な制度の空白となっている。このように、労働権の保障といった観点からも当然保障されるべき職場・通勤における介助ひとつをとっても、行政側の担当部局と予算の費目ごとに支給基準が切り分けられているため、利用できなくなっている事態が看過されてはならない。

こうした例からみても、条約の実施の前提として、障害に関わる施策と予算の省庁部局横断的な再編が必要であり、介助のための給付の財源を雇用納付金、税金、障害者自立支援法等それぞれの予算からの財政調整を可能とする基金として構成したうえで、給付を個人のニーズに即した権利本位のものとする等の改革が求められていることを確認しておきたい。

## 障害者権利条約厚生労働省関連の項目についての意見書

日本障害フォーラム

### 1. 関連法制における障害および障害者の定義の見直し (前文(e)、第1条、第2条ほか)

#### (1) 条約と国内法制度の関係

2008年2月14日に開催した第2回政府意見交換会において、障害及び障害者の定義につき、JDFより以下の意見を出したところである。その際に、厚生労働省の出席者から、障害者自立支援法に関しては、条約の批准やその内容には拘束されず独自の視点からの見直しを行うとも受け取れる旨の発言があった。

すでに日本政府が署名を行っている国際条約に対する国内行政機関としての姿勢、及び障害者権利条約に対応した障害者自立支援法（以下、自立支援法）をはじめ、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、障害者雇用促進法など関連法制度の見直しの具体的内容を明らかにしていただきたい。

#### (2) 身体障害者福祉法第4条に基づく身体障害者障害程度等級表

(1)に関連して、例えば聴覚障害の場合、身体障害者福祉法の規定はWHOの規定など、国際的な水準と大きく異なっている。身体障害者福祉法第4条に基づく身体障害者障害程度等級表（いわゆる別表）は、条約に沿って変える必要があると考えるが、見解を明らかにされたい。

#### 【07年度第2回意見交換会への意見書（1、障害(者)の定義）】

この条約の交渉過程においては、特定の障害者が排除されないように、第1条の「障害者」の前に「すべての」という修飾語が付され、さらに末尾に「含む」という言葉が加えられた。この条約の趣旨に照らして、日本の障害法制における「障害者」の定義を点検し、特定の障害者が排除されないようにして見直さなければならない。たとえば、福祉サービス・障害年金・社会手当・生活保護の受給等にかかわる通知や政省令を含むすべての現行法令において、身体の欠損や機能の状態に偏った支給決定基準や障害程度区分を見直し、廃止すべきである。

また、新たな立法措置を講ずる場合にも、この条約の趣旨に照らして「障害」及び「障害者」の定義を設けなければならない。たとえば、「障害者差別禁止法」（仮称）や「総合的な福祉法（総合サービス法）」（仮称）等の立法措置を講ずる場合にも、身体障害者福祉法等の現行障害者関係法令に準拠する一元的な基準によらず、難病等の特定の障害者が排除されてはならない。

#### 【説明】

障害及び障害者については、概念が前文(e)と第1条で述べられている。第1条は、障害者には、障壁との相互作用から他の人との平等を基礎とした社会参加を妨げる機能障害をもつ人をも含むとしている。上記1(1)のとおり、権利条約での障害の概念が日本の現行法におけるそれより広いことは間違いない。現行の障害関連の福祉法制度は、デシベル、身体の可動域や欠損、臓器別等の機能障害や疾病、IQに傾斜した障害認定制度となっている。そのため、高次脳機能障害、いわゆる発達障害、難聴、難病等の場合、生活上の困難さが反映されず制度の狭間におかれてしまい、必要な諸制度が利用できない問題点がある。

上記に関連して2007年7月、北九州市では肝臓に障害をもつ方が餓死する事件がおきている。現行の日本の福祉施策は、臓器別や疾病別に規定された対象要件があるため、肝機能障害等の内部障害、慢性患者の継続的な体力の制限、疲れやすさは同じ内部障害でも、臓器や疾病が違うために勘案されず、様々な雇用施策の対象要件となっている障害認定も取れず、障害年金制度の対象にもなりにくい現状にある。まさに、「福祉制度の狭間」にさらされている。生存権を保障する生活保護が唯一生活を成り立たせる最後のセーフティ・ネットとなっている。このような制度上の不備は、障害者基本法の附帯決議等に基づいてから10年以上も放置されたままとなっており、二度とこのような事件を繰り返さないためにも、早急な対策と現状を踏まえた改正を進める必要がある。これらの問題認識から、2006年12月13日の国連における政府の発言を再確認することが求められる。

## 2. 障害のある子どもの権利（第3条(e)、第7条、第23条ほか）

条約は、成人とは区別して発達する時期にある子どもの権利を尊重することを一般原則として規定し、第7条において、基本的人権の確保、最善の利益の考慮、年齢と発達にふさわしい意見表明の権利の実現など、子どもの権利条約で示された原則が障害のある子どもに達成されることを求めている。

しかし、わが国においては、そもそも子どもを権利の主体として規定する法律は存在しない。子ども（障害のある子どもを含む）の福祉施策の基本となる児童福祉法をはじめとする条約批准にかかわる国内法の見直しにおいて、子どもの権利を明確に法律に盛り込むといった視点での検討が必要と思われるが、この点での見解をうかがいたい。

## 3. 障害者団体との協議（第4条、第33条ほか）

厚生労働省は、今年（2008年）4月、「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応のあり方に関する研究会」を立ち上げている。ここに、JDFとしての参加ができていない状況にある。2002年に国連における特別委員会が開かれて以来、日本障害フォーラムが、条約交渉に関わってきたという経緯がある。日本政府代表団の顧問もJDFのメンバーであった。障害者団体の参加等は、今後の条約の国内履行においても大変重要である。

そうした点から、当該研究会を始め、その他の条約に関する検討や研究・審議の場において、個別の構成団体からだけではなく、JDFとしても参画する必要があると考えるが、この点について、見解を明らかにしていただきたい。

## 4. 地域における自立生活の権利としての保障（第3条、第19条、第20条ほか）

### （1）地域で生活する権利について

第19条では、障害者が障害のない人と平等に、自分の住む地域や誰と住むかを選択し、生活権利があるとしている。また、同条(a)項では、本人の望まない特定の生活様式を義務付けられないと規定している。わが国において、入所施設や病院でなく、地域での生活を選択し、暮らす権利及びそのために必要な介護保障と所得保障は実質的に確保されているかについて、見解を明らかにしていただきたい。

### （2）地域社会での生活と完全な参加を可能にする施策の拡充

#### ①必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会の支援サービスへのアクセス

「施設から地域へ」とのスローガンは掲げられても、未だに施設中心のサービス・財源となっているのが現実である。条約では、地域での自立生活のために、「必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービスにアクセスすること」とされている。どんなに重度の障害があっても、地域で自立して生活できるようなサービス基盤を整備していくためには、どのような法律・制度を進めていく必要があると考えているか。

また、条約に明記されている「パーソナル・アシスタンス」を確保するための、今後の居宅介護の質的量的充実及び介護者の確保に対する具体的な施策を明らかにしていただきたい。

#### ②「地域移行」の推進の方策について

「精神障害者退院促進事業」等が進められてはいるものの、施設や病院から地域への移行に関する現行の施策において、実質的な地域移行は進んでいないと認識しているが、見解を明らかにされたい。

### （3）障害者自立支援法の見直し等

#### ①条約の「自律・自己決定」と地域における生活の権利規定との関係

同法1条の目的に、「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう」となっており、条約の「自律・自己決定」と異なっている。この規定に変わる、障害者の自律・自己決定を基本におき、地域における生活を権利と定めた法律として改変することが必要だと考えられることにつき、見解を明らかにされたい。

#### ②障害者自立支援法の「障害者等の範囲」の見直し

障害者自立支援法の障害者等の範囲に関しては、障害者基本法の付帯決議で15年以上前から指摘されていること、障害者自立支援法の附則等を踏まえ、障害者手帳を持っていないいわゆる発達障害、難病等においても、医師の意見書、勘案事項、1週間の利用計画表等の支給決定過程でサービスニーズが必要であると認められたものも、障害者自立支援法の対象とすべきと考え、見解を明らかにされたい。

#### ③個人の移動性の確保と移動支援

第20条では、「障害のある人が選択する方法及び時に、かつ、負担可能な費用で、障害のある人の個人の移動性を容易にすること」とされている。しかし、各種の利用制約やその費用負担により移動が困難になるなど条約に反する状態も生じていることにつき、見解を明らかにされたい。

#### ④アクセシビリティの確保とコミュニケーション支援

コミュニケーション支援は裁量的経費である「市町村地域生活支援事業」の中に位置づけられている。手話通訳者や要約筆記者等の派遣事業は、未実施の市町村が多く残されていて、すべての地域で必要とされるニーズに対応できていない状況がある。また、一部自治体では有料化も始まっている

第21条では、「手話、点字、拡大代替〔補助代替〕コミュニケーション並びに自ら選択する他のすべてのアクセシブルなコミュニケーションの手段、形態及び様式を用いることを受け入れ及び容易にすること」を求めている。こうした条約の規定に反し、コミュニケーション支援の確保を困難にする事態が生じていると考えるが、見解を明らかにされたい。

#### ⑤サービス利用抑制、サービス支給量の減少の問題

各地でサービスの利用抑制、サービス支給量の減少が起こっている。第19条によれば、完全でかつ効果的な社会参加及びインクルージョンという目的のための福祉サービスなのであり、社会権的権利実施における後退措置禁止義務に明らかに違反していることについて、見解を明らかにされたい。

#### 【説明】

障害者の地域生活に関連して、「個人の自律及び自立（自ら選択を行う自由を含む。）」「非差別平等」（第3条）の原則のもと、「自立した生活（生活の自律）及び地域社会へのインクルージョン」（第19条）との条項が規定されている。

第19条では、「障害のあるすべての人に対し、他の者と平等の選択の自由を有しつつ地域社会で生活する平等の権利」を明記した上で、「障害のある人によるこの権利の完全な享有並びに地域社会への障害のある人の完全なインクルージョン及び参加を容易にするための効果的かつ適切な措置」を締約国に求めている。

さらに、「特定の生活様式で生活することを義務づけられないこと」、「必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会の支援サービス（パーソナル・アシスタンスを含む。）にアクセスすること」等が提起されている。

## 5. アクセシビリティ、表現の自由と情報アクセス

### （第2条、第9条、第21条ほか）

第9条においてはサービス等へのアクセシビリティの確保について、第21条では情報を受け取ることを含む表現の自由の権利行使を確保するための適切な措置をとると規定されている。これらは、条約上の権利行使の最も基本となる部分である。

これらの条文については、第2条で定義されている「コミュニケーション」に関する手段が適切に保障されることが、条文の実施のために必要である。現行制度においては、ライブ・アシスタンスも含め、これらが「確保」され、または「適切な措置」が十分にとられているとは考えられない、という点について、見解を明らかにされたい。

## 6. 健康や医療（第4条、第12条、第25条、第26条ほか）

### （1）健康のための必要な法的整備

第25条(a)では「障害のある人に対し、他の者に提供されるものと同一の範囲、質及び水準の無償の又は負担可能な費用の保健サービス（性及び生殖に関する保健サービス、並びに地域社会の公衆衛生計画を含む。）を提供すること。」と規定されている。

障害のない場合よりも医療にかかる頻度は高いことから生じる医療費や通院費の費用負担、難病等への対応の遅れ、後期高齢者医療制度における「一定の障害者」に対する65歳以上の適用、など改善すべき点があると考えられることに付き、見解を明らかにされたい。

### （2）患者の権利の確立

第25条(d)では「保健の専門家に対し、他の者と同一の質の医療〔ケア〕（特に、十分な説明に基づく自由な同意に基づいた医療）を障害のある人に提供しよう要請すること。」と規定されている。精神保健福祉法の措置入院制度、心神喪失者等医療観察法における制度等、同項を始めとする条約の規定に違反すると考えられるが、今後、どのように変えていくのか、見解を明らかにされたい。

また、ハンセン病研究会では、患者の権利法が必要であるとの認識に至った旨の理解をしている。この点についての見解を明らかにされたい。

### （3）ピア・サポートの活用

第26条1項では、地域における自立とインクルージョンの達成のためにピア・サポートを活用するとあるが、この条項を推進する具体的な計画があるのか、見解を明らかにされたい。

## 7. 雇用・労働

### (1) 差別禁止と積極的差別是正措置（第4条、第5条、第27条など）

①雇用・労働分野での差別禁止のための制度について第27条の柱書きに関連して、雇用・労働の場面においても、合理的配慮を行わないことを禁止することも含む「障害に基づく差別」を禁止する法律が必要となるが、これについてどのようにお考えか、見解を明らかにしていただきたい。

#### ②雇用割り当て制度について

障害者雇用の推進に当たっては、身体障害者福祉法等の手帳制度を根拠としている障害の範囲及び等級の全面的な見直しを図り、現行のダブルカウントの見直しや根拠とされている障害者数の計算式の見直しが必要だと思われることについて、見解を明らかにしていただきたい。

第27条の(g)項に関連して、国及び地方自治体は、民間に率先し模範的に障害者雇用促進をおこないかつ現行の雇率の設定の引き上げも行うべきであると考えられることについて、見解を明らかにしていただきたい。

#### ③最低賃金法について

同法第7条において「最低賃金の減額特例」の対象になる者の中に、「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」があげられている。「他のものとの平等を基礎として」という条約の各所で使用されている文言のとおり、実質的な機会の均等を図ることが本条約の目的である。そこで、「精神又は身体の障害により」と明示されているのは条約の規定に反するのではないのか、見解を明らかにしていただきたい。

### (2) 個別事項について（主に第27条関連）

#### ① いわゆる福祉的就労の場における労働条件

一般就労で保障されている諸権利が守られていない。組合結成や参加も含めその改善が必要だと考えるのか。また、福祉的就労で障害者の収入から費用徴収をすることは、障害のない人と比較して公正かつ良好な労働条件とはいえない。以上の点の是非と具体的な改善策について、見解を明らかにしていただきたい。

また、ILOで提示され、各国で取り組まれている賃金補填等を含めた保護雇用（社会雇用）のわが国における制度化について、見解を明らかにしていただきたい。

#### ② 特例子会社制度について

障害者と障害のない人を分離する雇用体系になっていると考えられることについて、見解を明らかにしていただきたい。

#### ③ 継続雇用及び職場復帰に関する支援をする体制の整備

日本においては、障害者が就労した後においても、その雇用の継続をはじめ、昇給、昇進、職場復帰、転職に関する支援が特に不足していると考えられることについて、見解を明らかにしていただきたい。

#### 【説明】

本条約では、障害に基づく差別とは、不利益取り扱いにかかる直接差別と間接差別、さらに合理的配慮を行わないこととなっている。現在、わが国では、「自力通勤可能な者」や「介助者なしでの職務遂行能力が必要」といった条件が雇用の場面で課されることが多い（地方公務員など）。条約では、あらゆる形態の雇用にかかるすべての事項での差別を禁止するとした。合理的配慮義務が生じるのは当然のこととなるため、条約条文に沿った法制度の改正が望まれる。

また、わが国では、障害者の働く形態が、労働部署管轄となる「一般就労」と、福祉部署管轄となるいわゆる「福祉就労」に分かれている。同一の労働内容・作業内容でありながら、一方では一般就労、一方では福祉的就労の扱いとなり、不平等が生じている

さらに、雇用の継続の面では、就業・労働環境の問題が非常に大きい。例えば、コミュニケーションに課題を持つ聴覚障害者の場合は、就労した後十分なコミュニケーション支援が得られず、転職・離職・昇進差別など顕在化していない多くの問題に直面している。

## 8. 所得の保障（第19条、第28条ほか）

### (1) 障害者の所得保障

介護保障と並び、障害者の地域自立生活の最大の基盤として、障害者の所得保障を拡充する施策を実施することについて、障害者自立支援法の附則も鑑みて、その具体策を明らかにしていただきたい。

### (2) 自立支援法での利用者負担

第28条2項で、「締約国は、社会保護についての障害のある人の権利及びこの権利を障害に基づく差別なしに享有することについての障害のある人の権利を認めるものとし、この権利の実現を保障し及び促進するための適切な措置をとる。これには、次の措置を含む。」とし、その(a)では、「障害のある人が、清浄な水に平等にアクセスすることを確保するための措置、並びに障害のある人が、障害に関連する必要に係る適切かつ負担可能なサービス、器具・装具〔福祉用具〕その他の支援にアクセスすることを確保するための措置」とある自立支援法による利用者負担の仕組みは、福祉サービス、医療、補装具、地域生活支援事業と多岐に渡り、過大な負担となり、(a)項に反する事態も生じていると考えられることについて、見解を明らかにしていただきたい。

## 障害者権利条約文部科学省関連の項目についての意見書

日本障害フォーラム

### 1. インクルーシブ教育への政策の転換の確認

#### ①大臣答弁などからの確認

2006年6月14日衆議院本会議において、小坂憲次文部科学大臣(当時)は次のように答弁している。この答弁に変更はないことを確認し、「現場の体制整備」の方向性について明らかにされたい。ちなみに権利条約の第24条2項(c)では合理的配慮、同項(e)においては必要な支援を「完全なインクルージョンという目的に則して」提供することと規定した。また、条約の原則の一つに「社会への完全かつ効果的な参加とインクルージョン」(第3条)が規定された。この点に留意してお答えいただきたい。

「委員が御指摘いただきましたように、私も流れはインクルージョンの流れであるということをごここではっきりさせていきたい、こう思います。その上で、現場の体制整備を行っていきたい」

#### ②上記①に関連して初等中等教育局の見解

障害のある子どもが通常学級で学ぶための条件整備について、初等中等教育局としての見解を明らかにされたい。

#### ③条約第24条の「インクルーシブ」の解釈

第24条第1項柱書きでは「あらゆる段階におけるインクルーシブな教育」とあり、第2項(b)では「自己の住む地域社会でインクルーシブで質の高い教育にアクセスできること」となっている。この「インクルーシブ」という文言をどのように解釈しているのか見解を明らかにされたい。

#### ④障害をもつ子どもに対する異別取り扱いについて

学校教育法施行令第5条によって、当初より記載されている市町村の学齢簿から同施行令第22条の3に規定されている程度の障害をもつ子どもは都道府県に通知され、障害のない子どもと別扱いをされることで、市町村の教育委員会から就学通知が送付されないことになる。これは、障害を理由とした異別取り扱いであり、条約の規定するインクルーシブ教育に反すると思われるが、見解を明らかにされたい。

#### 【参考 関連条文】

##### ■学校教育法施行令第5条

市町村の教育委員会は、就学予定者(法第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。)で次に掲げる者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

1. 就学予定者のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)で、その障害が、第22条の3の表に規定する程度のもの(以下「視覚障害者等」という。)以外の者

2. 視覚障害者等のうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態に照らして、当該市町村の設置する小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者(以下「認定就学者」という。)

## 2. 教育を受けるために必要な支援や合理的配慮について

### ①障害のある子どもが教育を受けるための支援について

第2条や第24条等では、合理的配慮について定義し、合理的配慮義務を国に課している。合理的配慮においては第2条で『不釣り合いなまたは過重な負担』がある場合には行わなくてもよいという規定がなされている。しかし、特に義務教育課程では、他の者との平等を基礎とする限り、当該児童が学校教育を受けるために欠かすことのできない「配慮」をしないことは認められないと考えられるが、見解を明らかにされたい。

### ②合理的配慮義務を履行する体制の整備

第2条、第4条、第24条2項(c)の規定により、合理的配慮を行うための施策・制度を通う学校如何に関わらず、すべての障害をもつ子供に適用すべきである。これに関して貴省の見解を明らかにされたい。

### ③第24条1項(b)および(c)

第1項(b)「障害のある人が……(その)能力を最大限度まで発達させること」ならびに(c)「自由な社会に効果的に参加すること」を実現するために、通常学級をふくむすべての教育機関において教育条件の改善が急務であり、個人個人のニーズにあった支援が必要となるが、どのように考えるか見解を明らかにされたい。

### ④小中学校の施設設備の整備

小中学校の施設設備の整備を具体的にすすめるための計画を明らかにされたい。平成19年7月24日改正の小学校(中学校)施設整備指針は、「総則」において「特別支援教育推進のための施設」「施設のバリアフリー化」等を掲げている。しかし、これはあくまでも「指針」であり、拘束力はない。具体化のためにはどのようにお考えか。

## 3. 第24条第3項に関連して

### ①言語としての手話

第2条において手話は音声言語と同様に言語であると定義づけられた。第24条第3項(b)において、「手話の習得及びろう社会の言語的なアイデンティティの促進を容易にすること」と規定されている。インクルーシブな教育制度にあっても、「手話の習得及びろう社会の言語的なアイデンティティの促進」を確保するためには、ろうの子どもの集団での教育が必要であり、手話を言語として位置づけたろう教育の確立が必要である。現在のろう学校のありかたについて、どのような認識をお持ちか見解を明らかにされたい。

### ②難聴者等について

聴覚障害者には、ろう者、難聴者、中途失聴者が存在する。難聴の子どもは、聴覚を活用して成長しており、難聴の子どもの教育に関しては、聴覚を活用した日本語学習・学科学習ができるように、支援が行われなければならないと考える。また、聞こえの程度もさまざまであり、一人ひとりにあった支援が必要であるが、貴省の見解をお聞きしたい。

### ③deafblind(盲ろう)および盲ろう者に関連して

第24条3項(c)で、原文は”deafblind”と記述されているのに対し、政府仮訳文では、「視覚障害と聴覚障害の重複障害のある者」となっている。世界の多くの国では、「盲ろう」を独自の障害区分として位置づけられているので、「盲ろう者」とあらためるべきと考える。貴省として、「盲ろう」を独自の障害として考えているのか、見解を明らかにされたい。

### ④特別支援学校の課題

条約の内容に照らして、特別支援学校の課題について、とくに知的障害校の「過大化・狭隘化」についての認識、盲学校、ろう学校の統廃合の見解を明らかにされたい。

[プロフィール]

秋山邦子さん (あきやまくにこ)

埼玉県在住、趣味散歩



阿部八重さん (あべやえ)

東京在住、本人の会、さくら会、趣味、しぎん、折り紙を折る事



① 調査をはじめたきっかけと調査方法

さくら会では、この1年間「仕事と暮らし」に  
取り組んできました。

それは、さくら会の高坂さんが会社の  
事故で亡くなって昨年で7年になり、  
2007年4月の高坂さんのお墓参りの時  
に皆で話し合いをして「高坂さんを忘れない  
ために何かを残したい、本を作りたいね」  
ということになりました。

高坂さんは生前、仲間の仕事や  
暮らしのことを気にかけていました。

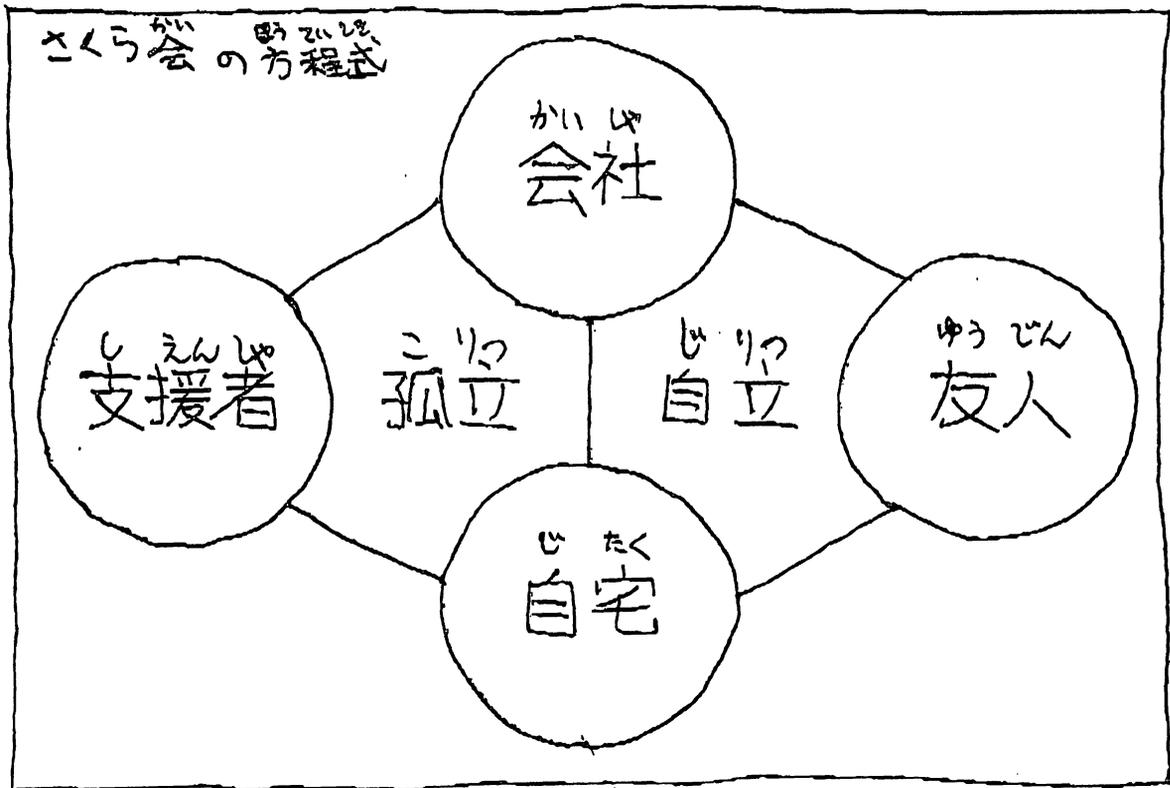
さくら会で話し合いをして、「仕事や  
暮らしのアンケートをとろう」ということを  
決めて、日本財団に申請したら、  
90万円を出してくれることになりました  
5月には都道府県各地の本人の会504所  
にアンケートをとりました。

<sup>が</sup>10月には <sup>やまぐち</sup>山口県、<sup>とやま</sup>富山県、<sup>にいがた</sup>新潟県の <sup>みな</sup>皆さまに

<sup>きょうりょ</sup>ご協力いただき、<sup>じぶん</sup>自分たちで <sup>ほうもん</sup>訪問 <sup>ちんさ</sup>調査もしました。

<sup>ことし</sup>今年の <sup>が</sup>3月 <sup>にち</sup>23日には <sup>にほん</sup>日本 <sup>ざいだん</sup>財団ビルで <sup>ちんさ</sup>調査の <sup>ほうこ</sup>報告会を  
しました。

② 調査が発見したこと



孤独と反対にあるのが友達。自立の反対は孤独。  
 友達と出会って仲間を感じて、悩みを分かち合えば  
 自立の一步が始まる。だから友達は生命線  
 さくら会の方程式ができました。

さくら会は15人くらいいます。

高坂さんが言っていました。大きな会になると一人一人が  
 はなしにくい。会をどうするかで悩み、仲間の悩みを  
 どうするかが大切だ。本人の会はゴールではない。スタート。  
 ほかの会とつながり、ていくことが大事。  
 自分たちが何かをしていくことが大事。

③ 調査でわかったこと。～ 仕事の悩みと年金～

仕事での悩みや人間関係では、「仕事がおそい」と言われる、  
 職場での説明がよく分からなくなるので同じことを聞くと  
 「また同じことを聞く」と言われるから段々聞けなくなる、会社の方が  
 話しを聞いてくれないなど色々ありました。会社5年以上つづいている  
 人が多かったです。会社に障害者担当の仕事の事での相談役の  
 人がいれば、いいと思いました。仕事で出来ない仕事もあるし、仕事の  
 説明を聞いても頭では分かっていても心と体がついていけない人も  
 いると言う事も分かってほしいですし、生活援助センター又は生活支援センターで  
 就職を紹介した所は仕事で困った事があつた時に相談が出来ると  
 様に、一週間一回の方もやってほしいと思いました。仕事が終わってから  
 相談に行けるからです。

年金もらっている人は73%で、12%はもらっていませんでした。

障害基礎年金のことことを知らない人もいました。年金といったら会社に取める  
 年金のことだと思う人がいて驚いた。でんかんが治つたら年金をもらえなくなる。治りたいけど  
 そうなると生活できないと悩んでいる人がいた。支援者も勉強が必要だと思いました。  
 生活は、家族と暮らしている人が多いなあと思った。就労支援センターがどこにあるとか、  
 相談窓口がどこなのか、知らない人が多かった。

本人の会は大切な場です。友だちが沢山出来ますし、支援者に言えない話し  
 や、親に話せない事友だちなら話せる事もあります。

[プロフィール]

野 沢 和 弘 氏 (のざわかずひろ)

早稲田大学法学部卒。1983年毎日新聞社入社。社会部厚生省担当、児童虐待取材班、障害者虐待取材班など。科学環境部副部長、社会部副部長を経て、2007年から夕刊編集部長。

著書に、「条例のある街(ぶどう社)」、「発達障害とメディア(現代人文社)」、「わかりやすさの本質(NHK出版)」、「なぜ人は虐待するのか(Sプランニング)」など。



[プロフィール]

東 俊 裕 氏 (ひがし としひろ)

- 弁護士：東 俊裕法律事務所  
〒862-0975 熊本県熊本市新屋敷3丁目7番14号  
TEL096-223-8581 FAX096-223-8582
- 熊本学園大学教授

プロフィール

- 1953年(昭和28)1月1日 熊本県に生まれる
- 1954年(昭和29)5月 ポリオに罹患
- 1976年(昭和51)4月 中央大学法学部卒業
- 1989年(平成元)4月 弁護士登録、弁護士活動に入る  
一般事件の他、障害を持つ人の相談、訴訟に携わる

- ・障害者の自立と人権を障害者自身が支援、擁護するための自立生活センター「ヒューマンネットワーク・熊本」の設立(1991年)に携わり、現在代表。
- ・全国自立生活センター(JIL)副代表、人権委員会委員長。  
また、日本版虐待防止ワークショップの開発と教材のビジュアル化に取り組み、全国に普及活動中。
- ・差別禁止法制定運動の必要性を提示(ジョイフルビギンNo.5, 1995年「厚い壁—保護法から権利法へ—」)。
- ・差別禁止法の概要(私案)を議論のたたき台として提示(福祉労働93号2001年「差別禁止法制定の必要性」)。
- ・日弁連の障害のある人に対する差別を禁止する法律に関する調査研究委員会委員「障害のある人の人権と差別禁止法(明石書店・日本弁護士連合会人権擁護委員会編)」の中では、虐待に関する部分を主に担当。
- ・障害者政策研究全国実行委員会の「障害者差別禁止法」作業チーム員「当事者がつくる障害者差別禁止法(現代書館)」の差別禁止要綱案の作成に携わる。
- ・JDF(日本障害フォーラム)の推薦を受けて、NGOを代表して国連障害者の人権に関する特別委員会の日本政府代表団のメンバーとなり、特別委員会の審議に参加。



総論

- 1、条約の発効
- 2、批准をもたらす国内的効力
- 3、日本の福利立法の特徴（無権利生と自由権の侵害可能性）と条約との整合性
- 4、条約批准の位置づけと法整備

各論（例えば）

- 1、（前文と目的） 障害の概念と国内法の定義
- 2、（第2条、第5条） 差別禁止と禁止立法の制定
- 3、（第9条、21条） アクセシビリティの確保と地域間格差、サービスと情報バリアフリー法の制定
- 4、（第11条） 緊急事態と合理的配慮、その他の安全確保措置
- 5、（第12条） 平等な法的能力と成年後見制度
- 6、（第13条） 司法へのアクセスと手続き法（訴訟法）
- 7、（第14条） 強制隔離と精神保健福祉法、医療観察法
- 8、（第16条） 虐待からの自由と虐待防止法の制定
- 10、（第19条） 自立した生活と自立支援法
- 11、（第24条） インクルーシブ教育と学校教育法施行令
- 12、（第26条） リハビリとサービスの根拠法
- 13、（第27条） 差別禁止と雇用促進法、自立支援法
- 14、（第29条） 政治的、公的活動への参加と公職選挙法、
- 15、（第33条） 国内実施、モニタリングと独立した人権擁護機関

展望と課題

- 1、条約の求めているもの 日本の福祉法体系のパラダイムシフト
- 2、日本政府の自発的意思で法整備がなされることを期待できるのか
- 3、障害当事者団体、親、福祉関係者、専門家、その他の連携の必要性

## 【5】分科会②

### 「生きにくさ」と向き合う

(コスモス①) 9:30~12:00

コーディネーター：藤井 克徳氏

1) 湯浅 誠氏

(「反貧困」著者、反貧困ネットワーク事務局長、  
NPO 法人自立生活サポートセンター・もやい事務局長)

2) 辻川 圭乃氏

(「プロテクション・アンド・アドボカシー大阪  
(P&A 大阪)」代表・大阪弁護士会所属弁護士)

[プロフィール]

藤井克徳氏（ふじいかつのり）

日本障害フォーラム（JDF）幹事会議長。日本障害者協議会常務理事。きょうされん常務理事。

1970年より都立小平養護学校（肢体不自由）に勤務。その傍ら、共同作業所全国連絡会（現：きょうされん）の事務局長に就任。同養護学校教諭退職後、あさやけ第二作業所（精神障害者共同作業所）所長に就任。

その後、第二リサイクル洗びんセンター（精神障害者通所授産施設）施設長、きょうされん常務理事に就任。埼玉大学教育学部非常勤講師を歴任。

その他現職として、中央障害者施策推進協議会委員、日本精神衛生会理事、日本精神保健福祉政策学会常任理事など、役職多数。



## 「生きにくさ」と向き合う

日本障害者協議会  
常務理事 藤井克徳

はじめに

- ・生存権と「生きにくさ」
- ・なぜ、今「生きにくさと向き合う」か

### 1. 障害のある人びとが置かれている実態

#### 1) 実態を捉える4つのものさし

- a, 国際比較（経済水準などで同程度の国々との障害者政策の比較）
- b, 他分野水準との比較（とくに、国内の市民の平均的生活水準との比較）
- c, 過去との比較（基本的な政策課題の改善の点検と改善速度についての評価）
- d, 当事者ニーズとの比較（個々のニーズや生活実態と現行政策との乖離）

#### 2) 看過できない実態（象徴的な問題現象）

- a, 入所施設偏重政策（知的障害者が主対象）・社会的入院問題（精神障害者が主対象）
- b, 低生活水準の常態化（超ワーキングプアの状態、年金が主収入源）
- c, 社会参加の制限（雇用政策の弱体、基幹的な社会資源の絶対数不足など）

### 2. 「生きにくさ」の本質

#### 1) 基本的な問題

- a, 不安
- b, 不平等
- c, 意思表示の制限（主張できない又はできにくい）
- d, 選択の困難性（選択肢の貧寒さ、いわゆるあてがいぶち）
- e, 経済負担

#### 2) 新たな問題

- a, 「格差社会」の下支え的なポジションに
- b, 社会（地域）の支援力の低下（無関心層の蔓延を含む）

### 3. 「生きにくさ」の構造と表れ方

#### 1) 「生きにくさ」の構造

- a, 元々の「障害」に起因する「生きにくさ」（能力障害などからくる制限や制約）
  - b, 社会や経済の歪みによる問題の集中性・集積性
  - c, 個別的な条件による差異
    - ・ 障害の種類や程度
    - ・ 在住する地域（地理的な特徴を含む）
    - ・ 年齢（一般的に年齢が高くなるほど困難度が増しやすい）
    - ・ その他（家族の支援状況、国籍など）
- 2) 「生きにくさ」の表れ方の特徴
- a, 積算性（影響がたし算的ではなく、掛け算的に）
  - b, 即困難性（「待ったなし」又は「集中豪雨的」に訪れる）
  - c, 不可逆性（いったん困難に陥ると元に戻りにくい）
  - d, 不可避性（自己の努力だけではどうにもならない）
4. 「生きにくさ」からの脱却を図るために
- 1) 基本的な視点
- a, 障害のある人びとを主体とする発想法の再構築
  - b, 「生きにくさ」や権利侵害の実態から目を背けない
  - c, 優先させるべきは政策的な対応
  - d, 社会や経済の歪みを是正する動きとの連帯（障害問題の中に世直しのヒントが）
- 2) 当面の課題
- a, 政策課題
    - ・ 障害者権利条約の普及と実質化（条約に照らして国内法の点検、改善課題の探求）
    - ・ 国ならびに自治体施策の拡充（当面、虐待防止や差別禁止に関する実体法の制定など）
  - b, 実践課題
    - ・ 「生きにくさ」や権利侵害の事実に対する直接的で具体的な支援
    - ・ 地域の支援力の質的転換（リハビリテーション関係者の参画で）
5. むすび

[プロフィール]

湯 浅 誠 氏 (ゆあさまこと)

NPO 法人自立生活サポートセンター・もやい事務局長、反貧困ネットワーク事務局長他。90年代より野宿者（ホームレス）支援に携わる。「ネットカフェ難民」問題を数年前から指摘し火付け役となるほか、貧困者を食い物にする「貧困ビジネス」を告発するなど、現代日本の貧困問題を現場から訴えつづける。著書に『反貧困』（岩波新書、2008年4月）、『貧困襲来』（山吹書店、2007年）、『本当に困った人のための生活保護申請マニュアル』（同文館出版、2005年）など。『世界』『論座』『東洋経済』などにも寄稿多数。ワーキングプアや貧困・格差問題を扱ったメディアへの登場でも存在感を示す。現在、反貧困のためのネットワーク構築にも力を入れている。東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得退学。1969年生。



## 生きにくさと向き合う

080830総合リハビリテーション研究大会

湯浅 誠  
 (NPO法人自立生活サポートセンター・もやい事務局長  
 /反貧困ネットワーク事務局長)

初めまして。  
 私は以前勤めていた派遣会社が給与を支払ってくれず、生活が出来なくなりました為退職しました。  
 きちんとした仕事をしたと思っていてハローワークなども行きましたが、生活が厳しいため日払い派遣の仕事を選ぶしかなく、それもあまり仕事が続いてこなかったり、遠い場所での集合の為交通費をかせげず、満足に働くことも出来ないまま資金が底をついてしまいました。  
 せめて最低限度の生活が少しの間延ばされればすくでもきちんとした会社に就職したいと考えているのですが・・・  
 もう自分でどうしたらいいのか解らず、うつ状態のようになっています。  
 もうすぐライフラインも切れてしまいますし、今月の家賃も払えそうにありません・・・  
 このまま追い出されてホームレスになるか、自殺するしか方法は残されていないのでしょうか・・・  
 良いアドバイスいただけたらと思い、メールさせていただきました。

福岡県出身の27歳男です。今、東京新宿にてホームレスとなっています。ネットカフェにも入れない無職で本当のホームレスです。今の持ち金は20円位しかなくどうしようもできません。私は職と絶縁状態にあり、ここ最近ばかりで人生を送り、仕事は工場などの派遣として働いていましたが、仕事もうまくいかず、長続きしない為、派遣先からすぐにホームレスとなり、食費や、宿泊費ですべて持ち金は無くなり、勝手に退社する限り、一人で知らない東京新宿を彷徨っています。再び仕事をしようと思いましたが、雇いの免許証をいつしか紛失しており、希望を失いました。色々自殺なんかも考え、未遂に終わったたり、生きていても死ぬか悪いこととして刑務所暮らししたくないのかと考えたり、私の生きる意味が全く分かりません

18歳女性  
 「我慢する」



34歳男性  
 「自分はこのままでいいんよ」

“溜め”がない＝貧困の状態



社会資源の充実  
 生活相談・支援  
 トラブル対応  
 多重債務対応  
 救済対応  
 精神的ケア  
 生活保護申請付添い  
 緊急貸付

生活困窮者の  
 “溜め”  
 の拡大

当事者の  
 エンパワメント  
 「居場所」の確保  
 自信を持つ  
 受け入れられる場  
 技能を活用できる場  
 自分が尊重される場  
 友人ができる  
 情報を増やす





明日のための3ステップ

居場所をつくる

「もうガマンできない」と言う

広くつながる

This block contains three steps for the campaign, each enclosed in a rounded rectangular box. The steps are: 1. '居場所をつくる' (Create a place to belong), 2. '「もうガマンできない」と言う' (Say 'I can't take it anymore'), and 3. '広くつながる' (Connect widely). The text is centered within each box and is in a simple, black font.

【プロフィール】

辻川 圭乃 氏 (つじかわたまの)

弁護士。大阪弁護士会所属。プロテクション・アンド・アドボカシー・大阪代表。大阪市知的障害者育成会理事。知的な障害のある人が地域で暮らしやすくするための「コンビニプロジェクト」「ぽっぽやプロジェクト」「アドボカシー・インストラクター養成講座」などを展開中。



## 【5】分科会③

### 共通言語としてのICF

(コスモス②) 9:30~12:00

コーディネーター: 大川 弥生氏

- 1) 吉川 一義氏  
(金沢大学 人間社会研究域 学校教育系 教授)
- 2) 井上 剛伸氏  
(国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所  
福祉機器開発部部长)

【プロフィール】

大川 弥生 氏 (おおかわやよい)

所属 国立長寿医療センター 研究所  
生活機能賦活研究部 部長

<略歴>

- 1982年 久留米大学医学部大学院 修了後、  
東京大学医学部附属病院リハビリテーション部医員 (のち助手)
- 1992年 帝京大学医学部リハビリテーション科講師 (のち助教授)
- 1997年 国立長寿医療研究センター 老人ケア研究部 部長  
(2004年3月1日より組織がえにより現在の名称に改称)

<現在の主な社会的活動>

- 厚生労働省社会保障審議会統計分科会生活機能分類専門委員会委員 (2006年～)
- 厚生労働省介護予防継続的評価分析等検討会委員 (2006年～)
- 内閣府社会還元加速プロジェクト「高齢者・有病者・障害者への先進的な在宅医療・介護の実現」  
タスクフォース委員 (2007年～)

<主な著書>

- ・生活機能とは何か；ICF：国際生活機能分類の理解と活用 (東京大学出版会)、2007
- ・新しいリハビリテーションー人間「復権」への挑戦ー (講談社、現代新書)、2004
- ・介護保険サービスとリハビリテーション  
ーICFに立った自立支援の理念と技法ー (中央法規出版)、2004
- ・目標指向的介護の理論と実際  
ー本当のリハビリテーションとともに築く介護ー (中央法規出版)、2000
- ・回生を生きるー本当のリハビリテーションに出会ってー  
上田敏、鶴見和子、大川弥生 (三輪書店)、1998
- ・リハビリテーション医学大辞典 上田敏、大川弥生 (医歯薬出版)、1996



[プロフィール]

吉川 一 義 氏 (よしかわかずよし)

- ・ 1962年生。障害児生理心理学、障害児教育臨床学。
- ・ 金沢大学人間社会研究域学校教育系、教授
- ・ 石川県立総合養護学校 学校評議員



# 教育におけるICFの活用

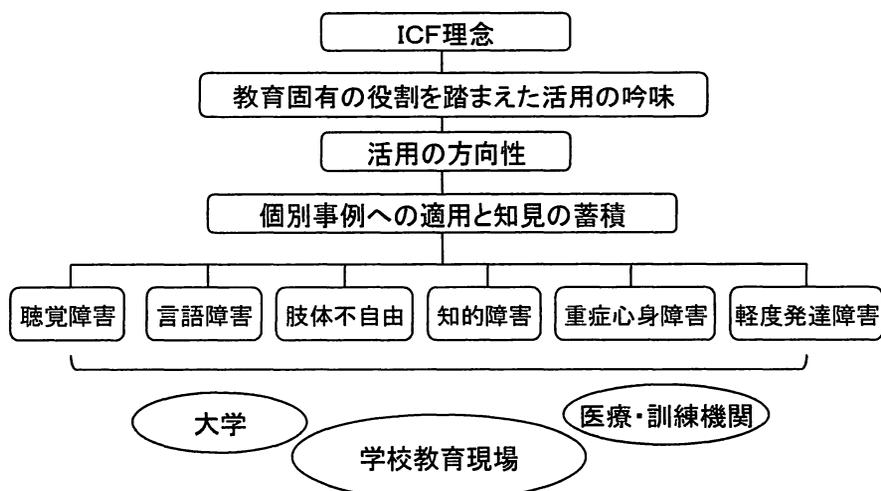
金沢大学 人間社会研究域

吉川 一義

## はじめに: 当方の取り組み

【科研費研究】

ICF理念にもとづく「個別の教育支援計画」策定と実践モデルの構築



## 障害児教育の現状:パラダイムの転換とその到達点

---

近年、通常教育における発達障害の存在とその子どもたちへの支援が注目され、従来の障害児教育の対象に加え特別支援教育が始った。教育現場の十分な条件整備がなされないまま学校教育法等が一部改正され、この4月に施行された。現場では少なからぬ混乱を抱えつつ、子どもたちへの教育支援は教師の努力に委ねられてる。

---

「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」(2003年)が示した「個別の教育支援計画」策定に大きなエネルギーを注いでいる。

### “活動し参加する力の向上”(内閣府;2002年) 障害者基本計画「重点施策五か年計画」

---

#### 学齢期段階の教育支援計画

- ◆障害がある人々の自己実現を図るという人生の目標に向けて全てのライフステージにおける支援との連続性を重視。
- ◆本人や保護者のニーズを踏まえ、各ライフステージの様々な局面での教育福祉・医療関係者の緊密な連携が不可欠。
- ◆連携は単なるモザイク的集合でなく、目標と方法が共有されるチームアプローチとして進める。
- ◆教員が“キーパーソン”として強く期待されている。

---

◇実際には、特別支援教育という新たな制度面での対処に追われ、「個別の教育支援計画」をたてること自体が目的化され、日々の教育実践と結合していない状況さえ生まれている。

## 障害児教育の蓄積からの反省

---

早期発見・療育を背景に、「障害」がクローズアップされた訓練が最重要課題となり、訓練のために本人・家族・教師が多くの時間を費やした時期があった。

---

- ◆学習課題や生活行為の困難事項ごとに目標が設定された指導。
  - ◆現状の困難さが改善されなければ指導が先に進めない「段階的アプローチ」に陥りやすかった。
  - ◆本人には、困難の克服に重点が置かれた指導ゆえに失敗体験が積み重なり活動性の低下を招くことが危惧される。
  - ◆連携の問題として、各支援の関連性と優先順位が不明確なため担当者間で連携した協業が成立しにくい(モザイク的集合)。
- 

障害を「治す・無くす」発想が強く、障害をもちながら「今の生活を創っていく」発想(上田;2004, 大川;2004)に乏しかった。

## 教育領域での活用状況と課題

---

### ◆ 活用状況と課題

多様な使用が試みられている。主として、子ども理解・問題状況把握、支援内容の企画・支援効果の評価としての活用。(教育支援計画・指導計画)

---

- 1) 支援目標の設定(誰のための支援・目標か?)  
例) 目標設定における本人の主体性は?
- 2) 子ども理解・教育評価への影響(次元・因子の部分的な使用を含む)  
例) 心身機能や環境因子のコード項目からチェックリストを作成して使用。  
単なる能力評価としての使用。発達し変わりゆく「子ども」への適用には、到達目標と方向目標の統合が必要。
- 3) 教育実践の管理・マニュアル化への危惧(教育支援・指導計画)  
例) 子どもを縛り、教師、教育実践を縛っていく構造となる危険性。

日本特殊教育学会での発表論文集から(2007年;9本, 2006年;9本)

## 従来の蓄積を踏まえたICF活用のスタンス

### — その連続性と非連続性の観点からの検討 —

#### 【我々が理解しているICFの基本理念】

人が「生きる」ことの全体像とそのダイナミズム(生活機能)を描くものであり、それを支援するために「生きることの困難さ」を見定め、本人の内発性を原動力として支援する。そこに多様な人や物・社会制度基盤の在り様に関わる。

◆戦後の障害児教育は、障害の重い子どもの人格発達を中心に実践を創造。

Cf. 近江学園;「要求で育つ」「子どもに即する」「子どもは夕方育つ」という視点。

・教育目標には、本人の意思表示や主体的・自律的関与(人格発達)が不可欠。

Cf. かつて、学校工場方式など、本人の意思や関与を無視したリアリティの追求が、「愛される障害者」像をめざした適応主義教育の横行をもたらした。

◆発達研究・教育実践は、発達の基礎に「要求」を位置づけることを確認してきた。

Cf. 問題行動は発達要求の現われ、発達の必然性を伴う「要求」とそれを統制する自我。

人間発達は、要求の発達(個人的・主観的欲求と発達の要求)とその協同性の拡大。

◆権利思想の流れから、表現・表明する機会の尊重により「声」そのものが育つ。

Cf. 子どもの権利条約(1989);意見表明権(12条)、障害児の特別なケア(23条)、モレリア宣言(2005);乳幼児の身振り手振りも「意見表明」として尊重。

・view(声)としての「意見」表明からopinion(意見)へと育てることの重要性。



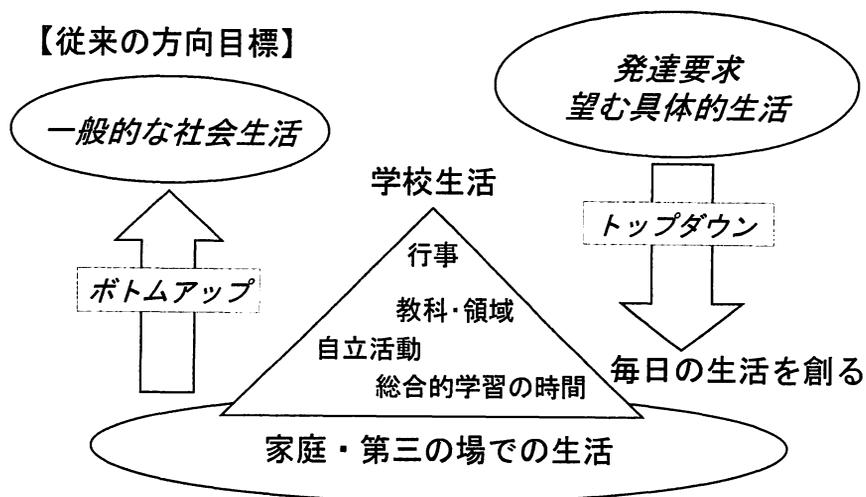
◆発達期にある子ども・青年を対象とする保育・教育の領域では、潜在能力を含めて「自分の要求・生活・人生」をイメージしようとする力、それを他者に伝えようとする力を育てること自体が課題となる。⇒「要求発達としての人間発達」



◇ICF理念における各次元と因子、健康状態の連関構造の捉え(生活機能)

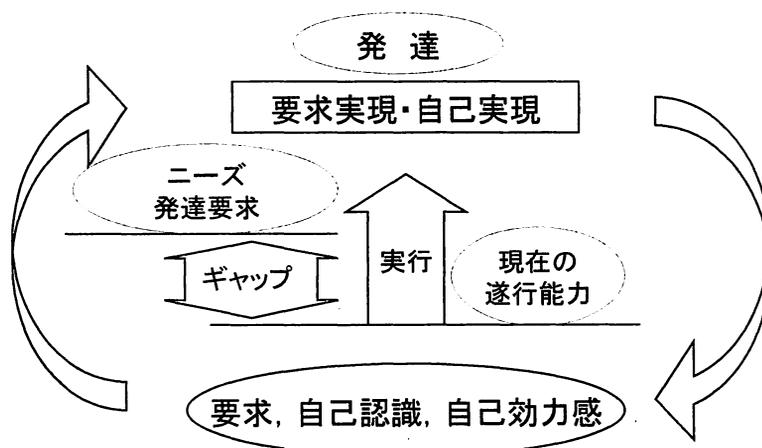
◇連関構造を踏まえた領域連携の促進と共通言語(モザイク的連携からの脱却)

## 教育領域における活用の方向



生活の設計図⇒教育支援計画⇒指導計画⇒生活実践

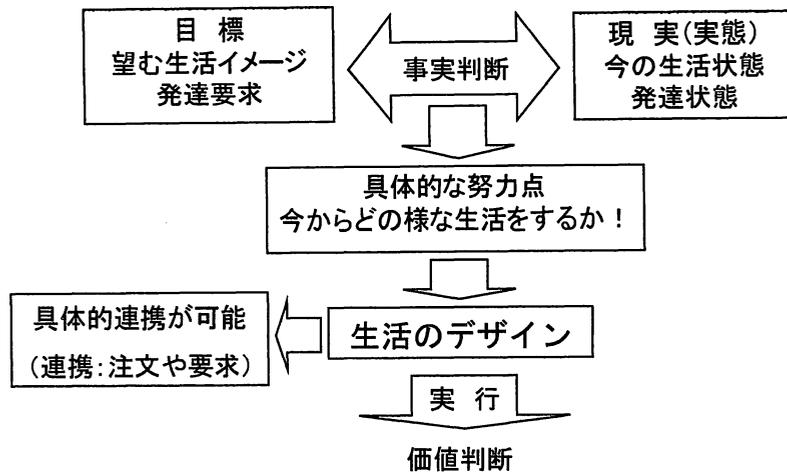
## 「実行」による能力の向上, 自己認識, 要求の変化



「望み・要求」があれば, この機会は日々の生活の中に見出せる.

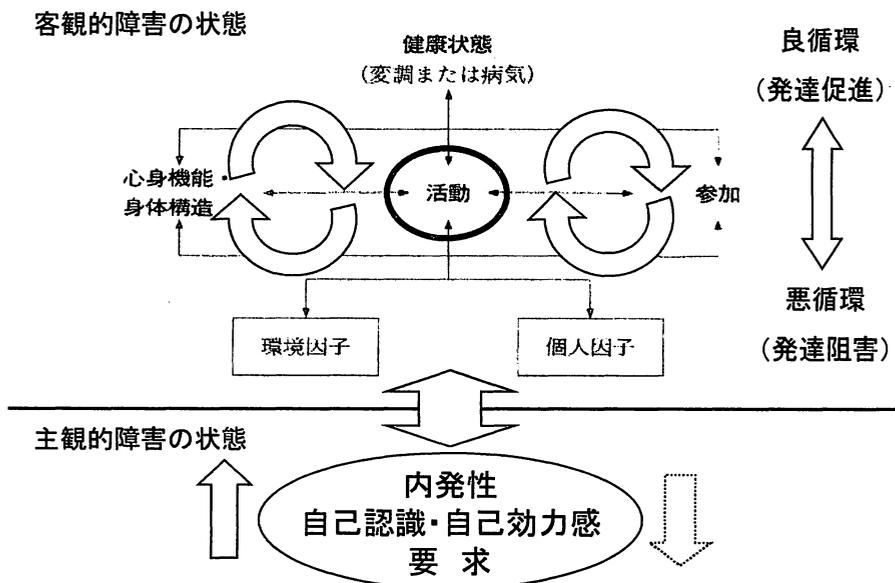
『生活の中にある教育力』⇒ どのような生活をするか!

## 「望み」へ向けた自己決定による問題解決過程と実行



支援者にとってのICF活用 ⇒ 本人にとってのICF活用へ

## 生活機能の連関捕捉と事例蓄積(コードの吟味と活用)



[プロフィール]

井上 剛 伸 氏 (いのうえたけのぶ)

- 平成元年国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所  
福祉機器開発部奉職。平成 19 年同部部長。移動機器を中心とした  
福祉機器の研究に従事、
- ISO/TC173/SC2/WG7 ”福祉用具の分類” 委員
- 東京大学、日本大学非常勤講師。
- 日本リハビリテーション工学協会理事、日本生活支援工学会理事



## 福祉用具分野における ICF の活用

国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所

井上 剛伸

この 20 年での、日本における福祉用具の発展は目覚ましものがある。20 年前、この分野での仕事を始めた頃、“子供がいじめられるから、車いすで外には出れない。”とおっしゃっていた頸髄損傷の方の言葉を今でも鮮明に覚えている。それが今や車いすは、まちで普通に見かける乗り物になりつつあり、電動車いすもずいぶん見るようになってきている。これは、福祉用具自体の進歩もあるが、利用者の考え方の変化、社会の認識の変化、バリアフリー、ユニバーサル・デザインといった社会環境の改善も重要な要因として考えられる。このように、福祉用具を考えるには、種々の要因を総合的にとらえる必要がある。

福祉用具分野からみて、ICF の画期的なところは、第一に障害のある人々の生活を支えるものとして福祉用具をしっかり位置づけている点である。ICF によって、福祉用具は、国際的にしっかりと市民権を得た、といえるだろう。これにより、福祉用具の有用性やどのように作用するかなど、すっきりとわかりやすく説明することが可能となった。本分科会では、このような福祉用具の分野における ICF 活用の状況について以下の項目について概説する。

### 1. 生活機能と福祉用具の関連性について

福祉用具の分類（ISO9999）と ICF の対応作業を中心に、生活機能からとらえる福祉用具の位置づけについて述べる。

### 2. データベースへの活用

国立身体障害者リハビリテーションセンターで作成している認知症者のための福祉機器データベースを例として、福祉用具のデータベース構築における ICF の活用について述べる。

### 3. 福祉用具の評価への ICF の活用

ICF を用いた義足の評価結果と心理評価スケールでの評価結果を基に、義足の効果をとらえるための ICF の活用について述べる。

## 【5】分科会④

### 組織連携とコーディネート

(ダリア①) 9:30~12:00

コーディネーター：橋本 康男氏

1) 田川 精二氏

(精神科医・くすの木クリニック院長・NPO 法人

大阪精神障害者雇用支援ネットワーク代表理事)

2) 村上須賀子氏 (県立広島大学保健福祉学部教授)

3) 上田 正之氏 (庄原市社会福祉協議会総合センター長)

4) 藤井 昭二氏 (廿日市市自治振興部地域協働課長)

[プロフィール]

橋本康男氏 (はしもとやすお)

昭和51年広島県庁。商社出向、シンガポール駐在、国際交流財団出向のほか、人事、企画、産業振興、地域医療等を経験。

平成13年広島大学・大学情報サービス室助教授、平成16年同・地域連携センター教授。

平成17年広島県庁。研修企画、政策企画課長を経て現職。国立精神保健研究所 客員研究員



## 分科会 4 「組織連携とコーディネート」

コーディネーター：橋本 康男

### はじめに

(組織連携とコーディネート)

- 社会の多様な立場の人々がそれぞれに良い仕事をしようとしても、単独の個人や組織の努力だけでは限界があります。個々の努力がうまくかみ合っていないことや、潜在的な可能性が現実のものになっていないことがあるように感じます。
- 組織の連携を進めることにより可能性が広がり、それが現場の取り組みの環境づくりにもなると考えます。
- そのためには、それをつなぐコーディネート役を担う人（コーディネーター）が必要です。

### 組織連携とコーディネート

- ☞ 単独の個人や事業所の努力だけでは限界
- ☞ 「個々では困難であったことが、組織として活動することにより、何倍もの大きな力となって患者さんに還元されていく」(大分県地域リハビリテーション研究会会長 武居光雄)
- ☞ 現場で頑張る人々の活動支援の環境づくり
- ☞ 個々の努力を活かし可能性を顕在化するための組織連携とコーディネート
- ☞ 社会の多様な分野との組織的な連携の推進

(保健医療福祉の連携)

- 保健・医療・福祉は、社会サービスの一環であり社会の仕組みの中で提供されることから、社会の他の分野も含めた相互の連携が大切になります。
- 最近のように、医療施設から福祉施設や在宅など地域への患者の移動が進む中ではなおさらです。リハビリテーションは、それが生活と密接に結びついているが故に、関係する分野や組織はさらに広いと思われれます。

### 地域での医療・福祉の変化

- ☞ 医療制度改革による病院から地域への流れ
  - ・療養病床数の削減 など
- ☞ 施設と地域(在宅)、医療と福祉の連続化
  - ・病院や福祉施設等の機能分化と移動の日常化
  - ・施設と地域(在宅)の双方向の移動の拡大 など
- ☞ 地域医療に関与する組織・職種の拡大
  - ・介護保険・ケアマネ、医療・福祉密接化、リハビリ等
  - ・医師だけでは成り立たず、「連携」が必須化 など

## 1. 組織連携

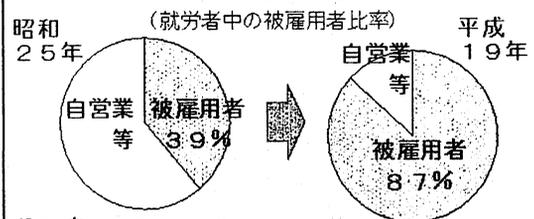
(組織社会)

- 昭和25年には就労者のうち被雇用者は4割以下だったものが近年では9割近くになっており、「組織社会」と言われています。

(個人の連携と組織の連携)

- このような社会では、組織と組織が連携して成果を生み出す「組織連携」が求められています。「組織連携」という言葉はなじみがない言葉でありとっつきにくい感じもありますが、個人的な取り組みの限界を超えて継続的に発展させていくためにも、また現場での個々の取り組みを応援する環境づくりのためにも、大切なことではないかと考えます。
- リハビリテーション分野においても、求められる多様なサービスを安定的・継続的に提供していくためには、社会の多様な分野の組織が連携していくことが求められているのではないかとこの問題意識が、この分科会が設けられた理由です。

### 組織社会化

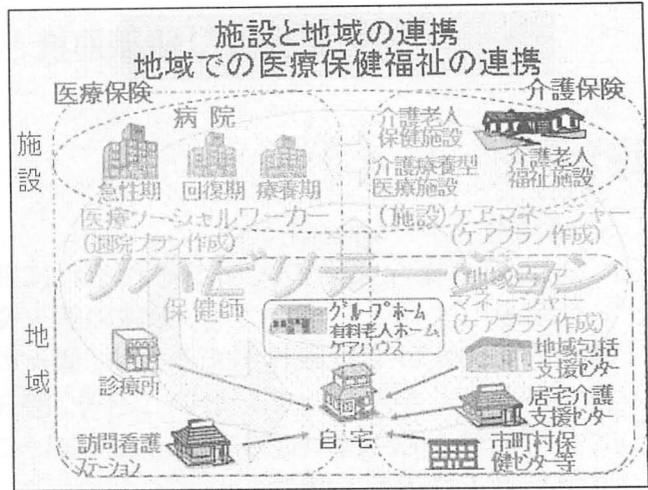


ドラッカー(米國、経営学者)

「社会的機能が大組織によって果たされるようになり、教育、医療、生産、流通などの社会的課題が、専門家によりマネジメントされる組織に委ねられるようになった。今日では、そのような組織が共存し、協力し合わなければならない。互いに依存し合っている。」

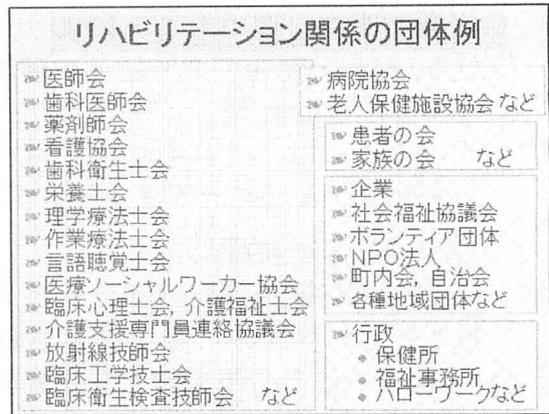
(社会サービスの高度化・複雑化)

- 医療制度改革の中で、病院は急性期や回復期、療養期と機能分化し、地域への患者の移動が進みつつあり、地域包括支援センターや居宅介護支援センター、精神障害者地域生活支援センターなどの支援施設のほか、介護保険制度では、介護老人保健施設や介護老人福祉施設などが、地域ではグループホームやケアハウスなどが生まれています。



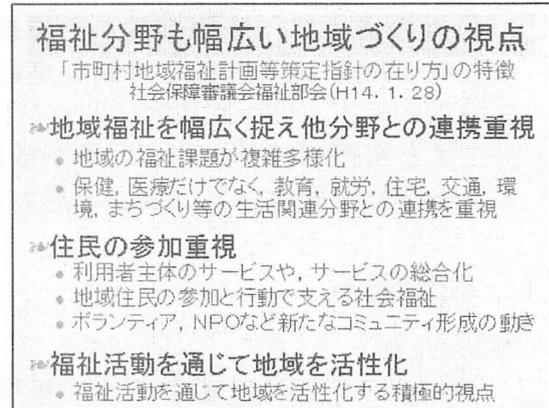
(多様な職種・団体の連携)

- また、OT, PT, ST, 医療ソーシャルワーカーや保健師、ケアマネージャーなど実に多様な職種が関わっています。
- 関係者の幅が広がっていることから相互に連携して適切なサービスを提供していくことが求められていますが、そのような連携は、組織の連携が背景にあってこそ初めて広がっていき、組織的・継続的に続けることができるのではないかと考えます。



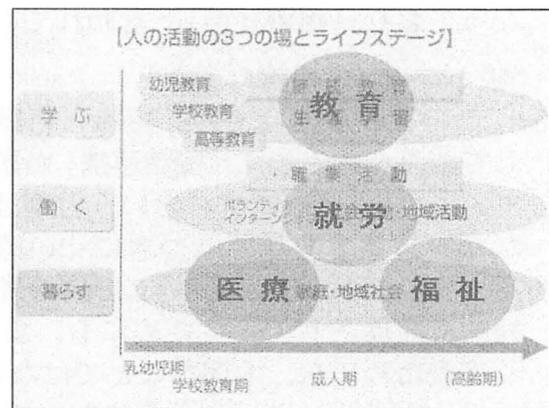
(地域福祉計画でも他分野との連携重視)

- 国の社会保障審議会福祉部会がまとめた、「市町村地域福祉計画等策定指針の在り方」においては、  
 ・地域福祉を幅広く捉え、他の生活関連分野との連携を重視、  
 ・地域住民の参加を重視、  
 ・福祉活動を通じて地域を活性化する、  
 という、幅広い地域づくりと連携の視点が示されています。



(人の生活とライフステージ)

- 「広島県人づくりビジョン」では、「学ぶ」「働く」「暮らす」という人の活動の3つの場とライフステージが示されています。
- リハビリテーションにおいても、就労や住居確保なども含め、「学ぶ」「働く」「暮らす」を生涯にわたって幅広く考えていく必要があります。
- 障害のある人や高齢者が、ライフステージを通じて、地域の人々とともに生き生きとした生活が送れるよう、保健・医療・福祉、就労や教育などに関わる人々や組織が協力し合う支援システムを作るために、多様な組織や専門家が連携していくことが求められています。



## 2. コーディネーター

(組織運営と組織連携)

- 組織はそれぞれの中では指揮命令系統がありそれによって機能しています。例えば病院では、病院長をトップとして組織の運営がなされています。
- しかしながら、組織の連携においては、一方的な指揮命令関係という訳にはいかず、互いに対等な立場での協力が基本となります。

(問題意識の共有と行動のコンセンサス)

- それぞれの組織の代表者や窓口役が集まり、問題意識を共有し、行動のためのコンセンサス（合意）を作り上げ、それを持ち帰って、それぞれの組織としての意思決定をすることで、初めて全体が動き出します。
- まどろっこしい面もありますがそこをきちんとやっていないと、将来にわたり安定的に機能する連携システムは生まれません。誰かの鶴の一声でスタートしたものは、組織相互において問題意識の共有がなされていないと、最初は何とか形になったとしても、いつの間にか立ち消えになったりしてしまいます。
- とはいえ、異なる分野で活動する組織が、このようにめざすものを明確にして、問題意識の共有と行動のためのコンセンサスを生み出すというのは、簡単なことではありません。

(つなぎ役の必要性)

- このため、組織と組織を結び付けるつなぎ役が求められます。
- 社会環境の変化と解決すべき課題を理解し、組織連携により生まれるものが見えていて、それぞれの組織のできることでできないことが分かっている、その上で、それぞれの組織の力を結び付けていくコーディネーターが求められています。

(保健・医療・福祉分野の課題)

- 保健・医療・福祉分野は、専門家を中心とした分野であることから、
  - ・ 専門家はいるがつなぎ役が少ない、
  - ・ 1対1は得意でも組織的活動経験が少ない、
  - ・ 専門家から患者へというような一方向の関係に慣れている、
  - ・ 専門分野以外の分野の人との対話・協働経験が少ない、といった面もあり、異なる分野の人を結びつけ専門家を活かす専門職としてのコーディネーターの必要性が高いと感じます。

(コーディネーター)

- コーディネーターは、自分が主役ではなく、組織と組織を結び付ける黒子的役割です。組織や人を結びつけることにより、その人の能力以上のものを生み出す

### 組織経営と組織連携

- ※ 組織運営・経営 ⇒ 指揮命令系統
- ※ 組織連携 ⇒ 問題意識の共有と行動のコンセンサス(合意)
- ※ 安定的に機能する連携システムづくりが必要
- ※ 組織の力を結び付けていくつなぎ役としてのコーディネーター

### コーディネーター役

- ※ 解決すべき課題を理解している、
- ※ それぞれ関係する組織を結びつけることによってできることが見えていて、
- ※ それぞれの組織のできることでできないことが分かっている、
- ※ その上で、それぞれの組織の力を結び付けていくためのコーディネーターができる人
- ※ 静止画ではなく動画として考え、めざす方向性を高く掲げて、建設的な議論のできる人

### 専門的分野の課題

- ※ 専門家はいるが、つなぎ役が少ない
  - ・ 自分が主役という役回り
- ※ 1対1は得意でも、組織的活動経験が少ない
  - ・ 社会システムづくりの感覚
- ※ 専門家⇒客体という一方向の関係に慣れている
  - ・ 世話をする人とされる人
- ※ 専門分野以外の人との対話・協働経験が少ない
  - ・ 異なる分野の人を結びつけること
- ※ 組織連携や社会システムづくりの経験が少ない
  - ・ 組織のできることでできないこと

仕事であり、また、「自分がやった訳ではないけど、自分がいなければ生まれなかった仕事」を生み出すことでもあります。

- 社会の課題や不条理への「良質な怒り」を原動力に、広い視野と現場原点の行動力で、問題意識の共有と行動のコンセンサスづくりをすることによって、組織や人々の力を組み合わせて成果を生み出す仕事です。
- リハビリテーションの場が医療施設や福祉施設から地域に広がり、就労へと発展していく中で、多様な組織や人々を結び付けることによる安定的・継続的な仕組みづくりが求められており、それを推進するコーディネーターが必要になっています。

(対話力)

- コーディネーターには対話力が大切です。「人の話を聴く力、引き出す力」や「本音を言っても空振りにならないという信頼感の提供」「相手の発言の真意を他人に分かりやすく翻訳して伝える力」「課題整理力、体系的項目整理力」などが求められます。

(バランスの取れた社会システムづくり意識)

- また、継続的に発展していく仕組みをつくるためには、「社会システムづくり」の意識が大切です。「資金」と「仕組み」と「理念」がバランスよく整理されている必要があります。

### 3. 分科会の内容

(実践経験豊富なシンポジスト)

- 大阪でNPO精神障害者就労支援ネットワークを立ち上げ理事長をされている精神科医の田川先生や、医療ソーシャルワークがご専門の村上先生、地域で保健・医療・福祉を結びつける活動をされている上田さん、そして、地域の多様な組織が参加した住民主体の円卓会議を進めておられる藤井さんにご参加いただきます。

(分科会での議論)

- 分科会では、まず、医療施設から福祉施設・地域への流れと課題、地域での保健・医療・福祉の連携や受入れの地域づくり、住民主体の地域団体相互の連携や行政との連携などについて発言していただいた上で、精神科医のグループから広がった就労支援NPOの事例の報告をいただき、議論を進めていきたいと考えています。

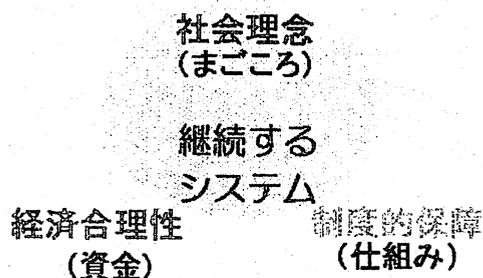
本稿の問題意識を踏まえて、リハビリテーションの環境整備において、組織に属して活動する現場の実践者が、求められるサービスを個人の取り組みの限界を超えて安定的・継続的に提供していただけるための組織連携の必要性や可能性、その仕組みづくりなどについて、社会の中での仕組みづくりというように視野を広げて、話し合いたいと考えています。

#### コーディネーター

- ※ 専門家を活かす専門職、社会システムづくり
- ※ 多様な人々の力を活かして、自分の能力以上の成果を生み出す仕事
- ※ 自分がやった訳ではないが、自分がいなければ生まれなかった仕事

- ◆ 社会の課題への「良質な怒り」を原動力に
- ◆ 広い視野と現場原点の行動力で
- ◆ 問題意識の共有と行動のコンセンサスづくり
- ◆ 組織や人々の力を合わせて成果を生み出す

#### 社会システムづくりの3要素



#### 分科会の流れ

- ※ 医療施設から福祉施設・地域への流れと課題 など
- ※ 地域での医療・福祉の連携、受入れの地域づくり など
- ※ 住民主体の地域団体相互の連携や行政との連携 など
- +
- ※ 精神科医グループ中心に広がった就労支援NPO事例
- ↓
- 組織連携の必要性や可能性、その仕組みづくり
- コーディネーターの役割、その担い手

【プロフィール】

田 川 精 二 氏 （たがわせいじ）

くすの木クリニック院長

NPO 大阪精神障害者就労支援ネットワーク理事長

大阪精神科診療所協会理事



## 就労調査アンケート

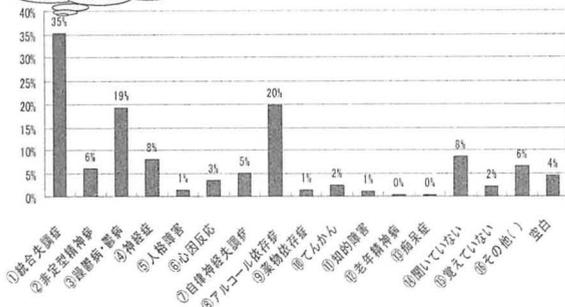
- 大阪精神科診療所協会-精神保健ケア委員会の20診療所が協力
- 平成16年1月25日～31日の7日間、診療所の通院者(初診は除、ケア含)に自記式アンケートを要請
- 994枚のアンケートが回収された

厚生省は、在宅精神障害者を対象とした、就労に関するデータをあまり持っていない。H11年の全国家委託調査・580件余、H14年日精協・ニード調査など。

2

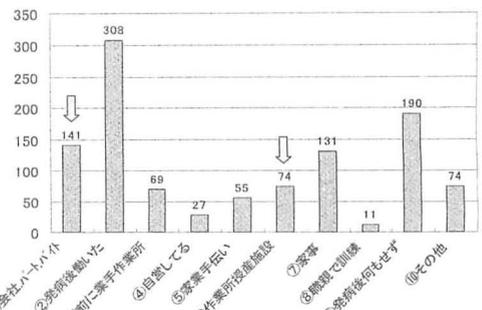
## 病名分類

統合失調症35%



3

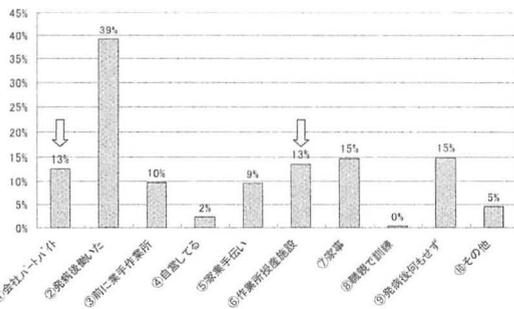
## 現在の就労状況



14%が就労。福祉につながっているのは7%でしかない

4

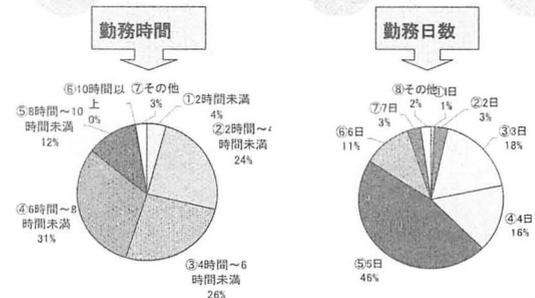
## 現在の就労状況 (統合失調症)



統合失調症でも、13%が就労。福祉につながっているのは13%

5

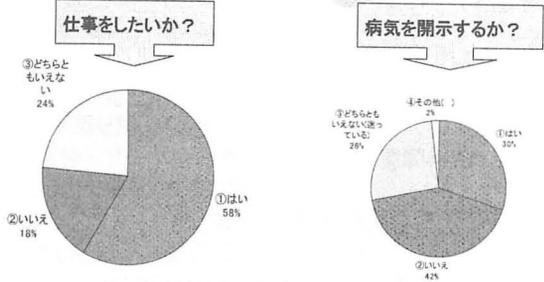
## 希望する勤務時間と勤務日数



8時間以上は12%と少ない。6時間未満が54%。短時間の勤務を望んでいる。週に3日以下は22%。5日以上が60%。週に4日～5日は勤務したいとの希望。

6

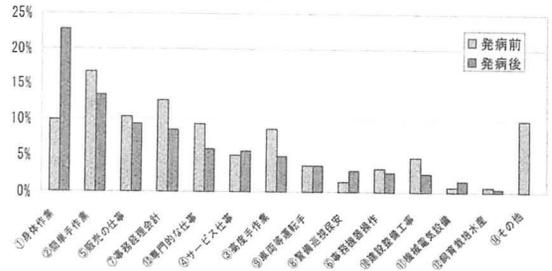
## 仕事をしたいか？ 病気を開示するか？



「仕事をしたいか」との質問に、「はい」58%、「どちらともいえない」24%と、82%の人が仕事への意欲を持っている。  
就労にあたって、病気を開示する人は30%、非開示は42%、迷っている人は26%と分かれています。

7

## 発病前後での職種の割合 (全体、発病後での降順)



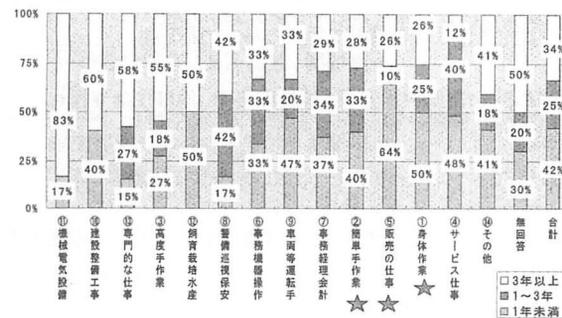
発病後に選んだ職種は、身体作業、簡単な手作業、販売の仕事などが多い。  
発病後の方が多い職種は、身体作業、サービスの仕事、警備など。

8

## 職種別職場定着期間

(全体、3年以上の割合での降順)

大阪市職業リハセンター 大宗晋也 2005.11 日本精神障害者リハ学会



就労継続期間を見ると、身体作業・簡単な手作業・販売の仕事で長続きしているものは少ない(30%以下)ことがわかる。

9

## NPO 大阪精神障害者就労支援ネットワーク(JSN)

### 役員

代表理事: 田川精二 (くすの木クリニック)  
副代表理事: 三家英明 (三家クリニック)  
理事: 渡辺洋一郎 (渡辺クリニック)  
理事: 堤俊仁 (つつみクリニック)  
理事: 川澄伸樹 (かわすみクリニック)  
理事: 坂元秀実 (坂元クリニック)  
理事: 藤田和義 (藤田クリニック)  
理事: 坂保幸司 (事務局)

理事: 関宏之 (NPO大阪障害者雇用支援ネットワーク代表)  
理事: 北山守典 (紀南障害者就業・生活支援センター所長)  
理事: 鷹武善郎 (ダイケンソライズ 摂津社長)  
理事: 高原善宏 (連合大阪政策部長・執行役員)  
理事: 田中純幸 (元・公共職業安定所所長)  
理事: 納谷敬夫 (前・大阪府健康福祉部長)  
監事: 篠田貴美夫 (前・東芝関西設備機器KK社長)

#理事14名、監事1名  
#理事14名中7名が精神科診療所医師

10

## JSNの事業所

- JSN門真 (2007年6月1日 Open)
  - ・就労移行・30名定員
  - ・統合失調症圏2/3、気分障害1/4、その他
  - ・現在 5名就職、3名就労前実習、約10名求職段階
- JSN茨木 (2008年4月1日 Open)
  - ・就労移行・30名定員
  - ・気分障害1/2、統合失調圏1/3、発達障害など

11

## JSN利用の条件

- 働きたいという強い意欲
  - 精神科医療の継続
  - 3日/週以上の通所
  - 朝からの通所
  - 3点セット(本人アンケート、主治医意見書、支援者アンケート)
  - 障害開示での就職(精神障害者手帳)
- #入所後1ヶ月間の試行期間(利用適否見極め期間)

12

## JSN・トレーニングの流れ

- STEP1 基礎訓練期間(所内作業・約3か月※)  
→就労準備性の確認、特性の把握、担当者との信頼関係
- STEP2 企業実習(体験)・JobCoach  
→適性の確認、仕事現場での問題の把握～修正
- STEP3 求職活動  
→実習の経験をふまえメンバーと担当者で相談
- STEP4 就労前実習・JobCoach  
→企業・担当者などの把握、就職現場での問題把握と修正  
⇒就 労・JobCoach ～アフターフォロー

13

## JSNの可能性

- ☆「働きたい」強い希望を持つ精神障害者に対し、しっかりとサポートを行い、その精神障害者が「働くこと」を実現する☆
- ♪本人・リハビリ・リカバリー(名誉回復・復権)  
～忘れていた自分を取り戻す。
- ♪社会・精神障害者のイメージを、  
就労を通じて大転換させる。
- ♪医療・「状態を悪くさせない医療」から、  
本人の「人生を応援する医療」へ。
- ♪福祉・「障害者としての安定」への支援から、  
一人の人間としての人生に目を向ける支援へ。

14

## 連携・こもごも

医療機関、就労支援機関  
～「必要にかられた連携」

JSN-精神障害者就労支援機関の連携

- ・企業との連携  
～我々の支援が、企業の役に立つ
- ・関係機関(ハローワークなど)との連携
- ・医療機関との連携

15

## 精神科診療所の連携

- 精神科診療所の連携
- ・重度の精神障害者を地域で診ようとした時、マンパワーの少なさ、生活上の諸課題を抱えた多くの通院者  
～諸機関、諸個人との連携が必須
- ・保健所、市町村担当課、福祉事務所、地域生活支援センター、作業所・授産、ヘルパー、訪問看護、民生委員、ボランティアなど  
～保健所+市町村レベル・狭い地域
- ・H市でイベント～当事者、行政、医療福祉関係者、等
- 個人を通しての信頼関係ベース
- ・フォーマルな機関連携 ・・背景にインフォーマルな個人の連携
- ・連携に関わる人たちが、「何とかせなあかん・・」「力かしたるで・・」という共通の意識

16

## 「血の通った」連携をとるために～【総論】

あなたは熱いハートをもって向き合っていますか？

元・北河内東就業・生活支援センター 金塚たかし、くすの木クリニック 谷・横田・田川

- 一、その人の幸せを考えているか(本人主体)
- 二、その人の身になって考えているか
- 三、病気・障害はその人の人生の「ごく一部」であるということを認識しているか
- 四、一般論ばかりで語っていないか
- 五、具体的な方針を出し、共有し、担うべき部分を明確にして動いているか
- 六、お互い自分の領域に閉じこもらず、相手の領域にも踏み込んでいるか
- 七、各関係機関について(内容・など)どれだけ知っているか
- 八、一度の失敗で諦め、決めつけていないか  
(当事者に対して、連携相手に対して)
- 九、初めから諦めず、前を向いているか
- 十、人の人生に関わる上で謙虚であるか

17

## 「血の通った」連携をとるために～【付録】

～医療機関の自戒 十ヶ条～

- 一、その人の病気がその人の人生の全てである、と誤解していないか
- 二、何よりも医療がその人のことを一番よく理解していると考えていないか
- 三、その人の身になった医療を行っているか
- 四、医療関係者以外にもわかる言葉で病気と医療を説明しているか
- 五、その人にとってより豊かな生活を送るためには、連携しなければ充分なことが出来ない、と認識できているか
- 六、連携することの手間を無駄な努力と考えていないか
- 七、相手の領域に踏み込んでいるか
- 八、医療の殻に閉じこもらず、自分の領域に踏み込ませているか
- 九、医療にしか「足場」のない人に「足場」を提供し、それを広げようとしているか
- 十、謙虚であるか

18

[プロフィール]

村上須賀子氏 (むらかみすがこ)

広島市民病院・安佐市民病院で医療ソーシャルワーカーに従事後、  
広島国際大学・宇部フロンティア大学を経て現職。

NPO 日本医療ソーシャルワーク研究会理事長。

主な著書に『医療福祉総合ガイドブック年度版』（編著・医学書院、  
2008年）『在宅医療ソーシャルワーク』（編著・勁草書房 2008年）  
他。



分科会 4 「組織連携とコーディネート」

村上須賀子（県立広島大学 保健福祉学部 人間福祉学科 教授）

（NPO 法人 日本医療ソーシャルワーク研究会 理事長）

「人が人に対する優しさ」を具現化してきた地における実践を基に

はじめに

○ ソーシャルワーカーの視点

ソーシャルワーカーの視点は『人と環境は不可分な存在であり、「環境」が「人」のニーズに対応する養分に欠けている場合には「人」は力尽きて枯れ果ててしまう』と捉える。ソーシャルワーカーは「人」の生活の擁護に立ち向かう時、「人」の適応に対する潜在的可能性を高めることと共に、「環境」の「応答性」を高めることへの両方に同時的な責任がある。

○ 現状認識

「環境」① 「身の移動を伴う医療」「在宅医療」の推進

格差社会とまで呼ばれる弱者に厳しい諸制度の社会環境となっている。医療分野においてのそれは、「平均在院日数の短縮」、「病院機能の集約化」「在宅医療推進」などのキーワードで示される医療費適正化政策である。

これらの政策により患者は「身の移動を伴う医療」をうけることになった。移動先は、機能を異にする医療機関（特定機能病院、地域医療支援病院など）や機能を異にする病棟（緩和ケア病棟、療養型病床群、回復期リハ病棟など）、それに、自宅である。10年前までは病院のベッド上での生活以外は考えられなかった呼吸器装着患者、四肢麻痺患者、ターミナルケア期のがん患者なども在宅医療への移行が図られる事態である。

「環境」② 市町村広域合併

行政規模の拡大により住民と行政との意思疎通の低下が起こり、なおかつ、行政サービスの緻密度の低下も起こり、行政サービス上の保健医療福祉の連携の低下が見られる。

「環境」③ 地域力の低下

都市化のもと、地域での人のつながりが希薄化し、家族・親戚のつながりも希薄化する中で、地域の看護力・介護力など助け合う力が低下している。

I 医療ソーシャルワーカー（MSW）の役割

○ 人の移動には水先案内人が要る。

機能分化し、それぞれ複雑な入院要件をもつ医療機関を的確に選択するため、また、

在宅医療の準備である、住宅環境の整備や、訪問介護、訪問看護の導入には、ケアマネジメントの専門家が必要である。医療と福祉をコーディネートできる専門職として、MSWにその任が回ってくるのも自然な流れであろう。

しかし、上記環境においては、個人に焦点をあてるだけの実践に留まっていたら、患者及び家族の救済に結び付きにくい。

### ○ 聴いてしまった者・知ってしまった者の責務

今日の医療環境はまさに、環境が枯渇しつつある状況である。この状況においてこそ、医療ソーシャルワーカーは今一度、わが任務に立ち返る必要があるだろう。ソーシャルワーカーは人がその人間としての基本的ニーズに対応し、ストレスに対し自己のありとあらゆる力を総動員して対処することを支援する。にもかかわらず、それが「環境」との関係で困難な局面に至った時、患者の苦境を「聴き、知る」という、まさに、その場に居合わせているからである。

### ○ 医療ソーシャルワーカー業務指針（1989年、2002年改正）

厚生労働省健康局

#### 業務の範囲

- (1) 療養中の心理的・社会的問題の解決、調整援助
- (2) 退院援助 (3) 社会復帰援助 (4) 受診・受療援助
- (5) 経済的問題の解決、調整援助
- (6) 地域活動

①略

②略

③地域ケア会議等を通じて保健医療の場から患者の在宅ケアを支援し、地域ケアシステムづくりへ参画するなど、地域におけるネットワークづくりに貢献すること。

## II 地域医療ソーシャルワーク

2006年、在宅医療支援事例を調査収集した。個々の医療ソーシャルワーカーたちは在宅医療の整備のため、最大限の努力を重ねていた。これらの実践は、ケースマネジメントに加えてチェンジエージェント（多様な調整を行い、環境、システム、社会制度に前向きの変化を創り出す者）として、より地域資源開発に重きをおいた実践がなされていた。

## III チェンジエージェント

### ○ 変革可能性の認識

変革に取り組むためには、環境・システム・社会制度、そして人も変わりえるもの、変

化する可能性があるとの認識が大前提である。

最も重要なことは変革可能性への確信を持つことである。この認識への有力な法則がある。「人は全体の 5%の人々が変化を始めたら、続いて変化の地すべり現象が起こり、やがて多数を占めてゆく。多数の人々が変化してもその変化を拒否する 5%の人もいる」という 5%変化論である。この法則は農業普及活動の中で確認された。(Rogers. E. M 1995)

つまり、農民のうち 5%の人々が新しい農法や新しい農薬を使い始め、その効果が広まれば他の農民たちへも次々と普及していったのである。最初に使い始めるチャレンジャーは柔軟性があり、勉強熱心で開かれた性格の人々である。チャレンジしてその意味を伝え、広める人々、すなわち 5%の変化を提供する人（イノベーター）が存在すれば世の中の流れが変わり得るという世界観こそがチェンジエージェントの拠りどころである。

## ○チェンジエージェントとしてのプロセス

### 1) 問題の把握

- a. クライアントの悩みや不安をキャッチすること。
- b. 問題を社会問題として捉える視点をもつ。

人・個人に現れた個別の問題の背景にある共通した困難や悩みを社会問題として捉える視点は不可欠である。「それは、個人の努力が足りないからだ」とか「たまたま、この人の場合には運悪く困っているのだ」との理解では個人と環境との関係の問題にまで思いが至らないものである。

### 2) 我がことに近い認識をする

個人に起こったストレスを他者のものとして切り離して捉えている限り、「ともに」困難に立ち向かおうとするエネルギーは生まれて来ない。他者は他者であり我がことにはなり得ないが我がことに近い認識をすることは可能である。

この我がことに近い認識を得ることがチェンジエージェントの力の源となる。

### 3) 問題はどこから来ているかを考察する

環境の中でも病院組織の問題なのか、その地域が抱えている問題なのか、国レベルの制度、政策上の問題なのか、そして、それらが絡まり合っているものなのか、問題の所在を分析する。これらシステムへの広範な知識が必要である。

### 4) 賛同者・仲間を得る

まず、自分の意見を表現・表明してみる。つぶやいてみる。そして、語り合い、呼びかけてみる。意味ある問題認識であれば、必ず共鳴者が居るはずである。そして、手を結ぶ。それから、リーダーを見つけ、大まかな役割分担が出来れば動きは加速する。

### 5) 学習を重ねる

問題の所在、その解決の糸口を察し、活動の筋道を展望するには学習は欠かせない。

### 6) 活動・働きかけ

小さな少量のデータでも良い、集積し、仲間内にとどめておかず、公にし、評価を得

る。変化を提案する。交渉する。

7) 組織（公の）における認知を得る。

### ○チェンジエージェントの留意点

1) 変化にさらされる人々、変化のターゲットとなる人々への配慮をする。

彼らの文化的な価値観を重視し、彼らの自己評価を脅かさないことが肝心である。個人の立場やグループを危険にさらしたり、葛藤を生じさせないように配慮することである。このためには、変化のメンバーの特性を知っておかねばならない。

2) 従来のシステムのまとまりを脅かすことや役割葛藤を生じさせないような方法で実施する。変化に伴いユニットの相互依存の関係のバランスが崩れないように配慮する必要がある。

3) 提案する変化に対して、システムの中でトップレベルのサポートを得る。

4) 変化に参加する人々の動機付けを高める。変化に参加することによる喜び、自己実現などが実感できるように実践する。魅力的であること。メンバーに変化は良いチャンスだと認識できるような雰囲気作りが要る。変化に対し、オープンでコミットメントしようとする意識を高める。

5) 抵抗への配慮を実践の中からさらに加えるならば、変化を実感できるように小さな成功を認識しあい、評価しあうことも大切である。

### ○ チェンジエージェントとしての中核・巻き込みの原理

変化を志向する時、ひとつの方向にむけて渦巻きのような動きが生まれる。平面的ではなく渦巻き状に広がりを見せ、求心力を強めて前進するものである。

活動は楽しく個々人に成長・発達・成熟・生きがいをもたらされることが大切で個人の犠牲の上に成り立つ活動は破綻する。

小さくとも目に見える成果・喜び・満足を積み重ねることにより、人々が参加して行動しようという意欲が高まる。

### ○ 人—環境の実践は双方リンクしている。

たとえば「原爆被害者証言のつどい」の被爆者が証言活動運動とともに変わっていく、変わった被爆者がまた運動を変えていく、この循環がみられた。

こうしたチェンジエージェントの働きを個人の実践を超えた継続的な地域のサービス供給源開発など、包括的な充実を達成する組織コーディネーター役という広い概念に組み込むことが重要であろう。

当日は個人の変革への取り組みが組織の変化を生み、また組織の変化が個々の実践の変化に連動する循環について掘り下げてみたい。

【プロフィール】

上 田 正 之 氏 （うえだまさゆき）

- ・ 1978年 大学卒業後 11年間 民間会社で営業職を行っていた。
- ・ 1989年 口和町社会福祉協議会(広島県) へ入職。
- ・ 2005年 市町合併にともない一市六町が合併し現、広島県庄原市となり、社共も合併。総合センター長（事務局長）として着任。現在に至る。



## 分科会発言骨子

大会名 総合リハビリテーション研究大会 in 広島 2日目分科会  
日時 2008年8月30日(土) 9:30~12:00  
場所 広島国際会議場  
分科会 第4分科会【組織連携とコーディネート】  
発言者 広島県庄原市社会福祉協議会総合センター長(事務局長) 上田正之

タイトル 「ここで暮らし続けると言える地域。共に暮らそうと言える地域」

### 1. 社協の存在意義、役割

- ① 地域の困りごとを、お互いの問題(お互い様)として共有できる地域づくり
  - ・一人一人、一つ一つの潜在化している課題を明らかにし、地域に呼びかけ、自分自身やお互いが、その問題をどう考え、お互いの問題として普遍化していく意識づくりを、小地域や当事者間で作り上げていく課程の中で、意識共有や意識啓発をしていく活動の連続
- ② 共有した問題を、形にする支え合い活動
  - ・自分自身の考えを高めたり、お互いの福祉意識を高めるなかで、実際の小地域活動、当事者活動を課題解決に向けて具体的に行動として創り出す営み(支え合い活動)

### 2. 虚弱高齢者や障害者が「ここで暮らし続ける」と言えないいくつかの理由

- ① 本人の意識
  - ・子どもに迷惑をかけたくない
  - ・近所に迷惑をかけたくない
  - ・地域に迷惑をかけたくない
  - ・他人の世話になりたくない
  - ・出来なくなった自分を認めたくない
  - ・その他

### 3. 虚弱高齢者や障害者に「共に暮らそう」と言えないいくつかの理由

- ① 周りの意識
  - ・どこまで関わってよいのか分からない

- ・出来る範囲を超えた負荷がかかってきては困る
- ・気づかない間に不測の事態（死亡、大けが、他）が起こっては困る
- ・施設等で十分な介助を受けられる方が地域は安心
- ・親族がどうにかするべきで地域に頼られても困る
- ・ご近所に迷惑や世話をかけたくない（都会等に出ている子ども等）
- ・親族が安心できる環境で、本人には暮らしてほしい
- ・その他

#### 4, 事例1：小地域サロン「囲炉裏屋 いずみ」

- ・ Aさんはサロンリーダーとして毎週1回サロンに参加。鍵を開け三々五々集まってくるご近所さんを待つ。持ち寄ったものでお腹を満たし咽を潤す。手芸をしたりゲームをしたり、話を聞いたりおしゃべりしたり。  
ある日Aさんは脳出血で入院。生死をさまよった後、一命を取りとめた。しかし障害はのこった。サロンの仲間は、入院先に見舞いに行つては、「あんたが帰ってくるまでサロンをみんなで守っているから早く帰ってきんさい」とエールを送り続けた。  
そのうちAさんも「みんなが待っていてくれる。最初は自信がなかったが、今は帰ることが大きな目標です。」といった。  
あれから7年、サロンは今も続いている。多少メンバーは替わつたが、お互いが手作りで自分たちの活動として続いている。

#### 事例2：要介護者移送支援事業「お出かけ応援隊活動」

- ・ Bさんは要介護4の、いわゆるほぼ寝たきり状態であった。脳梗塞発症後、しばらくの間入院していた。家に帰りたとは思っていたが、妻の介護では心許ないとあきらめかけていた。  
あるとき、孫娘が結婚することとなり、Bさんは何とか結婚式に出られないかと思つた。紆余曲折があつたが、一次外泊をし、家族とお出かけ応援隊ボランティアの協力により、紙おむつの上に礼服を着て、車いすのまま結婚式・披露宴に出席できた。亡き両親に代わり育て上げた孫娘、感動的な結婚式となったことを、送迎にあつたボランティアさんから聞いた。「人生のすばらしい一場面に出会わせていただき、この活動をやっていて本当によかつた。今回のことで一番幸せだったのは私かもしれない」涙を浮かべ語ってくださったボランティアさんの顔はくしゃくしゃだつた。  
Bさんはやり方によっては家で暮らせる事に気がつき、妻もこのレベルの介護なら予想がたち、在宅生活となつた。

## 5, 地域で暮らすための3つの条件

- ① 地域で暮らすと言える自分 \*自分づくり
  - ・ここで暮らしたいと言える自分
  - ・「ちょっと手伝って」といえる自分
  - ・自分で出来ることと出来ないことを分けられる自分
  
- ② 共に暮らそうと言える地域 \*お互いづくり、地域づくり
  - ・日々の生活の中でのお互い様づくり
  - ・支えるためには、支えられ上手になるお互い様づくり
  - ・元気なときから誰か困っている人を応援できるお互い様づくり
  
- ③ 地域で暮らす、いくらかの物的条件 \*物的な社会資源づくり
  - ・目に見える物的支援を複数用意する
  - ・新たな物的支援の開発
  - ・既存の支援策を周知する

## 6, 地域連携とリハビリテーション

- ① 各個人が有するすべての能力を最大限に活かせる地域づくりとは
  - ・個人のがんばりに過大な期待をしない地域
  - ・とりあえず、何が出来るか考えられる地域
  - ・現状の不十分さを受け止めつつも、そこで立ち止まらない地域
  - ・お互い様を感じられる地域
  - ・帰りたいと思える地域
  - ・ここで暮らしたいと思える地域
  - ・いろいろな人やいろいろな組織、団体、どこに行っても誰と会っても同じようなやさしさの臭いを感じられる地域

地域機能そのものは、身体的な機能回復の直接的な要因にはならないが、自分らしい生活を営むという、リハビリテーションのテーマを実現する大きな要素の一つである。

住みたい地域、帰りたい地域は、総合リハビリテーションの大切なパーツである。

一つ一つの取り組み（事業、活動）を、地域の個々人や団体等が関わりながら、深め、増やしていくことが大切である。

啓発活動、地域の組織化、当事者の組織化、困りごとを解決できる事業を起こす。そういった住民福祉活動を作りつなげていく専門職集団として、社会福祉協議会は存在し続けたい。

[プロフィール]

藤井 昭二 氏 (ふじいしょうじ)

廿日市市職員、現職は、自治振興部地域協働課長。

本市採用後、主に土地関係の事務に従事。

現場と管理部門を経験し、その中で培った多くのノウハウにより、廿日市市コミュニティ振興に尽力するとともに、地域と行政をつなぐ役目を担っている。

特に、H11.6.29の集中豪雨による災害の対応は、行政の限界や地域市民・ボランティアとの協働の重要性がクローズアップされた。この時の行政職員かつ被災地域住民としての体験が地域のあり方を見つめ直す契機となり、現在、廿日市市民の民主的な会議の場となりつつある「円卓会議」の設置に関わることとなる。このときのこととは、平成15年9月号 月刊ガバナンスで照会されている。

<略歴>

昭和49年4月1日 廿日市市採用（農業委員会配属）

以後、管理課 → 用地課 → 財政課 → 生活環境課 → 管財課 → 自治振興課 → 市民活動支援課 → 市民活動支援センター準備室室長 → 市民活動センター長 → 地域協働課課長



# 「円卓会議」による協働の取組みについて

廿日市市 自治振興部 地域協働課長 藤井 昭二

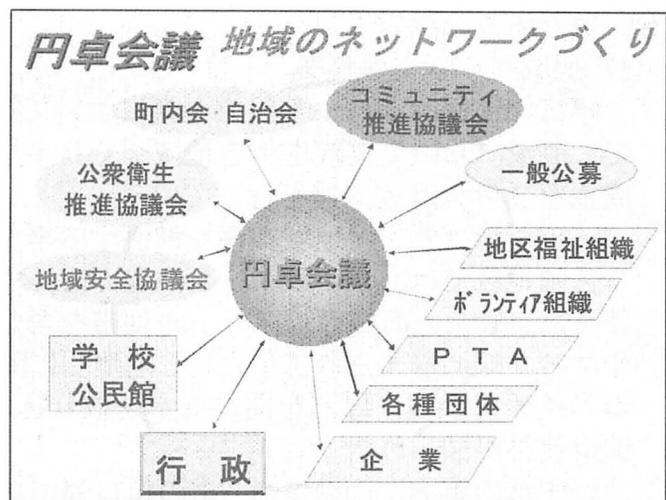
## 1. 概要

市民と行政(職員)が一緒になって平成 12 年度に策定した「コミュニティ推進プラン」は、パートナーシップ(信頼関係)によるまちづくりを基本的な考え方とし、行政側の実現化方策と、各地区(原則、小学校単位)において、市民が主体的に策定する「地区別実施計画」により構成されている。

この「地区別実施計画」の策定や地域づくりを「考える場」、「話し合う場」、「実践する場」として、各地区のコミュニティ推進組織を中心に「円卓会議」が設置されている。

「円卓会議」では、高齢者サロンの開設などの地域福祉、子どもの見守りなどの安心安全など、身近な地域課題の解決に向けた取り組みを市民が主体的に行っている。

また、この「円卓会議」に市職員が参加するという仕組みを確立し、職員が地域ニーズを直接、肌で感じながら、市民と行政(職員)の双方の協働によるまちづくりを推進していきたいと考えている。



## 2. 経緯

廿日市市では、市民と行政のパートナーシップを基礎とした、市民の意欲や能力、さらにはその活用が十分に発揮される都市を理想としてきた。

この市民によるまちづくりの基盤となるものが、地区コミュニティであり、その意見集約や調整機能、地域課題の解決につながる自主的な活動に大きな期待を寄せている。

しかしながら、町内会・自治会等の地縁コミュニティを取り巻く環境は、無関心層の増大や地域の連帯意識の希薄化など決して好ましい状況になく、また、地域を超えてさまざまな分野で活躍するテーマコミュニティには、行政の柔軟な支援や理解が不十分であるとの指摘があった。

このような現状を改善し、コミュニティの活性化を図るため、市民と行政双方の協働によるまちづくりの指針として「コミュニティ推進プラン」(以下「プラン」という。)を策定した。

このようなことから、プラン策定にあたっては、多くの市民の方々に参加していただき、その意見やアイデアを十分に反映させるよう努めた。

プラン策定後は、地域づくりの指針となる「地区別実施計画」を策定していただいたが、この策定作業の母体となったのが廿日市市で「円卓会議」と呼ばれている地区ごとの市民ネットワークである。

廿日市市は、平成 15 年 3 月 1 日に、佐伯町、吉和村と、平成 17 年 11 月 3 日に、大野町、宮島町と合併し、人口は 118,584 人(平成 19 年 10 月 1 日現在)、面積は約 490k m<sup>2</sup>となった。

合併後におけるまちづくりの基本テーマを「連携・交流・融合」とし、それぞれの地域特性を生かしながら、一体的なまちづくりを推進し、新たな活力や質の高い市民生活を創造する「広島県西部の拠点都市」を目指している。

このことはプランの具現化に他ならず、既にコミュニティ組織が存在していた大野地域を除く、佐伯、吉和、宮島地域においてコミュニティ推進組織（「円卓会議」）の設立を促進してきた。

合併から2年を迎えようとする平成19年9月4日、宮島地域において「宮島地域コミュニティ推進協議会」が設立され、市内全域においてコミュニティ推進組織（「円卓会議」）が設立されたことから、廿日市市では平成20年度を「地域協働元年」と位置付け、市民と地域、地域と行政がきちんとつながり、一人ひとりが大切にされる温かみのあるまちづくり、地域づくりを進めていくこととしている。

### 3. 取り組みの内容

#### (1) 地域づくり支援事業

幅広い市民参加により円卓会議において策定された「地区別実施計画」に基づいて、地域において実践される地域づくり事業に対し、市では地域づくり支援事業助成金を交付し財政支援を行っている。

一例を挙げると、地域課題を解決する事業として、廿日市地域の大規模団地である宮園地区では、ゴミやペットの糞で枯れていた街路樹を地域住民の手により植え替えた。また、海拔ゼロメートル地帯を含む地御前地区においては、潮廻しの悪臭やユスリ蚊に悩まされていたが、潮廻しに海水を取り込んではどうかとの地域住民のアイデアから、扉門を開け海水を取り込んだところユスリ蚊が発生しなくなり、環境改善が図られた。

いずれの事業についても、市の担当課である建設部維持管理課及び都市部下水道課職員が一緒に参加し、双方の役割分担のもと課題解決に取り組んだものである。

#### (2) 市民活動センターの設立

幅広い市民参加による協働のまちづくりを積極的に推進するため、市民活動団体相互、市民活動団体と行政をつなぐ中間支援を行うことを目的として、平成18年4月1日に「市民活動センター」を設置した。

市民活動センターは、複数の市民活動団体により構成される「市民活動センター運営協議会」が運営する「公設市民運営」の施設となっている。

運営協議会は、今回市内で開催した「地域づくりを考えるワークショップ」（地域円卓会議）の企画運営の支援を行った。

これからは、市域全体の課題を議論する「大きな円卓会議」の、プラットフォームとしての機能強化を図ることとしたい。

#### (3) 総合計画の策定をきっかけとして

廿日市市においては、現在、合併後のまちづくりの指針となる「第5次総合計画」を策定中である。

まちづくりの目標の共有や対話のプロセスを重視することから、「地域づくりを考えるワークショップ」（地域円卓会議）を、各地域（旧市町村単位）において開催し、各地域の地域像やまちづくりのアイデア（地域ごとの10のプロジェクトの選定）などについて話し合ってきた。

この地域円卓会議は、各支所が市民活動センターと連携して企画運営しているが、

地域ごとに異なるテーマに応じた部署の職員も参加しており、その内容を総合計画や個別計画に反映させることとしている。

職員は、地域ニーズを的確に把握することができるだけでなく、対話を繰り返すことによりコミュニケーション能力を向上させることができるなど、職員の意識改革や能力開発にも寄与している。

また、市民は参加者間の情報共有や他地域との連携を模索するほか、行政との双方向の話し合いの機会となっており、この地域円卓会議をきっかけに市民と行政の協働によるまちづくりを加速させることとしている。

#### (4) 公民館をもっと身近で便利に

公民館は地域に親しまれる施設として、様々な活動に利用されている。

そのなかには、地域課題の解決に向けた取り組みや新たな事業の企画もある。地域での話し合いにおいては、行政との連携の仕方や行政制度などの基礎的な情報が求められていることがプラン策定やワークショップをとおして見えてきた。

これからの公民館は、地域活動へのサポートのあり方を整理し、市民との協働による地域づくりを推進するための機能を充実することが求められる。

### 4. 地域経営を支える仕組みづくり (つながる円卓会議)

地域協働によるまちづくりを持続可能なものとし、「小さな自治」を創り上げるためには、公民館の機能アップ、各支所への市民活動センター機能の導入、市民活動センターの中間的支援機能の拡充により、市民相互、市民と地域、地域と市役所をきちんとつなぐ円卓会議の体系的、組織的な運用を図るとともに、これを協働のまちづくりシステムの柱として位置付けることが必要である。

#### ○ 大きな円卓会議 (市全体)

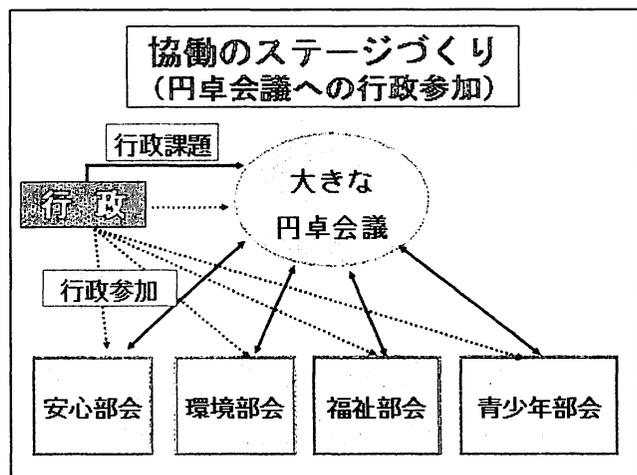
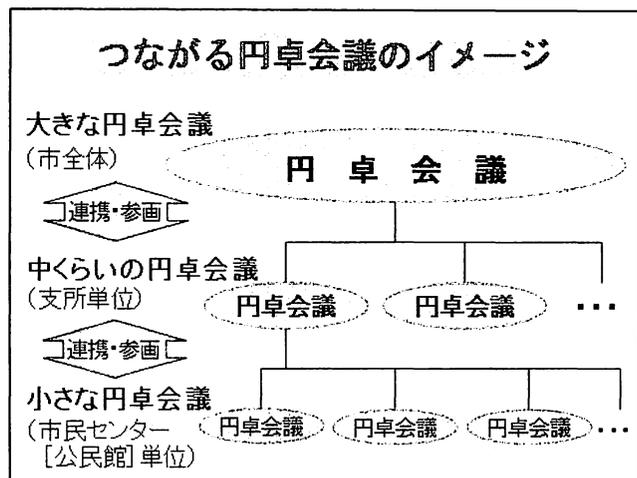
- ・協働のまちづくり
- ・産官学民協働のプラットフォーム

#### ○ 中くらいの円卓会議 (支所単位)

- ・地域ニーズを把握し、特色を生かした地域づくり
- ・地域課題やテーマに合わせた円卓会議の開催

#### ○ 小さな円卓会議 (公民館単位)

- ・地域課題の相談窓口、地区コミュニティの応援
- ・地域と連携した課題解決型学習プログラムの企画



また、地域の多様な主体が連携して持続的に地域づくりを進めるためには、財政的な支援のほか、ワークショップの運営支援、産官学民の連携強化による専門的知識・技術の導入、有効活用が必要となる。

## 【5】分科会⑤

# 社会資源の創造

(ダリア②) 9:30~12:00

コーディネーター：森 浩昭氏

- 1) 城 貴志氏 (滋賀県社会就労事業振興センター)
- 2) 宮本 立史氏 (株式会社 山陰合同銀行北支店次長)
- 3) 寺尾 文尚氏 (社会福祉法人 ひとは福祉会理事長)
- 4) 松浦 真英氏

(清光寺住職・NPO 法人かみじまの風理事長)

【プロフィール】

森 浩 昭 氏 （もり ひろあき）

昭和37年 広島生まれ。地元大学卒業後、約5年間、東京の機械メーカー通勤を経て、実家の料亭に就職。

平成5年 広島市内の障害者作業所で作られる製作品を企業の店頭で販売する運動「僕らのアトリエ」を開始。

平成14年 広島大学「地域貢献研究課題」に採択され医学部、教育学部、総合科学部と共同研究。

平成16年 広島県庁史上初めて本庁舎内で障害者作業所製品販売。後に広島市本庁舎販売につながる。

平成16年 広島県内に「障害者の経済的自立支援に関する検討会」発足（広島県福祉保健部長主宰）。

平成16年 福祉関係者の異業種交流会「福祉を語る会」発足。

平成17年 県立広島大学「地域課題解決研究」に採択され経営情報学部と共同研究。

平成18年 広島県庁人権施策室の依頼で県特別番組「自分らしく生きるために」企画制作。

平成18年 広島県の施策として「障害者経済的自立支援モデル事業」を（社）広島県就労振興センターが受諾。

平成19年 第4回読売プルデンシャル福祉文化賞 大賞受賞

平成19年 第4回精神障害者自立支援活動賞（通称：リリー賞）受賞

近年、行政や企業と障害者作業所との連携を数多くコーディネート。



総合リハビリテーション研究大会 in 広島  
分科会 5 「社会資源の創造」

●シンポジスト略歴

○ 城貴志氏（しろたかし氏）（滋賀県社会就労事業振興センター）  
佛教大学社会学部社会福祉学科 卒業  
社団法人 滋賀県社会就労振興センター 就職

○ 宮本立史氏（みやもとりゅうし氏）（株式会社 山陰合同銀行北支店次長）  
昭和 63 年 広島大学経営学部卒業後、山陰合同銀行入行  
平成 19 年 ごうぎんチャレンジドまつえ開設  
経営企画部調査役兼ごうぎんチャレンジドまつえ所長

○ 寺尾文尚氏（てらおぶんしょう氏）（社会福祉法人 ひとほ福祉会理事長）  
昭和 47 年 似島学園高等養護部勤務  
平成 7 年 社会福祉法人ひとほ福祉会設立認可  
平成 12 年 広島人権擁護センターほっと設立に参画。代表となる。  
平成 14 年 入所更生施設共同ホームひとほ開設

○ 松浦真英氏（まつうらしんえい氏）（清光寺住職、NPO 法人かみじまの風理事長）  
昭和 58 年 大崎町社会福祉協議会事務局長  
平成 17 年 NPO 法人フリース理事長  
平成 19 年 NPO 法人かみじまの風理事長

●コーディネーター

○ 森浩昭（もりひろあき）（料亭久里川支配人、広島県就労振興センター理事）  
平成 5 年 広島市内の障害者作業所で作られる製作品を企業の店頭で販売する運動  
「僕らのアトリエ」を開始  
平成 19 年 第 4 回読売プルデンシャル福祉文化賞 大賞受賞  
平成 19 年 第 4 回精神障害者自立支援活動賞（通称：リリー賞）受賞

## ●テーマのねらい

障害者に関する施策は、2006年（平成18年）4月施行された「障害者自立支援法」により従来の措置制度から大きく転換した。

特に障害者就労について国は「障害者がもっと「働ける社会」に」をスローガンに一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう支援してきた。

しかし、障害者の多くは一般就労が困難で、障害者施設や家庭で生活をせざるをえない状況にある。

近年、国の政策の一環で各自治体でも福祉施設での「工賃倍増計画」が策定され、ようやく、障害者が製品を製造、販売することが「リハビリ、お情け」ではなく「生活の糧」として位置づけられるようになってきた。

しかし、支援する行政も「商売」の経験はなく、効果的な施策の策定が困難な状況の中で、今後、企業からも「寄付」ではなく、「商売のノウハウの提供」が不可欠となる。

一方、福祉現場の職員も行政や企業に対し「要求型」から「提案型」への転換が求められ、両者が良きパートナーの関係になることが重要である。

この分科会では、障害者の一般就労の問題点、および障害者施設が地域で生きていくための地域、企業、行政のネットワーク作りのあり方を検証し、社会資源をどのように活用していくかを議論する。

## ● 主な論点（案）

- 1、日本の障害者就労働向と今後の障害者就労のあり方。

障害者福祉先進県滋賀県の事例報告。

- 2、日本では先駆的な障害者就労事業所「ごうぎんチャレンジドまつえ」の事例報告。

「企業の経営資源」を「社会資源」にしていく手法。

- 3、広島障害者施設情報発信。過疎地だからできる地域連携の成功事例報告。

今後の企業、地域、行政の連携のあり方について。

## 第4回精神障害者自立支援活動賞 —ひとりひとりの輝くあしたへ—

### 精神障害者部門受賞 森浩昭さんの活動紹介

主催: 精神障害へのアンチスティグマ研究会

後援: 障害者施策推進本部、厚生労働省、社団法人日本精神保健福祉連盟、

社団法人日本精神神経学会、社団法人日本精神科病院協会、健康日本21推進フォーラム

協賛: 日本イーライリリー株式会社

精神障害へのアンチスティグマ研究会（代表世話人：佐藤光源・東北福祉大学大学院精神医学講座教授）は、「第4回精神障害者自立支援活動賞（リリー賞）—ひとりひとりの輝くあしたへ—」（2007年12月5日授賞式開催）に受賞された受賞者の活動を紹介していきます。

今回は、「医療・福祉活動部門」を受賞された森浩昭さん（広島県広島市）の活動を紹介します。

## ● 「中小企業のできる社会貢献」を模索

森浩昭さんは、広島市にある料亭「久里川」の支配人。大学を卒業後、東京の機械メーカーに5年間勤務した後、1989年に広島に戻り、実家の料亭に入社しました。

森さんと福祉の出会いは93年のこと。先代の社長である祖父の「人のためになる事をすれば、商売はついてくる」との助言を受け、地域で商いを営むことへの恩返しから「企業としての社会貢献」を思い立ちました。

当時、大企業では福祉分野への寄付や人材派遣といった社会貢献活動が活発化し始めていました。「でも私たちのような中小企業には、そのような経済的余裕はありません。何ができるのか」と悩む森さんの目に

「障害者製品のカタログ『僕らのアトリエ』を発行」といった新聞記事が飛び込んできました。「物を売ることならば私にもできる」と思い社会福祉協議会へ。しかし、福祉の実態を知らなかった森さんに



「第4回精神障害者自立支援活動賞」授賞式で受賞の喜びを語る森さん

「まずは福祉の現場を見られては」との職員のアドバイスを受け、障害者共同作業所を訪問することに。そこで「さをり織」の製作現場を見た森さんは「納得のいく物が作れないと何度でもやり直す、物づくりに対するこれだけのこだわりがあれば、必ずその思いはお客様に伝わるはず」との確信を得て、作業所で作られている製品を自身の料亭で販売協力することになりました。早速、料亭のロビーに専用コーナーを設け、作業所で作られた木工作品や絵画などの展示・販売を開始。その後、広島市内のお得意様や知り合いの経営者にも声を掛け、作業所製作品の販売協力の輪を広げていきました。

## ●共同作業所の抱える構造的問題に気づく

この販売協力運動「僕らのアトリエ」（障害者製品カタログ名と同じ）は、中小企業の障害者支援としてマスコミでも話題を呼びました。「ただし肝心の売上はほとんど上がりませんでした。うちの場合は料亭という、物品販売にあまり適さない場所だったことでもあります、他の企業でも売れゆきは似たようなものでした」。

話題にはなっても販売拡大にはつながらない。これでは本当の意味での障害者支援にはならないと考えた森さんは、仕事の合間に広島市内のすべての福祉作業所を回って各所でヒアリングを行い、その実態を調べました。その結果、分かってきたのは共同作業所での製作が構造的に抱えている問題でした。

第一の問題点は販路・資金の不足です。「販売ルートが確立していないため、いくら作っても売ることがない。売れないので利益も上がらず、多くの作業所が材料費の捻出さえ困難という状況でした」。

第二にアイデア・技術の不足。「ほとんどの作業所の製作品は、購買者のニーズを考慮しておらず、“お客様不在”の生産をしていました。また企業からの下請け仕事は、作業者の特性上、納期の早い製品には応じきれません」。

そして第三に情報・ネットワークの不足。「何を作ればいいのか、作業所側に情報が無い。発注する企業側も、作業所にどんな仕事ができるのかが分からない状況でした」。

こうした数々の問題のうち、まず取り組むべきは「情報・ネットワーク不足」の問題だと森さんは考えました。そしてこれを解決するには「企業・作業所の両方の事情に精通し、商売のテクニックを持つ人が必要」ではないかという結論に達したのです。この頃から、企業と作業所に加えて行政を仲介する役割を担う「コーディネーター」の重要性を認識し始めました。

## ●商いの視点で企業と作業所を媒介

「コーディネーターを介して、企業と共同作業所が互いのニーズや置かれた状況を理解し合っていく中から新しい製作物販売のあり方が見えてくるはず」と考えた森さんは、これまで自身がビジネスで培ってきた商品開発やマーケティングのノウハウをベースに、企業と作業所の双方に働きかけていく活動

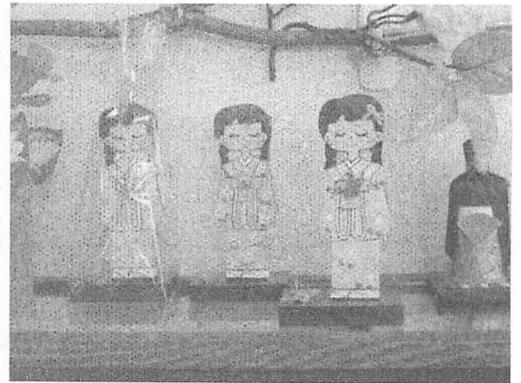
を開始しました。

森さんがまず行うべきだと感じたのは作業所の意識改革でした。「これまで作業所と企業の関係は、一方的に支援を求める関係、すなわち“してもら側”と“してあげる側”の関係でした。しかし作業所と企業が“おたがいさま=give and take”の関係にならなければ、時代に取り残されてしまう。企業のビジネスにおける基本姿勢は『顧客志向』『お客様満足』。これに対して作業所の販売活動には『障害者理解』が基本姿勢にあります。この方向性の違いが、製品が売れない根本的な理由です」と森さんは指摘します。「自主製作=リハビリの一環」から、「買い手のニーズに即したものづくり」という発想へと転換を図ることで、販路や商品開発のアイデアも見えてきます。

また「資金不足」の問題については、企業の側の意識を変えることも必要です。「たとえば寄付のような金銭的な支援は難しくても、多くの企業が不要品や廃棄物を材料として提供したり、製作技術を指導するといったことは行えるはず。廃棄物を提供することは、企業にとってリサイクルという環境活動にもなり、一石二鳥と言えます」。

## ● 「give and take」から生まれた新しい製作物

企業と作業所の「give and take」の実例は、森さん自身の活動展開に見ることができます。森さんの経営する料亭「久里川」では、毎月およそ700枚もの「かまぼこ板」が廃棄物として捨てられていましたが、95年頃からこれを市内の共同作業所「パンダハウス」に木工作品の材料として供給することを開始。その後、パンダハウスでは商品開発やマーケティング面での森さんからのアドバイスを受け、かまぼこ板を使った木製メモスタンド「折り鶴の少女」（「原爆の子の像」のモデルである佐々木禎子さんをモチーフ）を開発しました。



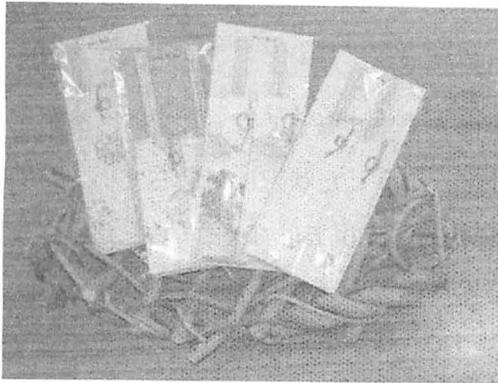
「折り鶴の少女」(木製メモスタンド)



かまぼこ板を使った製作工程—ペインティング  
(共同作業所パンダハウス)

この商品は、森さんの営業活動によって、03年に市内の大手ホテルに納入され、ほかでは手に入らないホテルオリジナルのお土産品として人気の商品になりました。今では市内数店舗でお土産物用として販売されています。

これをきっかけに、ホテルの担当者が作業所の製作現場を訪れ、自分が考えるアイデアを相談。その結果生まれたのが、披露宴会場のテーブルに置く新郎・新婦をイメージした「名札立て」です。一般の企業では対応してもらえない小ロット



壁紙の見本帳を利用した「割り箸」

で、しかも一つ一つが手作りの温かい仕上がり。「ホテルに  
っても『売ってあげる』のではなく、ニーズの高いユニーク  
な商品によって他のホテルとの差別化を図るとい、経営に  
役立つ活動となっています。それが作業所と企業がお互いさ  
まの関係になるということです」。

このほかにも森さんの働きかけによって、ペットボトル、  
コピー用梱包紙、不要になったふすま紙や障子紙、壁紙の見  
本帳など、市内の企業が製作物の材料にできる廃棄物を作業  
所に提供していく動きが広がり、企業やユーザーのニーズに

合った数々の新しい製作物が生まれています。

今では、福祉情報の発信、障害者などとの交流、授産製品の販売拠点として広島市の中心地の地下街  
に開設された「ふれ愛プラザ」（社団法人広島県就労振興センター運営、広島県、広島市ほか協力）で、  
企業の材料提供やマーケティング面でのアドバイスに基づいて市内各所の障害者福祉施設で作られた  
様々なセルフ製品が販売されるようになってきました。



「ふれあいプラザ」正面(写左)  
店内風景(写真右)



## ●県のモデル事業にも取り入れられる

こうしたコーディネーターとしての森さんの地道な活動によって、「自立」をめざす新たな考え方が  
少しずつ作業所に浸透していきました。同時に企業の側も「福祉」が単に一方的な支援ではなく、企業  
イメージの向上をはじめ経営にもメリットを生むことに気づいていきました。

そしてさまざまな形で企業と作業所との連携が生まれていくなかで、森さんの取り組みは福祉の専門  
家や行政からも注目を集めるようになります。

03年、森さんの「僕らのアトリエ」活動が、広島大学の「地域貢献研究課題」に採択され、学者・有  
識者を交えての共同研究が始まりました。さらに06年には、広島県が障害者の収入確保をめざした「障  
害者経済的自立支援モデル事業」を導入。経営改善に意欲的な授産施設や小規模作業所からモデル施設  
を選定し、新たな商品開発・販路拡大など経営基盤の充実強化に向けた取り組みを支援するというこの  
政策には、森さんたちが実践してきた新しい障害者福祉の考えが反映されています。

## ● 「だれも損をしない福祉」をめざして

障害者自立支援法の成立以来、障害者と作業所を取り巻く環境はますます厳しくなっており、障害者の経済的自立促進と収入の確保が全国で大きな課題となっています。こうした状況に対応していくために重要なのは、これまで行政が行っていた金銭的補助や企業の金銭的な支援ではなく、「おたがいさまの精神で、損をしない福祉の構造」を確立していくことだと森さんは力説します。

企業と福祉施設との関係を適切にコーディネートすることによって、障害者施設の自立経営をめざしていく森さんの活動は、企業と作業所が構築する新しい「協業型ビジネスモデル」につながるものであり、これからの障害者福祉の進むべき方向性に大きな手がかりを与えるものとして、福祉行政の専門家からも高い評価を受けています。「これからもコーディネーターの輪を各地に広げ、『だれも損をしない福祉の構造』を生みだしていくことで、障害者の経済的自立をお手伝いしていきたい」と語る森さんは、まさに次世代の福祉のあり方を示したパイオニアと言えるでしょう。

※ご参考：森浩昭さんのホームページアドレス

<http://www.kurikawa.com/bokuranoatorie.html>

<本件に関するお問い合わせ先>

精神障害へのアンチスティグマ研究会

事務局 今井、伊藤

〒650-0034 神戸市中央区京町 69 三宮第一生命ビル 2 階

TEL. 078-392-9160 FAX. 078-325-2016

E-mail : anti-stigma@dentsu.co.jp

[プロフィール]

城 貴 志 氏 (しろたかし)

1977年2月10日生まれ 大阪府出身

佛教大学社会学部社会福祉学科 卒業

社団法人 滋賀県社会就労事業振興センター 就職 現在に至る

その他

社団法人 滋賀県社会福祉士会 理事

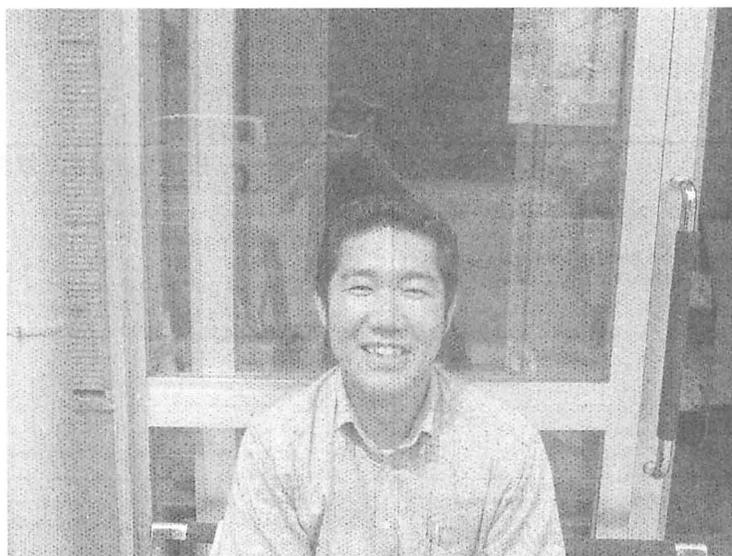
NPO 法人 就労ネットワーク滋賀 理事

NPO 法人 ハート・イン・ハンド 宅老所 長等ほたるの家 理事

NPO 法人 オンデマンド福祉情報ネットワーク協議会 監事

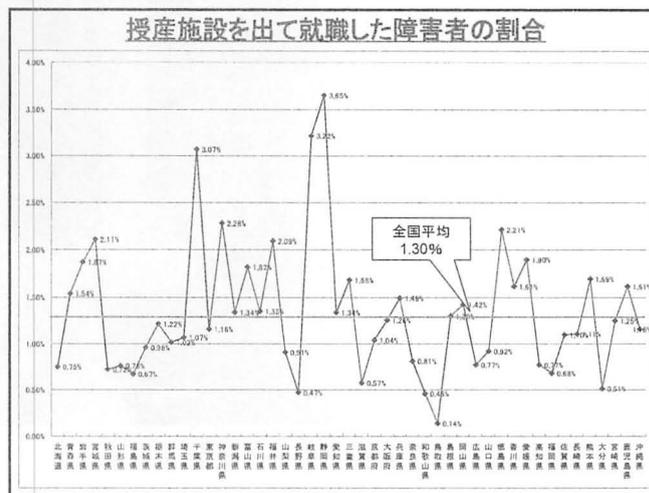
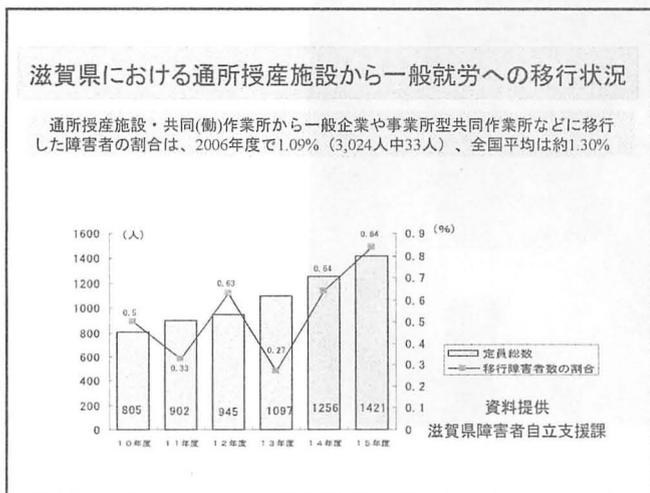
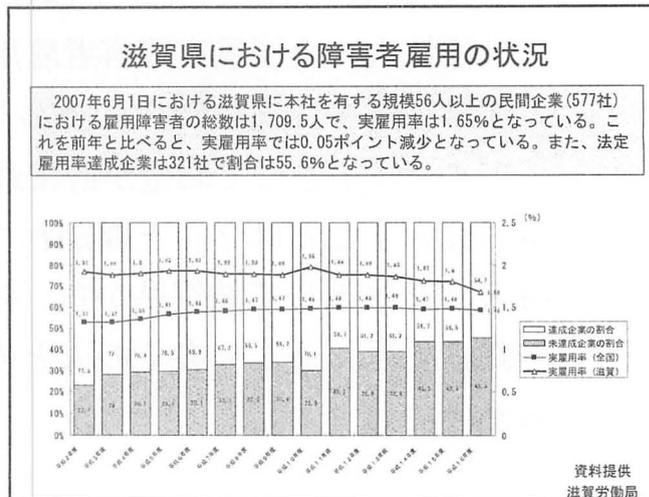
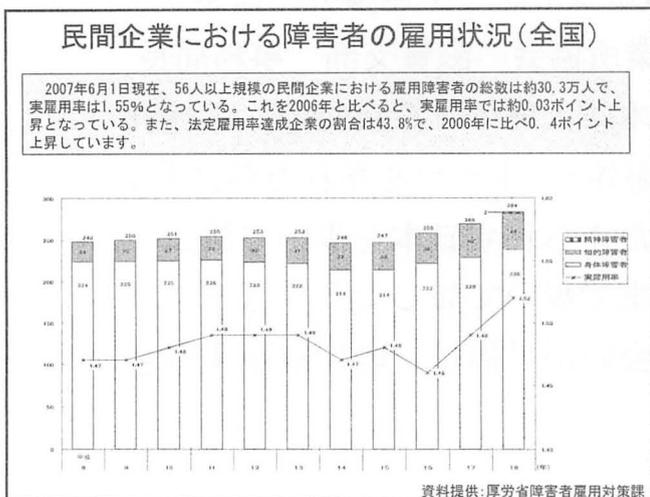
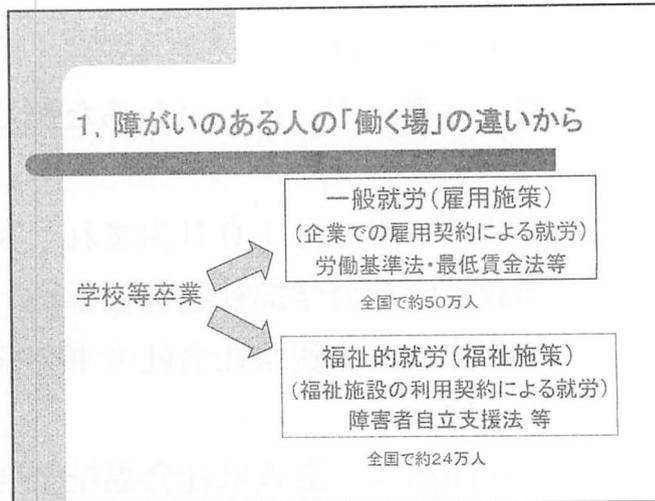
社団法人 全国重度障害者雇用事業所協会 滋賀支部 事務局長

大学在学中に高校時代に読んだ沢木耕太郎の「深夜特急」に憧れてアルバイトをしてお金が貯まれば海外へ。トルコを訪れた際に「日本の良いところは？」と聞かれてこたえられず日本を歩いて旅。一時大学を休学して滋賀県から「沖縄まで歩いて旅しよう」とテクテク野宿生活。そこで多くの人との出会いが「福祉」の仕事をするきっかけにも。



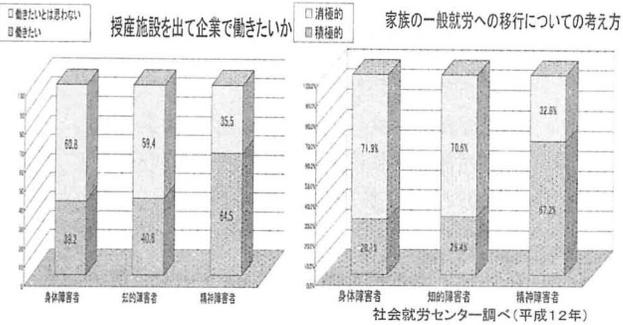
総合リハビリテーション研究大会in広島  
「手と手を・・・ひろしまからの発信」  
第5分科会 社会資源の創造  
～滋賀の取り組みから～

社団法人 滋賀県社会就労事業振興センター  
城 貴志



## 一般就労への本人と家族の希望等

養護学校の卒業生(12,000人)の半数以上(55%)が福祉施設へ



しかし実際に就職のために施設を出た人は年間1%程度

## 平成18年度工賃(賃金)月額の実績について

### 調査の概要

#### (1) 調査の目的

平成18年度から障害者自立支援法が施行され、従来のサービス体系が大きく見直されるとともに、平成19年度から「工賃増5か年計画」が開始されることから、毎年度、工賃(賃金)の実態調査を行い、障害者の経済的自立のための工賃水準の引上げに向けて、参考とするもの。

#### (2) 調査対象施設

- ①新体系: 就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所
- ②旧体系: 身体・知的・精神障害者それぞれの福祉工場、入所・通所授産施設、小規模通所授産施設

#### (3) 回収状況

4,656事業所(全4,658事業所のうち、回収率99.95%)

#### (4) 工賃(賃金)の範囲

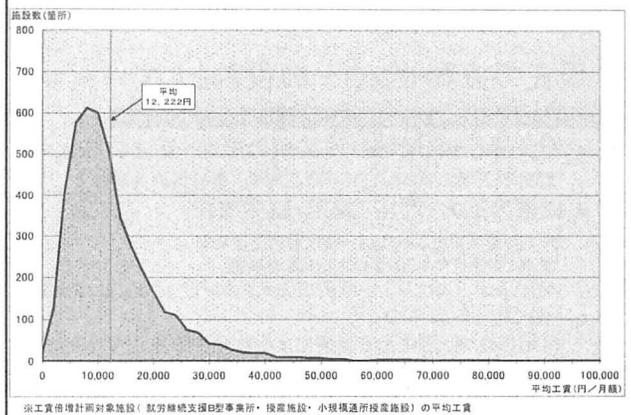
工賃、賃金、給与、手当、賞与其他名称を問わず、事業者が利用者に支払う全てのもの

## 平成18年度工賃(賃金)月額の実績について

対象事業所	平均工賃(賃金)
就労継続支援A型事業所	101,117円
就労継続支援B型事業所	11,875円
福祉工場	118,460円
入所・通所授産施設	12,766円
小規模通所授産施設	9,274円
全施設の平均工賃(賃金)	15,257円
工賃増5か年計画の対象施設(※)の平均工賃 ※ 就労継続支援B型事業所、入所・通所授産施設、小規模通所授産施設	12,222円

(注)調査対象とした全4,658事業所のうち、4,656事業所から回答

平成18年度平均工賃分布図



※工賃増計画対象施設(就労継続支援B型事業所・授産施設・小規模通所授産施設)の平均工賃

## 特別支援学校高等部の進路状況(滋賀県)

※盲・聾唖学校含む、滋賀大学附属特別支援学校は含まず。

	高等部 卒業生数	進学 (大学・専門 学校等)	就職	作業所	施設	家庭	その他
2004 年度	158	13 8.23%	23 14.57%	41 25.95%	68 43.04%	1 0.63%	12 7.59%
2005 年度	157	11 7.00%	28 18.47%	25 15.92%	80 50.96%	1 0.64%	11 7.01%
2006 年度	173	7 4.05%	43 24.86%	34 19.65%	75 43.35%	2 1.17%	12 6.94%
3年間の 合計	488	31 6.35%	95 19.47%	100 20.49%	223 45.67%	4 0.82%	35 7.17%

資料提供: 高等学校進路指導研究会

## 障がいのある人の「働く」現状 ~滋賀~

- 障害者実雇用率  
1.65%(2007年6月1日現在)
- 法定雇用率達成企業の割合 55.6%
- 作業所等からの企業への就職件数 33名 1.09%
- 福祉的就労(授産施設・就労継続B型、小規模授産)の平均工賃 15,565円
- 養護学校の進路の状況 企業への就職 19.47%

□ 社団法人  
滋賀県社会就労事業振興センターとは？

- 設立 1998年10月
- 会員数 99ヶ所(2008年8月8日現在)
- 理事構成 滋賀県社会就労センター協議会  
滋賀県手をつなぐ育成会  
滋賀県身体障害者福祉協会  
滋賀県精神障害者家族会連合会  
きょうされん滋賀支部  
共に生き・働く滋賀ネットワーク  
滋賀県社会福祉協議会  
滋賀県中小企業家同友会  
商工関係者

振興センターの設立目的

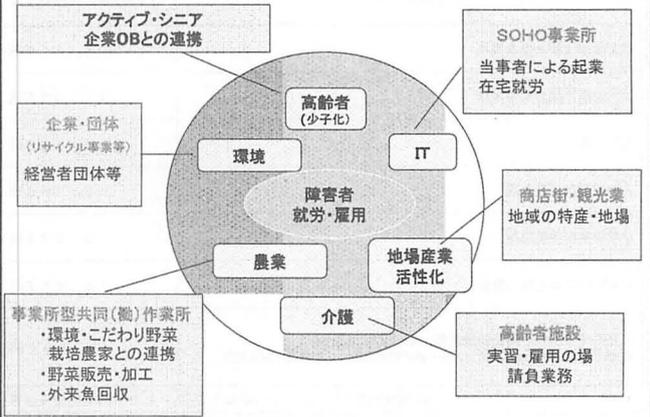
- 障害者の自立促進
- 授産施設・共同(働)作業所の事業振興
- 授産施設・共同(働)作業所の機能強化
- 就労と社会参加の促進

- ➡ 現状は・・・
- ◎ 滋賀県内作業所等の平均月額工賃 15,196円(2001年調査から)
  - ◎ 授産施設から一般企業への就労移行率 0.82%(2005年度調査から)

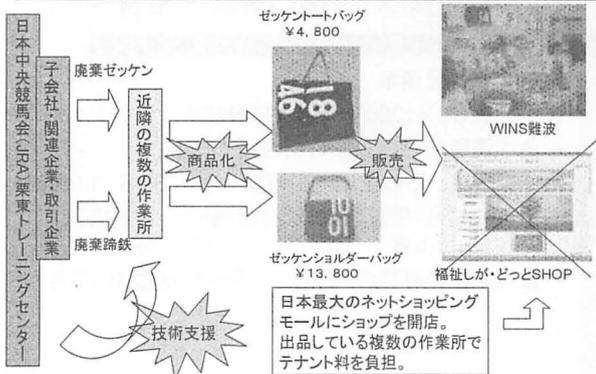
現在の振興センターの役割として・・・

- 授産施設・共同(働)作業所の販路・受注の拡大  
就労収入向上プロジェクト、商品開発、原材料の共同購入
- 職域の拡大・開拓、雇用・就労支援  
知的障害者ホームヘルパー養成就労支援事業  
企業との連携によるトライワーク推進事業  
働き・暮らし応援センター(就業・生活支援センター)バックアップ事業
- 「働く場」を自らつくる  
地域の企業・団体との連携による社会的事業所やNPO法人の立上げ → 障がい者の「雇用」の創出

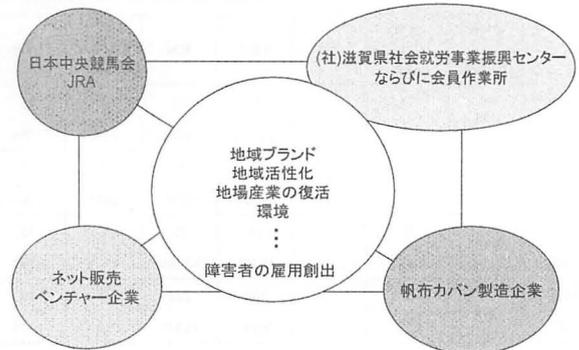
振興センターの地域ネットワークによる事業展開スキーム



ネットショップを活用した地域の  
企業・団体・複数の作業所との連携事業



ゼッケンバッグはさらなる進化を・・・

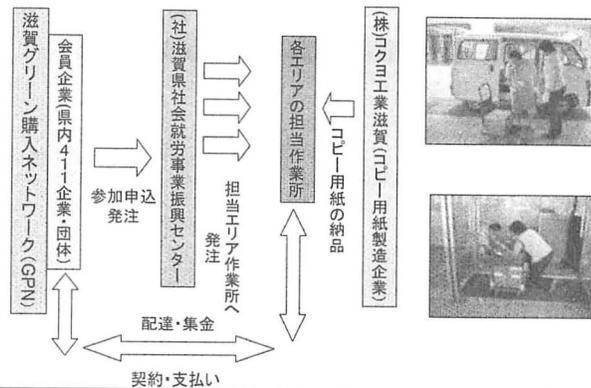


## FREITAG(フライターグ)が目標です

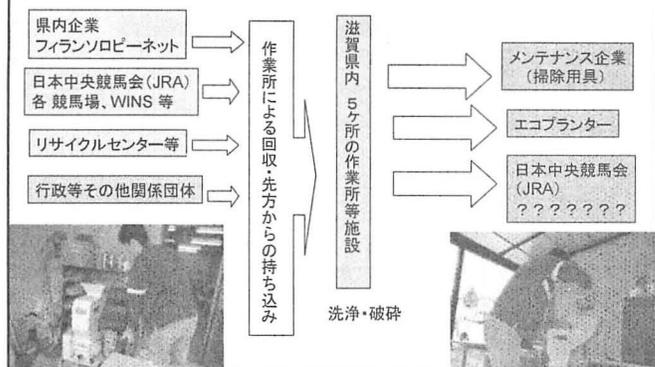
・FREITAG (フライターグ)  
 スイス・チューリッヒ発のオリジナルバッグブランド。フライターグのバッグは、使用済みのトラックの幌(ほろ)や自動車のシートベルトなどを再利用して、ひとつひとつハンドメイドで作られたリサイクルバッグ。ヨーロッパを走るトラックの幌を、オリジナルなデザインセンスと、ユニークなアイデアでバッグにつくりあげた、ひとつとして同じものが無い完全なる「1点モノ」。その工程で幌の洗浄等を障害者施設が担当。



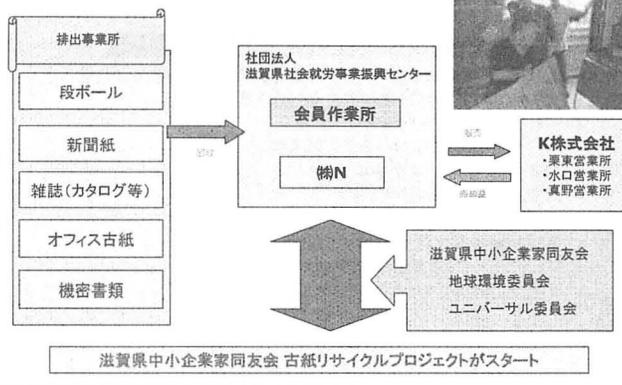
## 福祉・環境・企業との連携事業 「エコポはーと・しが」(箱なしコピー用紙の配達)



## ペットボトルキャップリサイクル事業 福祉と環境、企業との連携



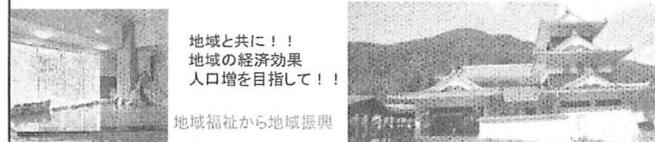
## 故紙回収事業 福祉と環境、中小企業家同友会との連携



## NPO法人ハートinハートなんぐん市場 地域住民による地域活性化と雇用の場づくり 指定管理者制度を活用した観光温泉施設の経営

- ・愛媛県南宇和郡愛南町(人口:26,405人 08年7月1日現在)
- ・精神障害者の支援者ネットワークから街づくりのネットワークへ  
→ 南宇和福祉リサイクル活動=多様な組織、人のネットワーク
- ・観葉植物のリース事業 → 就労継続支援事業A型

・指定管理者制度の活用による観光温泉施設の経営「山出想いの里温泉」  
 → 施設外就労の場として利用  
 ☆ レストラン部門、温泉部門、宿泊部門、キャンプ場  
 → 5年計画で委託金0円経営まで収益を上げる。  
 収益は地元へ還元(地域の人の雇用)  
 (受託期間3年間で準備・助走期間)



地域と共に！！  
 地域の経済効果  
 人口増を目指して！！  
 地域福祉から地域振興

## 滋賀県における動き・施策

## 障害者の「働きたい」を応援する 滋賀共同宣言

- 2005年2月12日 宣言
- 滋賀県、障害者団体6団体

＋滋賀県中小企業家同友会

「どんなに重い障害があっても、身近な地域でいきいきと暮らしたいという思いを実現するため、障害のある人の『働きたい』を積極的に応援していくことを、ここに宣言します。」

～ 中略 ～

1. 就労支援と生活支援の両面から、「働きたい」という意欲を支えます。
2. 障害のある人たちの「働きたい」を応援し、働く場の拡大を図ります。
3. 働く意欲を持ち、自立して生活することを目指します。

## 滋賀県中小企業家同友会 障害者問題委員会(ユニバーサル委員会)

- 中小企業家同友会  
会員事業所：約680社
- ☆ 同友会の3つの目的
  - ① よい会社をつくる。
  - ② よい経営者になろう。
  - ③ よい経営環境を目指す。
- 2004年4月～ 障害者問題委員会準備会
- 2005年4月～  
障害者問題委員会(ユニバーサル委員会)再開  
障害のあるなしを超えて共生できる社会の実現を目指して、障害者雇用の拡大と連携による仕事づくりなど障害のある人の自立に向けた活動。  
・参加企業数 約20社＋福祉・労働関係者

## 滋賀県中小企業家同友会 障害者問題委員会(ユニバーサル委員会)2

- 企業との連携によるトライワーク推進事業による職場実習の受入
- 故紙回収事業→地球環境委員会との連携
- ペットボトルキャップリサイクル事業  
→ 地球環境委員会との連携
- 研修会の開催(企業関係者向け)
- 障害者雇用事業所見学会
- 障害者施設見学会
- 新規共同事業検討会
- アビリンピック(障害者技能競技大会)での視察
- 工賃倍増計画でのサポートチーム

## 雇用推進行労使会議チャレンジ滋賀

[メンバー] 滋賀経済産業協会、連合滋賀、  
滋賀労働局、滋賀県

[趣 旨] 急速な産業構造の変化や少子・高齢化の進展に対応し、「全員参加型社会」の実現や地域課題に即した雇用施策の推進を図るため、行労使4者により国・県の連携施策の方針を決定する。



雇用の推進と全員参加型の社会の実現を目指すための共同アピール

1. 若年者の自立に向けた就労支援を
  2. 高齢者に対する適切な就業機会の確保を
  3. **障害者がいきいきと働くことができる環境整備を**
  4. 企業における人材育成、労働者の自発的能力開発の一層の推進を
  5. 新規成長産業の創出による雇用の場の確保を
  6. 男女の均等な雇用就業機会と待遇の確保を
  7. 子育てをしながら働くことができる職場環境を
- 滋賀県雇用推進  
プランの策定**  
(3年間)

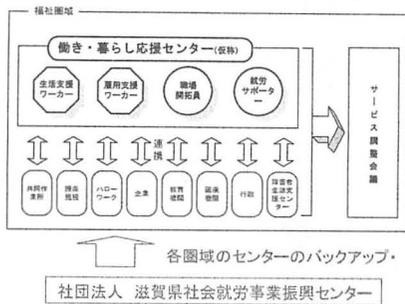
## 働き・暮らし応援センター設立の経緯

- 障害者雇用推進員設置事業  
(県労政能力開発課委託事業)
- ◎目的: 職場開拓・受注拡大
- ◎期 間: 2002年10月～2005年3月
- ◎配 置: 各圏域に1名の雇用推進員を配置
- ◎訪問先: 5名以上の従業員がいる事業所
- ◎訪問件数: 3,806事業所
- ◎雇用情報提供数: 53件
- ◎就職者数: 29名

## 働き・暮らし応援センター ①

- 一般企業での障害者の就労促進等
- 地域(福祉圏域単位)での取り組み
- 就業・生活支援センターのバージョンアップ  
＋職場開拓員・就労サポーター  
※ 就業・生活支援センター未設置は県独自で配置
- 福祉サイド＋労働サイド＋各圏域の市町村
- ワーカー業務とネットワークの構築業務  
線ではなく、面であり立体であるネットワークづくり

## 働き・暮らし応援センター ②

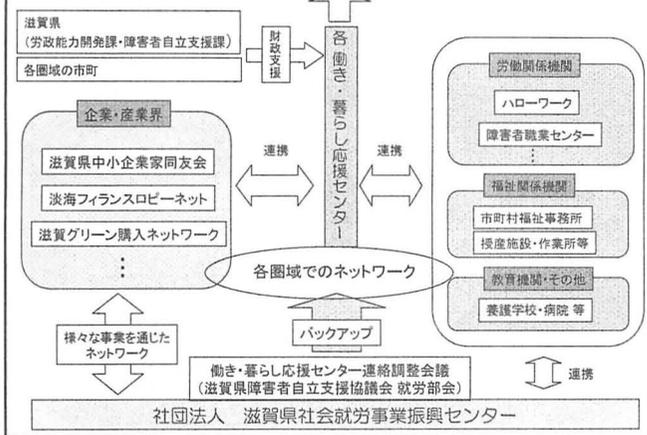


## 働き・暮らし応援センターの活動実績

- 昨年度滋賀県7ヶ所のハローワークを通じて就職した件数 513件(過去最高を記録)  
(身障288件、知的146件、精神79件)
- 働き・暮らし応援センター(5ヶ所)が支援して就職した件数 175件

働き・暮らし応援センターが支援して就職した率 34.113%

## 各圏域・各市町 障害者自立支援協議会(サービス調整会議)



## 社会的事業所 ①

### 〔目的〕

- 事業所型共同(働)作業所の利点を活かした新たな雇用の場の創出  
→ 福祉の枠からの脱却による労働者性の確保  
福祉施設(福祉的就労)→ 事業所へ  
利用者 → 従業員

## 社会的事業所 ② (要件)

- 障害者従業員が就労を継続し、維持できるように支援する機能を有すること
- 障害者従業員は5人以上20人未満、かつ全従業員の50%以上をしめること
- 全従業員と雇用契約を締結すること
- 労働保険(労災保険・雇用保険)の適用事業所であること
- 事業所としての経営方針、経営計画が適切であるとともに、利益をあげるための経営努力がなされていること

## 社会的事業所 ③

	従来型共同作業所・授産施設	事業所型共同作業所	社会的事業所	企業
位置づけ		福祉的就労 (障害のある人は利用者)	事業所 (障害のある人もない人も従業員)	
雇用契約	なし	利用者の1/2以上と雇用契約	全員と雇用契約	
最低賃金保障	なし	雇用契約を締結した場合は、最低賃金の保障を義務付け	最低賃金制度の全面適用	最低賃金制度の全面適用

## 滋賀県障害者就労支援ネットワーク懇話会

### ● 企業・福祉・労働・教育・行政による懇話会

- ☆ 企業 → CSR、SRI、コンプライアンス
  - ☆ 福祉 → 障害者自立支援法(就労支援の抜本的強化)
  - ☆ 労働 → 福祉との連携(障害者雇用促進法の改正等)
  - ☆ 教育 → 一般企業への就労者数の減少
- NPO法人 滋賀障害者就労支援ネットワーク 設立へ  
(大阪・神奈川等の取り組み)

## NPO法人 就労ネットワーク滋賀

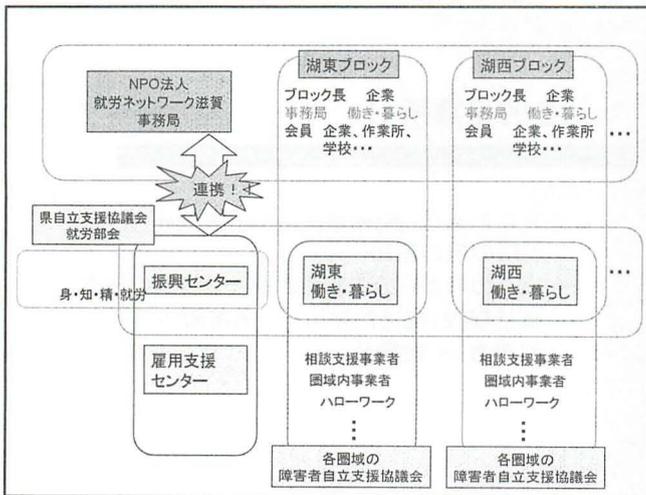
- ・ 設立総会 2007年11月1日
- ・ 理事長 (株)クレール(参天製薬特例子会社)代表取締役 長友 朗氏
- ・ 副理事長 (株)矢島製作所 代表取締役 矢島 俊行氏
- ・ 理事構成 企業、経営者団体(滋賀県中小企業家同友会)、県育成会、県身障協会、精神作業所連絡会、  
振興センター等

### 設立目的

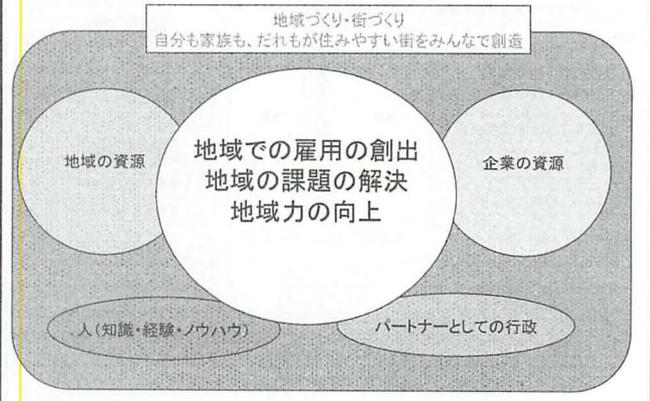
この法人は、滋賀県内の障害のある人達に対し、就労支援事業所の経営等を通して、障害者の働く場の環境整備ならびに働く場の確保、所得の向上、また、企業・福祉・労働・教育・保健・医療等の関係機関・団体等とのネットワークを構築することによって、障害者の地域生活の基盤整備と障害者雇用の促進に寄与することを目的とする。



- ① 障害者を対象とする就労支援事業所の経営
- ② 職業リハビリテーションの実施と普及
- ③ 障害者の就労支援・定着化支援に関する活動
- ④ 企業・障害者就労支援事業所等の関係機関のネットワークの構築に関する活動
- ⑤ 障害者の就労支援に関する調査・研究・普及啓発活動
- ⑥ 障害者雇用、就労支援に関する研修の開催
- ⑦ 障害者理解の普及と地域福祉の向上
- ⑧ その他、法人の目的達成のために必要な事業



## 終わりに・・・地域福祉から地域振興へ



[プロフィール]

宮 本 立 史 氏 (みやもとりゅうし)

S 6 3 年 3 月 広島大学経済学部卒

4 月 山陰合同銀行 入行

H 1 9 年 2 月 山陰合同銀行経営企画部調査役

9 月 知的障害者雇用事業所「ごうぎんチャレンジド  
まつえ」開設し、所長を兼務

H 2 0 年 2 月 第 2 号ジョブコーチ資格取得

H 2 0 年 7 月 山陰合同銀行北支店次長





# 『ごうぎんチャレンジドまつえ』の開設と 障害者雇用に関する取り組み

株式会社 山陰合同銀行

平成20年8月30日 第31回 総合リハビリテーション研究大会in広島

山陰合同銀行の『障害者雇用』に関する取り組み

1



## 1. 山陰合同銀行プロフィール

(平成19年9月30日現在)

創 立	昭和16年7月1日
本 店	島根県松江市魚町10番地
資 本 金	207億円
従業員数	2,088名
主要勘定	
総資産	3兆7,224億円
預 金	3兆2,230億円
貸出金	2兆1,156億円
有価証券	1兆3,879億円
自己資本比率	14.15%(単体)
格 付	A+(総格付投資情報センター)
拠 点 数	国内本支店 104 出張所 44 代理店 26 国内事務所 1(東京) 海外事務所 3(ニューヨーク、大連、上海)

規模としては全国中位  
中国地方では  
山口銀行ともみじ銀行の  
ちょうど間くらい



山陰合同銀行の『障害者雇用』に関する取り組み

2



## 2. ごうぎんの障害者雇用への取り組み

### ○趣旨

- (1) 障害者の自立支援と地域社会への貢献
  - ・知的障害や精神障害のある方が専門的に就労できる事業所の整備と継続的雇用を行い、障害者の自立を支援していくことで、地域社会へ貢献する
- (2) 障害者雇用の地域におけるモデルづくり
  - ・開設までの取り組みや運営ノウハウを公開し、地域社会全体で障害者の自立を支援していく、いわば地域におけるセーフティネットのモデルケースにしていく。



### ☆取り組みのポイント

- (1) 慈善事業ではない
- (2) 地域社会全体で取り組めるモデルをつくる

山陰合同銀行の『障害者雇用』に関する取り組み

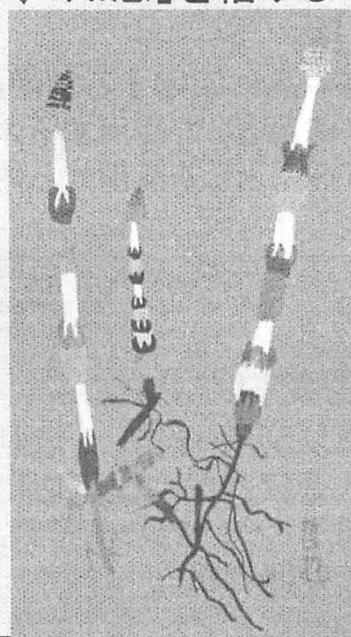
3



## 3. 取り組みの特徴

### ○地域ネットワークと仕組み作りで連携し、「知恵」を借りる

- (1) 障害者の働きやすい環境作り
  - ・職場内作業環境、労務管理、安全管理、健康管理
- (2) 雇用形態、処遇
  - ・直接雇用、特定職場への集中配置、勤務時間、給与水準
- (3) 採用方法
  - ・ハローワーク、障害者就業・生活支援センターとの連携
  - ・当行の求める人材イメージの、各施設への説明と理解
- (4) 雇用スキーム
  - ・就労移行支援事業や各種支援制度の活用
- (5) 職務開発
  - ・業務の切り出しと集約
  - ・外注業務の内製化と新規業務の開発



山陰合同銀行の『障害者雇用』に関する取り組み

4



## 4. 事業の概要

(1) 事業所名称

ごうぎんチャレンジドまつえ

(2) 所在地

松江市北堀町180番地(旧北堀出張所跡に整備)

(3) 開設日

平成19年9月4日

(4) 雇用人数

当初知的障害者6名からスタート。

平成19年12月に4名雇用し10名に。

平成20年4月に養護学校の新卒者5名雇用し現在15名。

今年度中には精神障害者2名を含め、最終的に20名まで雇用拡大。

(5) 雇用形態

勤務時間: 6時間(時給650円)

月 収: 8万円程度(健康保険、厚生年金、雇用保険等社会保険加入)

⇒ 障害基礎年金と合わせ14万円程度の月収となり、地域での自立可能

※ 障害基礎年金: 1級82千円/月、2級66千円/月



## 5. 職務開発(業務内容)

### PR品製作業務

- ・PR品に印刷する絵画の制作業務
- ・PR品として使用する木工品の組立業務(間伐材を利用)
- ・PR品として使用する木工品やエコバッグ等への絵画印刷業務

付加価値の高いオリジナルPR品

### 事務業務

- ・パソコンを使用した名刺・伝票印刷業務
- ・入金帳作成・ゴム印押し業務
- ・冊子、パンフレット等封入発送業務
- ・その他雑務

1. 新規業務の開発
2. 既存業務の切り出しと集約
3. 外注業務の内製化

新たな経費負担を発生させない  
仕組みづくり

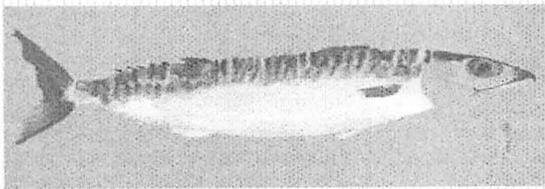
関連会社から業務移管

営業店・本部から集約



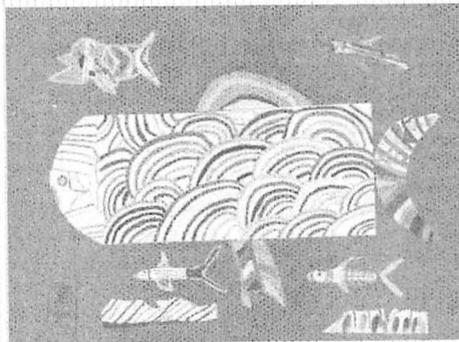
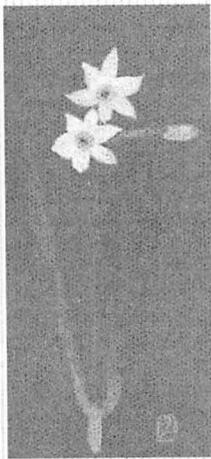
## 6.ごうぎんの求める人材イメージ

重要度	ごうぎんの求める人材イメージ
最重要	絵を描くことが好き
	通勤可能である
	本人に就労意欲がある
重要	本人の性格、人柄、協調性、コミュニケーション能力に問題ない
	基礎体力、耐性がある
	パソコンが使える
	支援者、支援機関のサポート体制が十分である
	保護者の一般就労に対する理解度が高い



山陰合同銀行の『障害者雇用』に関する取り組み

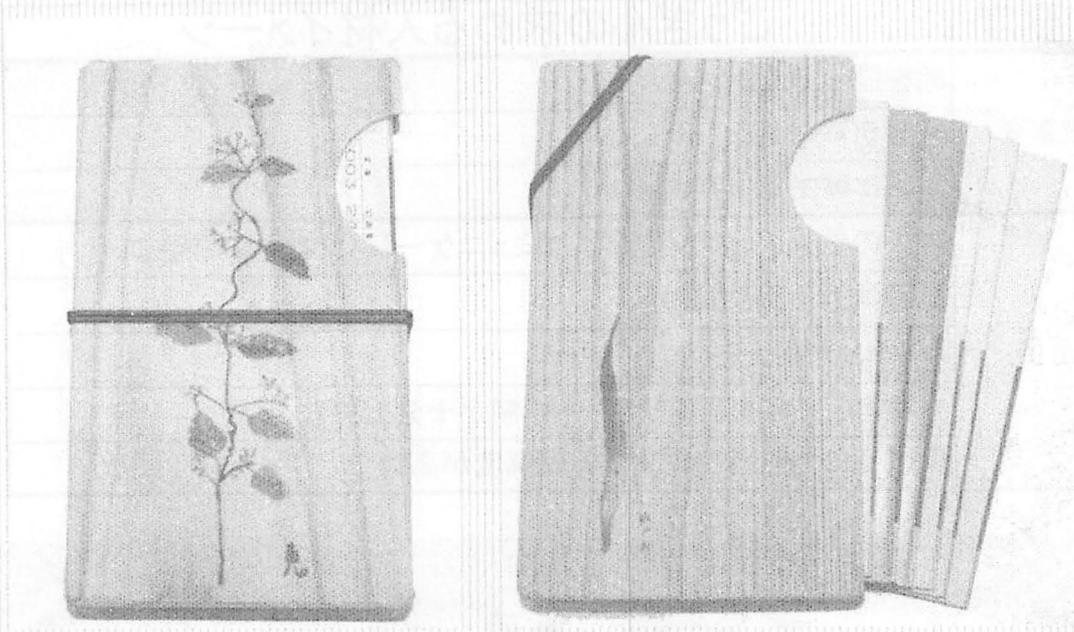
## 職員の描いた絵画



山陰合同銀行の『障害者雇用』に関する取り組み

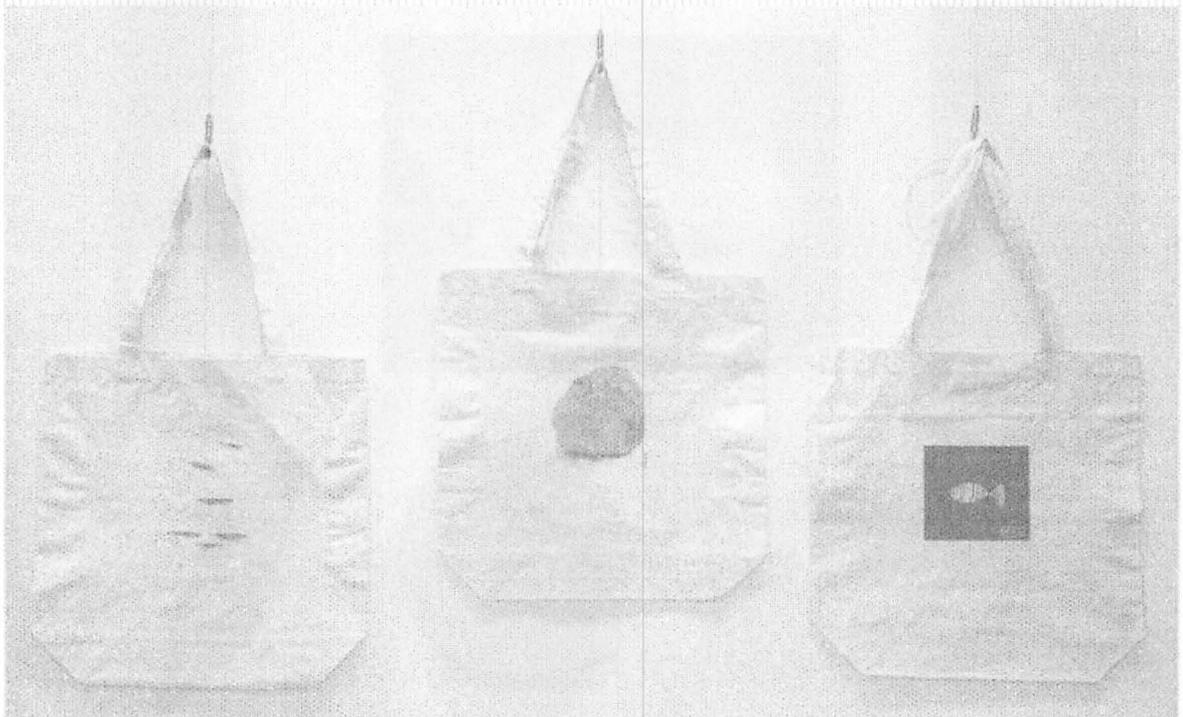


# 間伐材を利用した「通帳ケース」



山陰合同銀行の『障害者雇用』に関する取り組み

# 「エコバッグ」



山陰合同銀行の『障害者雇用』に関する取り組み



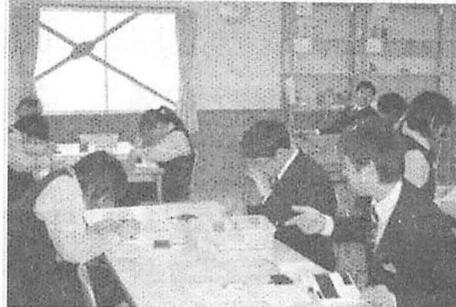
絵画制作業務



PR品製作業務



名刺・伝票印刷業務



ゴム印押し業務



山陰合同銀行の『障害者雇用』に関する取り組み



## 7. ごうぎんの障害者雇用の推移

(単位:人)

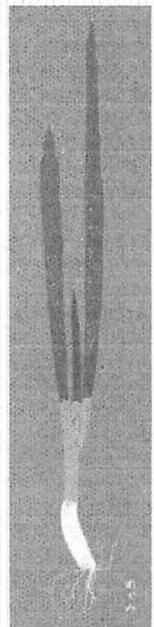
当行の障害者雇用数推移表	常用雇用 労働者	法定 雇用率	法定雇用 障害者数	障害者雇用数		換算数	雇用率	過不足
				重度	重度以外			
H19.6.1時点	2,447	1.8%	44	10	17	37	1.51%	△ 7
H19.9.1 (知的障害者6名雇用)	2,419	1.8%	44	11	20	42	1.74%	△ 2
H19.12.1 (新たに4名雇用)	2,407	1.8%	43	12	24	48	1.99%	5
H20.4.1 (新たに5名雇用)	2,633	1.8%	47	15	27	57	2.16%	10
H20年度末の予定 (新たに5名雇用)	2,638	1.8%	47	17	30	64	2.43%	17

<参考>

(単位:人)

(H19.6.1現在)		身体	知的	精神	合計
地方銀行(64行)	障害者数	1,790	10	6	1,806
	換算数	2,546	13	6	2,565

常用雇用 労働者数	雇用率
148,380	1.73%

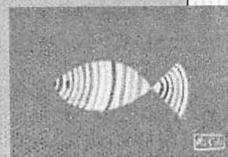


山陰合同銀行の『障害者雇用』に関する取り組み



## 8. ノウハウ公開による地域での障害者雇用促進

- (1) フォーラム、シンポジウム等への参加
- (2) 福祉関係機関の研修会等への参加
- (3) 行政の主催する会議、委員会への参加
- (4) 視察・見学等の積極的な受け入れ(H19年度370名)
- (5) HPへの掲載
- (6) 銀行のブロック、支店単位で行う顧客との親睦会等へ参加し、啓発活動を行う
- (7) 障害者雇用ニーズのある顧客への直接訪問
- (8) 地域ネットワーク組織との連携、協働



### 銀行の経営資源

顧客企業の障害者雇用ニーズの把握

### 社会資源

へ転換



## 9. なぜ銀行が障害者の就労支援を行うのか



### (1) 経営理念

「地域の夢、お客様の夢をかなえる創造的なベストバンク」

障害者が地域で当たり前働くということ

### (2) 地域金融機関の役割＝リレーションシップバンキング

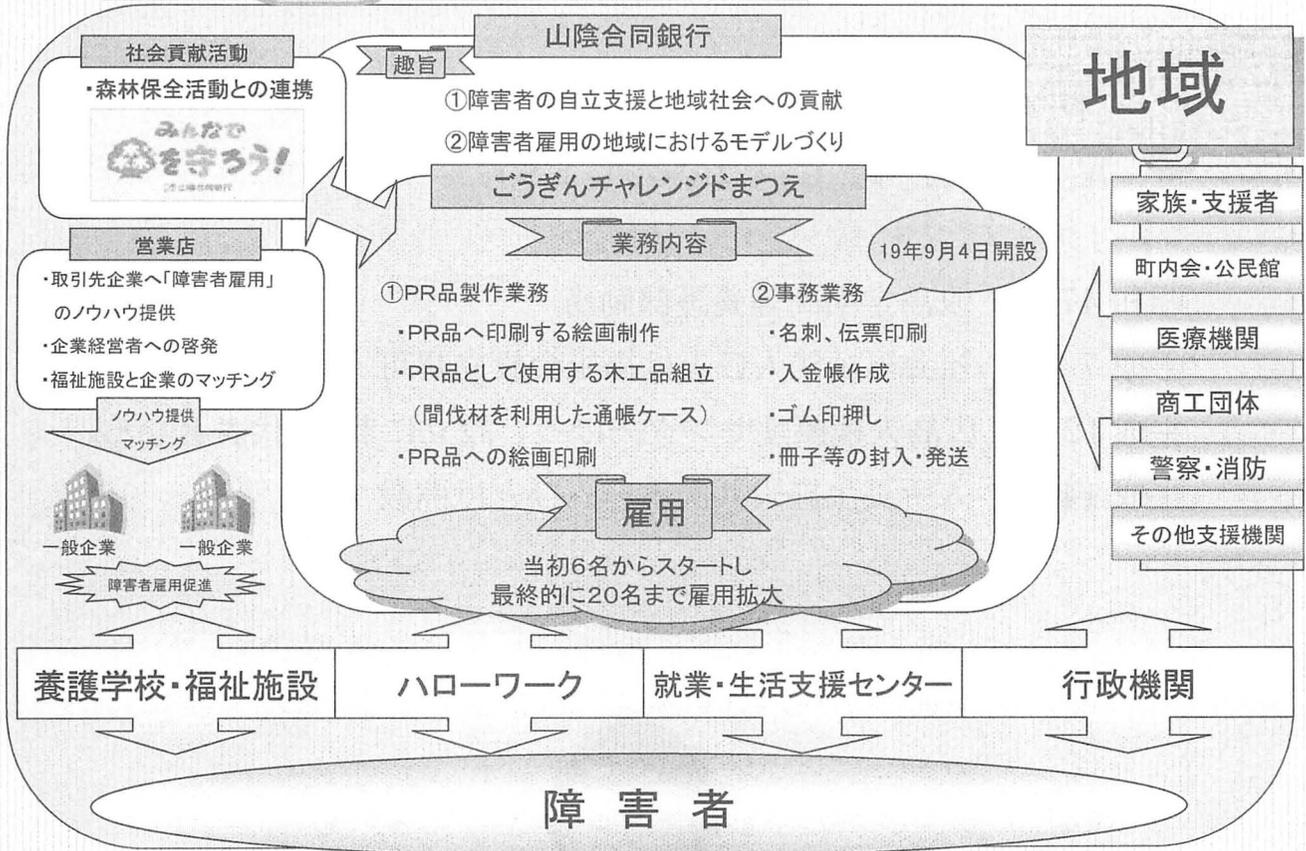
「地域経済の活性化のため、顧客との関係・結びつきをより活発なものにすること」

☆企業：障害者雇用促進法の改正への対応

⇒納付金対象企業の拡大・短時間労働者カウント開始

☆福祉施設：障害者自立支援法の経過措置終了

⇒経営支援が必要となる福祉施設増加



山陰合同銀行の『障害者雇用』に関する取り組み

[プロフィール]

寺尾文尚氏(てらおぶんしょう)

昭和47年 似島学園高等養護部勤務

平成7年 社会福祉法人ひとは福社会設立認可

平成12年 広島人権擁護センターほっと設立に参画。代表となる。

平成14年 入所更生施設共同ホームひとは開設



## 地域と福祉の協働によるまちづくり

ひとは福社会 寺尾 文尚

### ひとはの理念

- ・ 安芸高田市が「誰でもが共に暮らせるまち」になるための活動拠点
- ・ 知的な障がいのある人たちは、<sup>じおい</sup>自生文化の発信者としての地域づくりの輝爆材
- ・ 「ために」ではなく「ともに」

### ひとはの環境的状況

人口 33096人、(高齢化率 32.5%) 面積 537.17km<sup>2</sup>  
(身障手帳保持者1900人、療育手帳保持者299人)  
それでもわが町は「地球のど真中、みんなが輝く町なのさ」

### 知的な障のある人たちの底力

お母ちゃんがせっかく生んでくれたんじゃけん、自慢してくらす。  
ぼくは字が読めないから彼女のあたまを借りています。  
けっして、この世の中ではバカはいない。ひとはどう生きるかが大切です。

### 社会資源としてのひとはの役割

知的な障がいのある人たちの文化(<sup>じおい</sup>自生文化)をどう発信するか  
知的な障がいがあっても生まれ育った地域から弾き飛ばされないための活動拠点  
安芸高田市在住の知的な障がいのある住民のトータルライフサポートの拠点

### 企業との連携

企業のノウハウ+ひとはの営業力(ひとはの味噌、縄文アイスの由来)  
企業の営業力+ひとはのノウハウ(縄文アイスの販売戦略)  
企業内請負工場の設立(ハートフル農園事業の活用)

#### 見えてきたこと

ないものねだりより、あるものを活かそう  
世の中捨てたもんじゃない。まちづくりネットワークがひとはの力に

### 地域との協働

長田下地域自治振興会との協働による地域づくり  
空き家借用時の保証人は振興会が。(住民の声「隣の家が電気が点いとるんは元気が出るよ。」)  
縄文アイスから縄文の池、縄文の森へ(遊び心が原点。だから障害のある人たちも

気楽に参加)

ひとは付近を中心にした地域の環境整備構想

見えてきたこと

学ぶ（理解）より慣れろ。

「お互い様よ。」が地域と協働の原点

福祉は活用するもの。閉じ込めてはならない。

### ひとはのめざす地域づくり

「あんたがおってよかったのう。」

どうしたら地域の一員として存在感、役立ち感を経験できるか。

「おもしろい、おもしろい、かっちゃんはおもしろい奴じやのう。」

同じ地域の住民として他の住民との固有名詞での人間関係作り。

「とんど会場の草刈りは寺尾さんがしてくれました。」

地域行事に一住民として参加。

[プロフィール]

松 浦 真 英 氏 (まつうらしんえい)

- 昭和55年 駒沢大学大学院仏教学専攻修士課程修了
- 昭和58年～平成15年 社会福祉法人大崎町社会福祉協議会事務局長
- 平成15年 清光寺住職現在に至る。
- 平成15年 社会福祉法人大崎福社会理事
- 平成16年～平成19年 広島国際大学看護学部看護学科非常勤講師
- 平成17年 特定非営利活動法人ふりーす理事長 (広島市) 現在に至る。
- 平成19年 特定非営利活動法人かみじまの風理事長 (大崎上島町) 現在に至る。



# 中山間地域（離島）における社会資源創造の視点と実際

～地域特性をいかした展開をめざして～

清光寺住職・NPO法人かみじまの風理事長  
松浦真英（社会福祉士・介護支援専門員）

1. はじめに
2. 少資源から照資源への発想
  - ・諦めるから明らめるへ
3. 共有・共創・共生の発想
  - ・地域課題の相互扶助
4. コミュニティビジネスの発想
  - ・ふるさと小包指定（郵便局）からのスタート
  - ・町外（島外）との連携軸形成
5. 居住
  - ・ユニバーサルリビング（高齢者・障害者の共住）
  - ・居酒屋から・・・
  - ・空き家利用のグループホーム
6. 就労
  - ・対等関係を目指して・・・「パン工房ほがらか」出店
7. 新たな挑戦
  - ・都市の悩みを解決する場として
8. まとめにかえて



日本一の多島美（115の島）

「総合リハビリテーション研究大会in広島」大会役員・実行委員名簿

役職	氏名	組織名・肩書
大会会長	金田 一郎	日本障害者リハビリテーション協会 会長
顧問	上田 敏	日本障害者リハビリテーション協会 顧問
顧問	澤村 誠志	兵庫県立総合リハビリテーションセンター 顧問
相談役	山口 昇	尾道市公立みつぎ総合病院・病院事業管理者
実行委員長	畑野 栄治	はたのリハビリ整形外科 院長
副委員長	松井 亮輔	総合リハビリテーション研究大会 常任委員長・法政大学教授
副委員長	關 宏之	広島国際大学大学院医療福祉学専攻、医療福祉学部教授・総合リハビリテーション研究大会常任委員
委員	落合 俊郎	広島大学大学院教育学研究科 教授
委員	金子 努	県立広島大学保健福祉学部 教授
委員	岡崎 仁史	広島国際大学医療福祉学部 学部長・教授
委員	佐々木 久登	広島国際大学保健医療学部理学療法学科 教授
委員	蛭江 紀雄	広島文教女子大学人間科学部 教授
委員	目黒 輝美	広島国際学院大学現代社会学部 教授
委員	藤井 克徳	日本障害者協議会 常務理事・総合リハビリテーション研究大会常任委員
委員	黒瀬 靖郎	広島県立総合リハビリテーションセンター 所長
委員	吉村 理	広島市立総合リハビリテーションセンター センター長
委員	横島 雅行	広島障害者職業センター
委員	若宮 実雄	社会福祉法人 広島県社会福祉協議会
委員	川崎 俊和	広島県身体障害者施設協議会 会長
委員	鎌刈 拓也	社団法人 広島県身体障害者団体連合会 会長
委員	森木 聡人	広島県障害者相談支援事業連絡協議会 会長
委員	平石 協	広島県精神障害者社会復帰施設連絡会 会長
委員	小田 穰	社団法人 広島県精神障害者家族連合会 会長
委員	縄手 建	広島県知的障害者福祉協会 会長
委員	若狭 孝司	社会福祉法人 広島県手をつなぐ育成会 常務理事
委員	寺尾 文尚	ひとは福祉会 理事長
委員	森 浩昭	「僕らのアトリエ」販売店 代表
委員	梶村 政司	社団法人 広島県理学療法士会 会長
委員	沖田 啓子	広島県言語聴覚士会 会長
委員	板谷 美智子	社団法人 広島県看護協会 会長
委員	田中 洋子	社団法人 広島県社会福祉士会 会長
委員	木村 雅昭	広島県精神保健福祉士協会 会長
委員	廣山 初江	社団法人 広島県介護福祉士会 会長
事務局長	坊岡 正之	広島国際大学医療福祉学部 教授

(敬称略・順不同)

**【生涯学習】** 日本理学療法士協会（生涯学習基礎プログラム）  
日本作業療法士協会（SIG認定取得研究大会）

総合リハビリテーション研究大会 in 広島 抄録集

発行：2008年8月29日

編集：「総合リハビリテーション研究大会 in 広島」事務局

発行者：「総合リハビリテーション研究大会 in 広島」実行委員会

財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

TEL:03-5273-0601

FAX:03-5273-1523

印刷：広島国際大学 印刷センター